

令和 3 年
年 次 報 告 書

衆議院情報監視審査会

本報告書は、衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）第 22 条第 1 項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出するものである。

なお、本報告書の対象期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までである。

報告書の記載に当たり、当審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないとともに、若干の表現上の工夫を加えている。

また、〔不開示情報〕と記載した部分は、当審査会の調査において政府から開示を受けているものの、表現上の工夫を加えても情報の不開示に抵触するおそれがあるため、不記載とするものである。

はじめに

令和3年、当審査会は、第49回衆議院議員総選挙を経て8名の委員が選任され、新たな体制となりました。

一方、我が国においては、令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大の状況が継続しております。昨年の夏には、延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会は無事開催されたものの、その後、感染者数が再拡大する等、依然として「日常」が完全に取り戻せない状況にあります。

このような状況ではありましたが、当審査会は、感染症拡大防止に留意し対策を講じつつ精力的かつ慎重に調査を進め、本報告書を取りまとめたところであります。今回も例年同様、公開できるものは公開するとの編集方針の下、審査会の活動について、分かりやすい記述に努めております。

令和元年12月、特定秘密保護法施行から5年が経過し、政府において同法の適用対象の行政機関及び運用基準の見直しが実施されました。一連の見直し終了後の本報告書の対象期間は、特定秘密保護制度の運用面から見れば、比較的静かな一年であったと言えるかもしれません。

しかしながら、運用面の見直し等の有無にかかわらず、当審査会は特定秘密保護制度の運用の常時監視という大変重要な役割を担うことが求められております。私としても会長就任以来、その重要性を各委員とも十分共有しつつ審査会の活動がより有意義なものとなるよう取り組んでまいりました。今後とも、当審査会が役割を十分に果たし、引き続き国民から信頼されるよう努めてまいる所存であります。



衆議院情報監視審査会

会長

小野寺五典

— 目 次 —

はじめに

第 1 調査及び審査の経過

1 情報監視審査会について	2
(1) 情報監視審査会の構成	2
(2) 情報監視審査会の任務及び権限	2
(3) 報告書の提出及び公表	3
(4) 情報監視審査会の保護措置	3
2 調査及び審査の経過	5
(1) 調査	5
(2) 審査	5
(3) 審査会の活動経過	5
3 調査の手法	8
(1) 調査対象	8
(2) 調査方法	8
(3) 資料提出及び資料要求	9
《表 1-1》指定行政機関等に対する要求資料一覧	9
《表 1-2》情報保全監察室に対する要求資料一覧	11

第 2 調査の概要

1 制度全般	14
(1) 国会報告の概要	14
《表 2-1》令和 2 年 12 月 31 日時点の各行政機関の特定秘密指定件数	17
《表 2-2》特定秘密の指定状況と該当分野（令和 2 年 12 月 31 日時点）	22
(2) 令和 2 年中の特定秘密文書等の廃棄状況	24
《表 2-3-1》令和 2 年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書件数（改正ガイドラインの類型）	26
《表 2-3-2》令和 2 年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書件数（平成 29 年提出資料の類型）	26
(3) 内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監	27
《表 2-4》特定秘密保護制度における書面・押印等の見直しの概要	29
2 令和 2 年「政府に対する意見」への政府の対応状況	47
《表 2-5》行政文書不存在（令和 2 年末時点）の特定秘密の現状（行政機関別）	55
3 特定秘密の指定・解除	56
指定行政機関からの説明聴取及び質疑	56
ア 国家安全保障会議	56
イー① 内閣官房（国家安全保障局）	57
イー② 内閣官房（事態対処・危機管理担当）	62
イー③ 内閣官房（内閣情報調査室）	63
ウ 警察庁	69
エ 総務省	71

オ	法務省	73
カ	出入国在留管理庁	74
キ	公安調査庁	75
ク	① 外務省（大臣官房）	76
ク	② 外務省（国際情報統括官組織）	77
ク	③ 外務省（総合外交政策局）	79
ク	④ 外務省（アジア大洋州局）	81
ク	⑤ 外務省（北米局）	84
ク	⑥ 外務省（欧州局）	85
ク	⑦ 外務省（領事局）	88
ケ	経済産業省	89
コ	海上保安庁	93
サ	① 防衛省（防衛政策局）	96
サ	② 防衛省（大臣官房）	99
サ	③ 防衛省（整備計画局）	101
サ	④ 防衛省（統合幕僚監部）	103
シ	防衛装備庁	104
4	適性評価	106
(1)	政府参考人（内閣情報調査室）からの報告聴取	106
	《表 2-6》適性評価の実施状況（令和 2 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日）	106
	《表 2-7》指定行政機関、特定秘密が記録された行政文書の保有状況及び適性評価実施件数 対比表（令和 2 年）	107
(2)	関係行政機関からの説明概要及び質疑	108
第 3	政府に対する意見（調査結果）	
1	政府に対する意見	112
2	政府に対する意見の理由及び背景	114
	参考資料	
I	関係法規	121
II	特定秘密の保護に関する法律のポイント（内閣官房資料）	135
III	国会報告の概要（令和 3 年 6 月 11 日閣議決定）	136
IV	各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和 3 年 12 月末現在）（内閣官房資料）	138
V	独立公文書管理監報告のポイント（令和 3 年 6 月 24 日）	141
VI	令和 2 年中に指定が解除された特定秘密一覧	142
VII	提示を受けた特定秘密一覧	143
VIII	これまでの主な「政府に対する意見」と政府の対応状況	144
IX	会長及び委員一覧	162
X	委員派遣・海外派遣一覧	165
XI	参考人一覧	166
XII	活動経過一覧表	167

凡 例

本報告書で使用する略称等の意味は、以下のとおりである。

(略称等は、50 音順に記載)

略 称 等	概 要
運用基準	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成 26 年 10 月 14 日閣議決定、令和 3 年 6 月 11 日最終改正) 〔巻末 参考資料Ⅰ (5)〕
ガイドライン	「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定)。公文書管理法に基づき、政府が各省庁に文書の取扱いについて示す指針。
行政文書ファイル	行政機関における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの。
行政文書ファイル管理簿	行政機関における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿。
行政文書ファイル等	行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書。
公文書監察室	内閣府公文書監察室。「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成 30 年 7 月 20 日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議)において、独立公文書管理監を局長級に格上げし、各府省における行政文書の管理状況について常時監視するなどの一般の行政文書のチェック機能を追加することとされたことにあわせ、平成 30 年 9 月 3 日、同管理監の下に設置された。
公文書管理法	「公文書等の管理に関する法律」(平成 21 年法律第 66 号)
国会報告	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」。政府は特定秘密保護法第 19 条の規定に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について、毎年 1 回、有識者の意見を付して国会に報告するものとされている。 〔巻末 参考資料Ⅲ〕

略 称 等	概 要
指定管理簿	特定秘密指定管理簿。個々の特定秘密について、施行令第4条第1号から第5号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとされている。(運用基準Ⅱ3(5)) 当審査会は、令和2年12月31日時点において行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめた「特定秘密指定管理簿綴り」の提出を受けている。 なお、特定秘密指定管理簿綴りには、整理上、行政機関名、識別番号及びページ番号が便宜的に加えられている。 識別番号の略称は、以下の行政機関を示している。 安＝国家安全保障会議、官＝内閣官房、警＝警察庁、総＝総務省、法＝法務省、出＝出入国在留管理庁、公＝公安調査庁、外＝外務省、経＝経済産業省、海＝海上保安庁、防＝防衛省、装＝防衛装備庁
指定行政機関	特定秘密保護法第3条第1項本文に規定する特定秘密の指定権限を有する行政機関。
指定書	特定秘密指定書。行政機関の長は、特定秘密を指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の指定の理由を記すものとされている。(運用基準Ⅱ3(2))
情報保全監察室	内閣府情報保全監察室。独立公文書管理監の職務を助け、特定秘密保護法附則第9条に規定する独立した公正な立場において、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関する事務（大臣官房公文書管理課及び公文書監察室の所掌に属するものを除く。）を行う。
情報保全諮問会議	「我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者」（特定秘密保護法第18条第2項）として、内閣総理大臣が委嘱する者により構成し、同大臣の下に開催する会議。特定秘密保護法第3条第1項、第18条第2項及び第3項並びに附則第3条の規定に基づく意見のほか、特定秘密保護法の適正な運用を図るために必要な意見を、内閣総理大臣に対して述べる。
適合事業者	物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの。(特定秘密保護法第5条第4項)

略 称 等	概 要
特定行政文書ファイル等	行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち特定秘密である情報を記録するもの。(運用基準V 1 (3))
特定秘密	特定秘密保護法第3条第1項では、行政機関の長は、①別表に該当する事項に関する情報であって、②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとしている。
特定秘密文書	特定秘密が記録された行政文書。
特定秘密保護法	「特定秘密の保護に関する法律」(平成25年法律第108号)
独立公文書管理監	内閣府独立公文書管理監。特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、特定秘密保護法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日に、内閣府に設置された。
独立公文書管理監報告	「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」。運用基準V 5 (1)オにおいて、独立公文書管理監は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告することとされている。 〔巻末 参考資料V〕
内閣情報調査室	内閣官房内閣情報調査室。特定秘密保護法の担当部局。特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は、内閣法第20条により、内閣情報官が掌理することとなっている。
内閣保全監視委員会	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に設置される委員会。(運用基準V 1 (2))
年次報告書	衆議院情報監視審査会規程(平成26年6月13日議決)第22条第1項の規定に基づき、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出することとなっている。
歴史公文書等	歴史資料として重要な公文書その他の文書。(公文書管理法第2条第6項)

第 1 調査及び審査の経過

1	情報監視審査会について	2
2	調査及び審査の経過	5
3	調査の手法	8

第 1 調査及び審査の経過

1 情報監視審査会について

(1) 情報監視審査会の構成（委員 8 名、令和 4 年 3 月 31 日現在）¹

会 長 小野寺 五 典 君（自由民主党）
田 村 憲 久 君（自由民主党）
松 本 剛 明 君（自由民主党）
伊 東 良 孝 君（自由民主党）
長 妻 昭 君（立憲民主党・無所属）
おおつき紅 葉 君（立憲民主党・無所属）
和 田 有一朗 君（日本維新の会）
大 口 善 徳 君（公明党）

(2) 情報監視審査会の任務及び権限

情報監視審査会は、国会に設置された、行政における特定秘密保護制度の運用を常時監視するための常設の機関である。この趣旨に鑑み、審査会は、国会の会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる²。具体的な任務は、①特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について「調査」すること、②委員会等からの特定秘密の提出要求に行政機関の長が応じない場合に、その判断の適否等を「審査」することの二つである。

「調査」及び「審査」に係る審査会の権限のうち、主なものは次のとおりである。

ア 特定秘密の提出又は提示要求³

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めたときは、その提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除き、その求めに応じなければならない。

イ 勧告⁴

審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密保護制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ、勧告の結果とられた措置の報告を求めることができる。同様に、審査の場合も、行政機関の長に対し、委員会等の求め又は要請に応じて特定秘密を含む報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができる。

¹ 過去の会長及び委員の一覧は、巻末 参考資料IX参照。

² 衆議院情報監視審査会規程第 9 条

³ 国会法第 102 条の 15 及び第 102 条の 17

⁴ 国会法第 102 条の 16 第 1 項、同第 2 項及び第 102 条の 17 第 5 項

(3) 報告書の提出及び公表

審査会は、毎年1回、衆議院情報監視審査会規程第22条第1項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（年次報告書）を議長に提出し、当該報告書は、議長において公表するものとされている。また、随時、必要があると認めるときは、報告書を作成し議長に提出することができるものとされている。

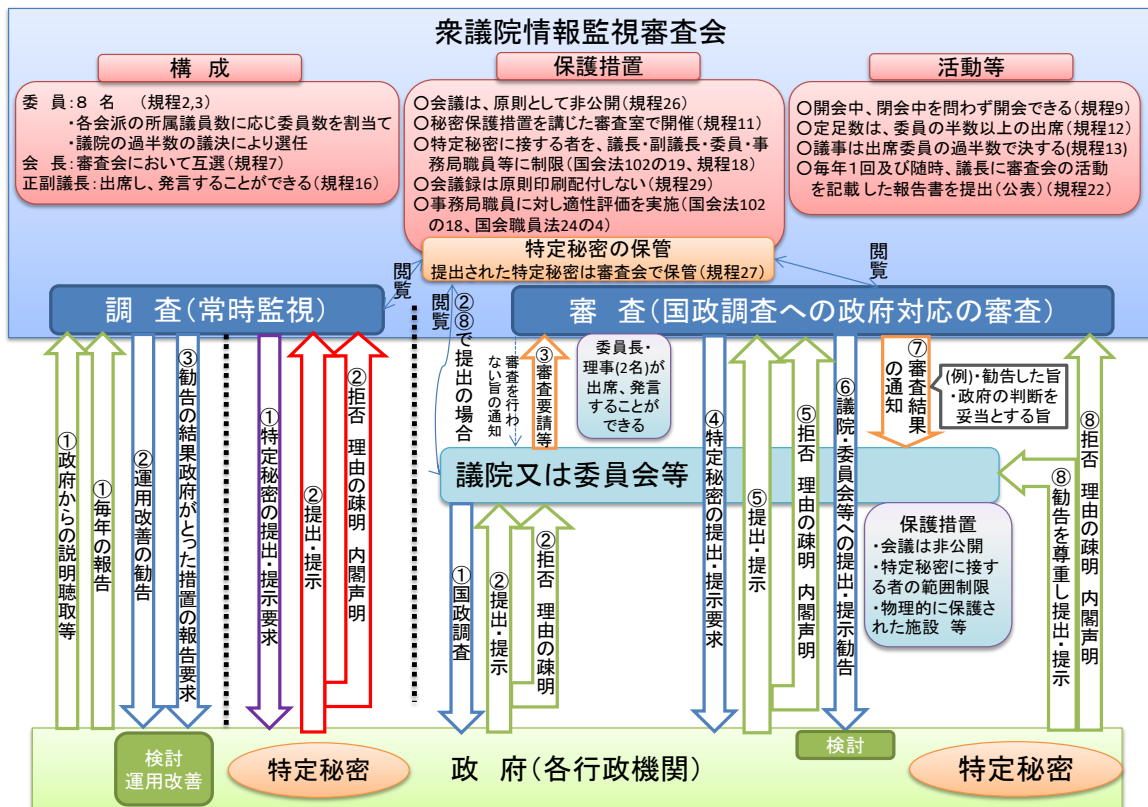
(4) 情報監視審査会の保護措置

審査会には、特に秘匿を要する情報である特定秘密等の提出・提示を受けるにあたり、その漏えい防止を図るため、様々な保護措置が定められている。国会法及び衆議院情報監視審査会規程等が規定する保護措置には、次のようなものがある。

〈情報監視審査会の保護措置〉

- ・ 本会議の議決による委員の選任（規程第3条）
- ・ 特定秘密等を他に漏らさない旨の委員の宣誓（規程第4条）
- ・ 特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯としての報告等（規程第31条）
- ・ 保護措置を講じた情報監視審査室での会議開催（規程第11条）
- ・ 会議の原則非公開（規程第26条）
- ・ 会議録の原則非公開（規程第29条）
- ・ 会議録の閲覧制限（規程第30条）
- ・ 特定秘密の保管（規程第27条）
- ・ 特定秘密の閲覧制限（規程第28条）
- ・ 情報監視審査会の事務を行う職員に対する適性評価の実施（国会法第102条の18、国会職員法第24条の4、第24条の5）
- ・ 情報監視審査会に提出された特定秘密の利用者・知得者の制限（国会法第102条の19、議院証言法第5条の4）

なお、政府による特定秘密の適切な提出を図るため、審査会は、厳格な保護措置やその運用を定めた内規を制定している。



2 調査及び審査の経過

本年年次報告書が対象とする期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間である。この期間中に、当審査会は10回開会した⁵。

(1) 調査

令和3年5月11日、前回の令和2年々次報告書を協議・決定し、終了後直ちに大島議長に提出した。

次いで、内閣から提出された特定秘密の指定等の状況に関する国会報告について、6月16日、説明を聴取した。

これを受けて、令和4年3月3日以降、関係行政機関に、順次説明聴取及び質疑を行った。

(2) 審査

本年年次報告書が対象とする期間中、委員会等からの審査の求め又は要請⁶はなかった。

なお、平成26年12月の審査会設置以来、委員会等からの審査の求め又は要請がないため、これまで当審査会においてこの審査は行っていない。

(3) 審査会の活動経過

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第二百四回国会	5.11 (第4回)	令和2年々次報告書について、協議決定した。 (委員外出席者) 議 長 大島 理森君 副議長 赤松 広隆君 審査会后、会長から令和2年々次報告書を議長に提出した。
	5.18	会長は、本会議において、令和2年々次報告書についての報告を行った。
	6.11	国会法第102条の14の規定に基づき、内閣から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)を受領した。
	6.16 (第5回)	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)について河野国務大臣から説明を聴取した。 (委員外出席者) 議 長 大島 理森君 副議長 赤松 広隆君 国務大臣 河野 太郎君

⁵ 手続的な事項のみを協議した令和3年4月13日の審査会(第204回国会第3回)を含む。

⁶ 国会法第104条の2、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の2

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第二百五回国会	10. 4	第 205 回国会（臨時会）召集 (会期 11 日間 10. 14 解散)
	10. 8 (第 1 回)	会長を互選した。 会 長 小野寺 五典君
第二百六回国会	11. 10	第 206 回国会（特別会）召集 (会期 3 日間 11. 12 まで)
	11. 11 (第 1 回)	会長を互選した。 会 長 小野寺 五典君
第二百七回国会	12. 6	第 207 回国会（臨時会）召集 (会期 16 日間 12. 21 まで)
第二百八回国会	令和 4. 1. 17	第 208 回国会（常会）召集
	3. 3 (第 1 回)	1 特定秘密の保護に関する制度の運用、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2 特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、政府参考人に質疑を行った。 (委員外出席者) 内閣府副大臣 大野 敬太郎君 (政府参考人) 内閣官房及び独立公文書管理監
	3. 10 (第 2 回)	内閣官房及び国家安全保障会議における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房
	3. 17 (第 3 回)	1 特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2 内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 独立公文書管理監、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第二百八回国会 (続き)	3. 24 (第 4 回)	内閣官房及び外務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房及び外務省
	3. 31 (第 5 回)	内閣官房、防衛省及び防衛装備庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房、防衛省及び防衛装備庁

3 調査の手法

(1) 調査対象

特定秘密保護法に基づき特定秘密の指定権限を有する 20 の行政機関(指定行政機関)⁷及び適性評価実施行政機関について調査を行った。

まずこれらの行政機関に対して資料の提出を要求し、そのうち、実際に特定秘密の指定を行っている 12 の行政機関から説明を聴取した。

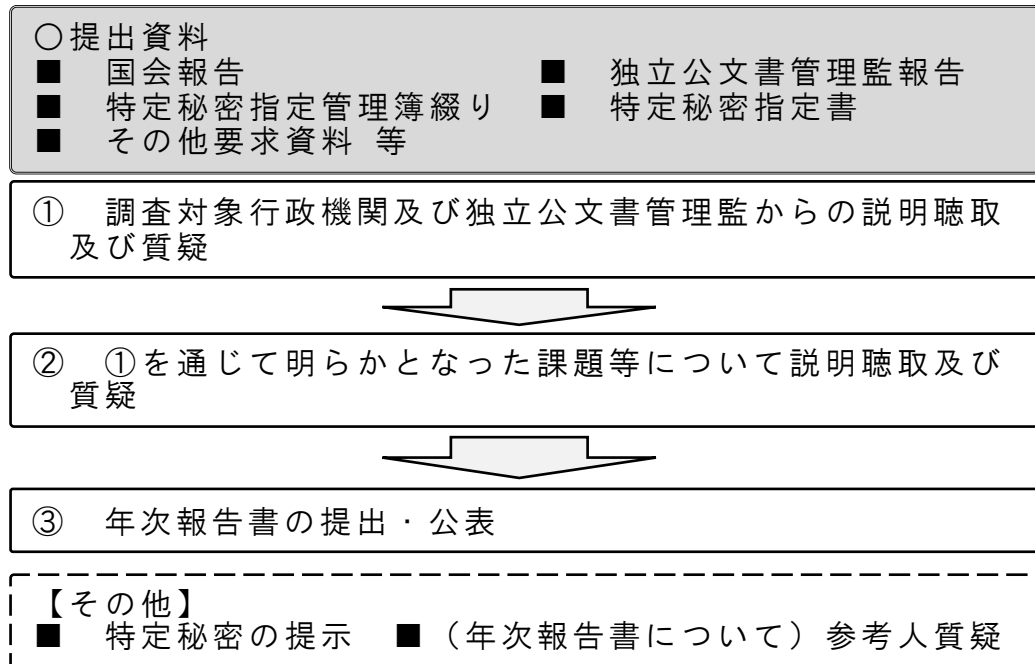
(説明聴取の対象とした行政機関)

国家安全保障会議⁸、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省、防衛装備庁

(2) 調査方法

当審査会における基本的な調査方法の概要は下図のとおりである。

調査方法の概要



⁷ 特定秘密保護法第3条第1項本文に規定する特定秘密の指定権限を有する行政機関。具体的には、国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の20行政機関である(令和2年末現在)。

⁸ 国家安全保障会議については、事務局となっている内閣官房国家安全保障局から説明聴取等を行った。

(3) 資料提出及び資料要求

ア 政府の国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りの提出

令和 3 年 6 月 11 日、特定秘密保護法第 19 条の規定に基づき、政府から国会に「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（国会報告）⁹が提出された。

また、運用基準 V 5 (3) イに基づき、情報監視審査会に対して特定秘密指定管理簿綴りが提出された¹⁰。

イ 政府に対する要求資料

(7) 指定行政機関等に対する資料要求

令和 3 年 6 月 10 日、特定秘密の指定・解除等の適正性等に関する調査のため、指定行政機関及び適性評価実施行政機関に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

《表 1-1》指定行政機関等に対する要求資料一覧

要求事項（資料名等）
a 特定秘密指定書及び新旧を整理した一覧表 ①特定秘密指定書の写し（令和 2 年 12 月 31 日時点） ②特定秘密指定書（令和 2 年末までの指定分）の記載事項について、平成 28 年 12 月 31 日時点のものからの変更点一覧表
b 特定秘密指定管理簿補足資料 ①特定秘密指定管理簿綴り（令和 2 年末までの指定分）の記載事項について、平成 28 年 12 月 31 日時点のものからの変更点一覧表 ②特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」に秘密が含まれる（黒塗りされている）場合は、その判断となった理由 ③特定秘密の指定有効期間等に関する以下の資料 ア 令和 2 年中に指定された特定秘密の指定有効期間決定の具体的理由及び令和 2 年中に指定有効期間の延長があった場合にはその具体的理由 イ 令和 2 年中に指定を解除又は指定有効期間が満了した特定秘密につき、指定を解除した又は指定有効期間を延長しなかった具体的理由及び特定秘密から「省秘」等他の秘密区分へ変更したものの有無（秘密区分を変更した場合は具体的な区分を含む） ④特定秘密の管理に係る内規及び新旧対照表（令和 2 年 7 月 31 日以降に当該内規の改正があった場合に限る。）
c 適性評価に関する資料 ①令和 2 年中に対象となった行政機関の職員等の内訳（部署別及び役職別の件数） ②特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者及び実際に行っている者の実数につき、行政機関ごとの一覧表（令和 2 年 12 月 31 日時点）

⁹ 巻末 参考資料Ⅲ 参照

¹⁰ 運用基準 V 5 (3) イでは、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを国会報告に添付するものとしている。

要求事項（資料名等）

- ③適性評価の対象となった従業者が存在する適合事業者の名称（令和2年12月31日時点）と、当該適合事業者ごとの、令和2年中従業者に対して実施した適性評価の件数及び特定秘密の取扱いの業務を行うことができる従業者の数（令和2年12月31日時点）
- ④適性評価の実施に係る内規及び新旧対照表（令和2年7月31日以降に当該内規の改正があった場合に限る。）

d 特定秘密文書関係（廃棄関係を含む）

- ①特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（指定された特定秘密ごと）¹¹
 - *文書等の名称から、その内容が推察しにくい場合は、文書等の内容を示す名称をもって説明する資料
- ②複数の特定秘密が記録された文書等につき、主たる特定秘密（他の行政機関が指定し、提供を受けている特定秘密を含まない）ごとに従たる特定秘密を記載した資料
- ③各行政機関が指定する特定秘密について、以下に掲げる項目についての件数を記載した資料（平成30年末、令和元年末及び令和2年末時点）
 - *◎を付したものについては、複製を含む件数についても記載
 - ア 文書件数全体◎
 - イ 保存期間別（1年以上、1年未満）内訳（保存期間1年以上のもので前年より文書件数が減少しているものがある場合にはその理由）◎
 - ウ 保存期間1年以上のものについて、歴史公文書等の該当・非該当別内訳
 - エ ウについて、作成から30年を超えるものの該当・非該当別内訳
 - オ 廃棄件数総計（保存期間別及びその合計）
- ④他の行政機関が指定し、提供を受けている特定秘密について、提供元の行政機関ごとにまとめた識別番号及び件数の一覧（令和2年末時点）
 - *複製を含む件数についても記載
- ⑤作成から30年を超える特定秘密文書の名称を記載した資料
- ⑥令和2年中に廃棄した特定秘密文書に関する次の資料
 - ア 保存期間1年未満の特定秘密文書の類型別件数を記載した資料
 - イ 保存期間1年未満の特定秘密文書について、当該廃棄が「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）において「保存期間を1年未満とすることができる」ものとして例示されている種類のうち、「① 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」であること以外の理由で行われたものの名称を記載した資料
- ⑦現在、廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監察中もしくは内閣府との廃棄協議中の特定秘密文書及び当該特定秘密文書を保存する行政文書ファイルの件数、名称及びその廃棄理由
- ⑧特定秘密又は特定秘密であった情報が記録された保存期間1年以上の文書及び当該文書を保存する行政文書ファイルのうち、令和2年中に廃棄又は移管されたものの件数、名称及びその廃棄理由を記載した資料

e 特定秘密文書に係る内規関係

- 特定秘密文書の歴史公文書等該当性の判断基準を示す各行政機関の内規及び新旧対照表（令和2年7月31日以降に当該内規の改正があった場合に限る。）

¹¹ 文書リストを提出可能な特定秘密のみ提出された。

(イ) 情報保全監察室に対する資料要求

特定秘密の保護に関する制度の運用並びに特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等についての調査のため、令和3年6月10日、情報保全監察室に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

《表 1-2》情報保全監察室に対する要求資料一覧

要求事項（資料名等）
①検証・監察の対象とした特定秘密の一覧（平成28年、平成29年、平成30年、令和元年及び令和2年） ＊書面調査、ヒアリング及び実地調査等のそれぞれの実施の有無について記載
②説明聴取及び実地調査それぞれの省庁別内訳（平成28年、平成29年、平成30年、令和元年及び令和2年）
③検証・監察の際に現認を行った特定秘密文書の一覧（平成28年、平成29年、平成30年、令和元年及び令和2年）
④③の各文書についての、①確認理由、②概要、③評価 ＊「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察を行った特定秘密文書については、当該文書が「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）において保存期間を1年未満と設定することができる7種類のうちどれに該当するものであったかを記載
⑤検証・監察を行った代表的事例数件についての経過（日時、実施内容等）（平成28年、平成29年、平成30年、令和元年及び令和2年）
⑥独立公文書管理監及び情報保全監察室に対する連絡、通報等の件数とその概要（平成28年、平成29年、平成30年、令和元年及び令和2年）

第2 調査の概要

1	制度全般	14
2	令和2年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況	47
3	特定秘密の指定・解除	56
4	適性評価	106

第2 調査の概要

令和3年6月11日、国会法第102条の14等¹²の規定に基づき、政府から国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りを受領し、同月16日、河野国務大臣（当時）から当該国会報告について説明を聴取した。

河野国務大臣からの説明聴取の後、まず特定秘密保護制度の運用や管理の適正確保のための検証・監察等について、内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監から説明を聴取し、質疑を行った。

また、当審査会からの要求を受けて政府から提出された資料に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、各行政機関からそれぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

なお、当審査会は、情報の漏えいを防ぐため種々の保護措置¹³を講じた上で調査を行っており、会議録は非公開である¹⁴が、従来から報告書の編集に当たっては、政府の不開示情報については記載しないこととする一方、国民の知る権利に資する観点から、できるだけ「公表できることは公表する」との方針で取りまとめを行ってきている。本報告書も、この方針を踏襲し、質疑・応答の形式を用いるなど、読者にとって分かりやすい形で編集を行った。

1 制度全般

(1) 国会報告の概要

令和3年6月16日、河野国務大臣（当時）から国会報告¹⁵について説明を聴取した。その概要は以下のとおりである。

（報告の趣旨）

特定秘密の指定等の状況を政府において取りまとめ、それに有識者の意見を付して国会に報告するとともに、公表するものである。

（対象期間）

令和2年1月1日から同年12月31日までの1年間である。

¹² 国会法第102条の14のほか、特定秘密保護法第19条、運用基準V 5 (3)

¹³ 本報告書「第1-1 (4) 情報監視審査会の保護措置」参照

¹⁴ 衆議院情報監視審査会規程第29条、第30条

¹⁵ 巻末 参考資料Ⅲ参照

（運用基準の見直し）

政府としては、これまでの各議院の情報監視審査会、情報保全諮問会議の有識者及び特定秘密の取扱いを実際に行っている関係省庁等の意見を踏まえた検討を行い、令和2年6月16日に運用基準の一部変更について閣議決定を行った。

（特定秘密保護法における行政機関）

28 機関（令和2年末時点）である。

（特定秘密の指定権限を有する行政機関）

20 機関（令和2年末時点）である。

（対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況）

対象期間中、9の行政機関において51件の特定秘密が指定され（後掲《表2-1》参照）、2の行政機関において4件の特定秘密の指定の有効期間が満了し、9の行政機関において57件の特定秘密の指定の有効期間が延長された。また、1の行政機関において3件の特定秘密の指定が解除された。

対象期間中、政府全体で59,958件の適性評価が実施された。なお、評価対象者が実施について同意をしなかった件数は、政府全体で5件であった。

（対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況）

対象期間末時点において、12の行政機関で613件の特定秘密が指定されている（後掲《表2-2》参照）。

特定秘密が記録された行政文書の保有状況については、政府全体で523,170件である。

また、適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、全体で128,452人である。

（独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応）

独立公文書管理監による検証・監察が行われた結果、4件の是正の求めがあり、当該省庁において対応がなされた。

衆議院情報監視審査会では、関係行政機関が指定した特定秘密に関する調査に対し、説明が行われた。また、衆議院情報監視審査会の令和元年年次報告書における政府に対する意見（審査会意見）について、政府の対応状況を説明している。

令和3年5月11日に衆議院議長に提出された衆議院情報監視審査会の令和2年年次報告書には、政府に対する御意見が掲載されている。政府としては、御意見を重く受け止め、その趣旨を十分に踏まえ、必要な対応を検討し、説明してまいりたいと考えている。

（独立公文書管理監からの意見）

独立公文書管理監から、特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい旨の意見があった。

（有識者からの意見）

有識者から、第 10 回情報保全諮問会議に際し、本報告に関して意見があったので、必要な修正を行った。また、特定秘密保護法の運用等についても意見があった。

《表 2-1》令和 2 年 12 月 31 日時点の各行政機関の特定秘密指定件数

※赤字は令和 2 年中に指定されたものを含む情報（カッコ内は新規件数）

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
国家安全保障会議	7 (1)	第 2 号 〔外交〕	○国家安全保障会議の議論の結論に関する情報〔7 件（1）〕
内閣官房	94 (7)	第 2 号 〔外交〕 第 4 号 (テロリズム防止)	①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報〔1 件（0）〕 ②外部からの侵略等の脅威に対して我が国及び国民を守るために政府がとる中長期の政策に関する情報〔1 件（0）〕 ③国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報〔1 件（0）〕 ④特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報〔4 件（0）〕 ⑤内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報〔7 件（1）〕 ⑥領域保全の措置及び方針に関する情報〔2 件（0）〕 ⑦内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報〔7 件（1）〕 ⑧内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報〔19 件（1）〕 ⑨情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報〔11 件（1）〕 ⑩内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報〔14 件（2）〕 ⑪情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報〔26 件（1）〕 ⑫国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報〔1 件（0）〕

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
警察庁	41 (4)	第3号 (特定有害活動防止) 第4号 (テロリズム防止)	①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報 [4件 (0)] ②外国の政府等との情報協力業務に関する情報 [7件 (1)] ③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報 [11件 (0)] ④警察の人的情報源等となった者に関する情報 [3件 (0)] ⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報 [1件 (0)] ⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報 [2件 (1)] ⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報 [13件 (2)]
総務省	11 (2)	第2号 [外交]	○在日米軍が使用する周波数に関する情報 [11件 (2)]
法務省	1 (0)	第2号 [外交]	○領域保全の措置及び方針に関する情報 [1件 (0)]
出入国在留管理庁	1 (0)	第2号 [外交]	○領域保全の措置及び方針に関する情報 [1件 (0)]
公安調査庁	26 (2)	第2号 [外交] 第3号 (特定有害活動防止) 第4号 (テロリズム防止)	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報 [1件 (0)] ②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報 [5件 (0)] ③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
			又は支援する団体又は者の動向に関する情報〔3件（0）〕 ④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報〔7件（1）〕 ⑤人的情報収集に関する情報〔3件（0）〕 ⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報〔7件（1）〕
外務省	40 （1）	第2号 〔外交〕 第4号 〔テロリズム防止〕	①拉致問題に関する情報〔1件（0）〕 ②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報〔1件（0）〕 ③周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報〔1件（0）〕 ④東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報〔1件（0）〕 ⑤北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報〔1件（0）〕 ⑥内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報〔4件（0）〕 ⑦大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報〔1件（0）〕 ⑧北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報〔1件（0）〕 ⑨外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報〔7件（1）〕 ⑩内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報〔4件（0）〕 ⑪日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報〔1件（0）〕 ⑫内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報〔11件（0）〕

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
			⑬公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報 [4 件 (0)] ⑭国際テロリズムに関して外国の政府等から 総合外交政策局に対し提供のあった情報 [1 件 (0)] ⑮国際テロリズムに関する人的情報収集に関 する情報 [1 件 (0)]
経済産業省	4 (0)	第 2 号 [外交]	○内閣情報調査室から得た内閣衛星情報セン ターの収集分析対象及び識別性能に関する 情報 [4 件 (0)]
海上保安庁	21 (1)	第 2 号 [外交]	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との 情報協力業務の計画及び方法に関する情報 [2 件 (0)] ②外国の政府との情報協力業務に関する情報 [7 件 (1)] ③内閣情報調査室から得た外国の政府等との 情報協力業務の実施状況等に関する情報 [1 件 (0)] ④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報セン ターの収集分析対象及び識別能力に関する 情報 [11 件 (0)]
防衛省	349 (32) ※	第 1 号 [防衛]	①防衛出動等、我が国の安全を確保するた めの自衛隊の行動に関する情報 [1 件 (0)] ②サイバー攻撃等に対する防衛省・自衛隊の 活動に関する情報 [1 件 (0)] ③自衛隊の運用計画等に関する情報 [15 件 (8)] ④自衛隊の運用についての外国の軍隊との運 用協力に関する情報 [1 件 (0)] ⑤内閣情報調査室から得た内閣衛星情報セン ターの収集分析対象及び識別性能に関する 情報 [1 件 (0)] ⑥自ら収集した電波情報等の情報 [50 件 (7)]

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
			⑦外国の政府等から提供された電波情報等の情報 [29 件 (5)] ⑧宇宙利用の優位を確保するための能力に関する情報 [1 件 (0)] ⑨電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報 [6 件 (1)] ⑩外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報 [6 件 (1)] ⑪防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報 [13 件 (2)] ⑫防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報 [3 件 (2)] ⑬防衛力の整備に関する見積り等であって外国の政府との防衛協力に関する情報 [1 件 (1)] ⑭防衛の用に供する暗号に関する情報 [9 件 (5)] ⑮外国政府から提供された情報及び当該情報を分析して得られた情報 [1 件 (0)] ※以下の項目は、旧防衛秘密から特定秘密として指定されたものとみなされたもの ⑯自衛隊の運用計画等に関する情報 [39 件] ⑰電波情報、画像情報等に関する情報 [31 件] ⑱防衛力の整備計画等に関する情報 [10 件] ⑲防衛の用に供する通信網の構成に関する情報 [1 件] ⑳防衛の用に供する暗号に関する情報 [73 件] ㉑武器等の仕様、性能等に関する情報 [57 件]

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
防衛装備庁	18 (1)	第1号 〔防衛〕	①豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報〔1件(0)〕 ②防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報〔2件(0)〕 ③自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報〔12件(0)〕 ④英国との間の共同研究等において提供される情報〔3件(1)〕
合 計	613 (51)		

※特定秘密保護法附則第5条において、特定秘密保護法の施行前に改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。本報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密（旧防衛秘密）についても、指定件数として計上されている。なお、防衛省の「指定件数」349件のうち、この経過措置が適用されたものは、対象期間末時点で211件であった。

《表2-2》特定秘密の指定状況と該当分野（令和2年12月31日時点）

行政機関名	指定件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動防止関連)	第4号 (テロリズム防止関連)
国家安全保障会議	7		7		
内閣官房	94		93		1
警察庁	41			26	15
総務省	11		11		
法務省	1		1		
出入国在留管理庁	1		1		
公安調査庁	26		6	13	7
外務省	40		38		2
経済産業省	4		4		
海上保安庁	21		21		
防衛省	349	349			
防衛装備庁	18	18			
合 計	613	367	182	39	25

（国会報告（令和3年6月閣議決定）より抜粋）

〈参考〉 特定秘密の指定に係る別表該当性

別表	
第1号（防衛に関する事項） ※ 自衛隊法別表第4に相当 - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究 - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 - ニ 防衛力の整備に関する見積もり若しくは計画又は研究 - ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量 - ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 - ト 防衛の用に供する暗号 - チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法 - リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法 - ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途	第2号（外交に関する事項） - イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの - ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針 - ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報 - ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力 - ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号
第3号（特定有害活動の防止に関する事項） - イ 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 - ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 - ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号	第4号（テロリズムの防止に関する事項） - イ テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 - ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 - ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

（内閣官房資料）

(2) 令和 2 年中の特定秘密文書等の廃棄状況

ア 保存期間が 1 年以上のもの

保存期間が 1 年以上である特定秘密文書の廃棄については、各行政機関の長は運用基準に基づき、内閣保全監視委員会を通じ内閣総理大臣に、廃棄した特定行政文書ファイル等の件数を報告することとなっており、国会報告にもその有無等が記載されている。

令和 3 年 6 月提出の同報告によると、防衛省の特定秘密保護法施行前の防衛秘密文書の管理状況を記録するために作成した簿冊 6 件が廃棄された。なお特定行政文書ファイル等の廃棄は、平成 26 年の特定秘密保護法施行以降、今回が初の事例となる。

○廃棄された特定秘密文書（保存期間 1 年以上）

保有省庁	防衛省
廃棄した特定行政文書 ファイル等の件数	6 件（6 ファイル）
文書の概要	「情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等」や「情報本部と外国政府等との間の画像情報協力に関する知識等」に関する特定秘密文書の件名、作成日、登録番号、枚数等が記載されている特定秘密文書の管理簿冊
廃棄の経緯	いずれも既に現用でない特定秘密文書の件名等が記載された簿冊であって、特定秘密保護法施行前の防衛秘密文書の管理状況を記録するために作成され、現在は使用されていないものであることから、保存期間満了時の措置を廃棄としていた。 当該文書につき、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置について廃棄が妥当である旨の通知及び内閣総理大臣からの廃棄の同意が得られたことから、関係規則に基づき、適切に廃棄を行った。

→「3 サー② 防衛省（大臣官房）」参照

イ 保存期間が 1 年未満のもの

保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄については、平成 29 年 4 月、国会質疑や新聞報道等があった。これを受けて、当審査会も改めて詳細な資料要求を行ったところ、内閣情報調査室において作成した類型（以下、「平成 29 年提出資料の類型」という。）に従って、平成 28 年中に廃棄された保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の件数が提出された。

その後、近年の公文書管理の在り方についての批判の高まりを契機に、政府が各省庁に公文書の取扱いについて示す指針である「行政文書の管理に関するガイドライン」が平成 29 年 12 月に改正され、保存期間を 1 年未満と設定することができる文書の類型（以下、「改正ガイドラインの類型」という。）が新たに作成された。

平成 30 年、当審査会から、特定秘密文書の廃棄件数について前年同様の資料要求を行ったところ、政府からは、この改正ガイドラインの類型に沿って、平成 29 年中に廃棄された保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の件数が提出された。これに対し、文書廃棄の継続的監視の観点から前年との比較も必要と判断し、改めて平成 29 年提出資料の類型に基づく報告も求めたところ、政府からこれに応じた廃棄件数が提出された。令和元年以降も、引き続き両類型に基づく件数の提出を求めてきたところである。

上記の経緯を踏まえ令和 3 年も、政府より、改正ガイドラインの類型及び平成 29 年提出資料の類型の双方に基づき、令和 2 年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書の件数が各々提出された（後掲《表 2-3-1》《表 2-3-2》参照）。

《表 2-3-1》令和 2 年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書件数（改正ガイドラインの類型）

ガイドラインの類型		廃棄件数
1	別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し	592,004
2	定型的・日常的な業務連絡、日程表等	797
3	出版物や公表物を編集した文書	0
4	〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答	0
5	明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書	0
6	意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書	13,013
7	保存期間表において、保存期間を 1 年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書	378
8	新ガイドラインの類型（上記 1～7）に該当しない文書	0

合計 606,192 件

※保存期間 1 年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関は、内閣官房、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁及び防衛省の 6 機関であった。

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

《表 2-3-2》令和 2 年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書件数（平成 29 年提出資料の類型）

類型			文書の廃棄を 問題なしとする理由	該当省庁	廃棄件数	
1	別途 1 年以上の保存期間で 正本・原本が管理されている 行政文書の写し	(1) 別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語の変更を伴わない複製文書	複製	内閣官房 外務省 防衛省	20,763	591,877
		(2) 別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語のみが変更された文書	媒体・言語の変更であり、元となる行政文書は存在する	内閣官房 警察庁 公安調査庁 海上保安庁 防衛省	1,984	
		(3) 別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書	他の行政文書に廃棄した行政文書の内容が含まれる	内閣官房 防衛省	562,957	
		(4) 他の行政機関が引き続き保管している文書	他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる	内閣官房 防衛省	7,722	
2	別途 1 年以上の保存期間で 正本・原本が管理されている 行政文書の素材	別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書に吸収された内容が記された文書	吸収した行政文書から廃棄した文書の内容を把握できる	[不開示情報]	13,893	13,893
3	暗号関係	一定の期間ごとに作成・変更される暗号化及び暗号の解読に必要な情報を記録する文書	数字の羅列であり、行政文書自体に歴史性がない	内閣官房 防衛省	422	422

合計 606,192 件

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

(3) 内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監

ア 国会報告に関する補足説明聴取

令和4年3月3日、政府参考人から特定秘密保護法第19条の規定に基づく国会報告の概要等について補足説明を聴取した。

同日の調査では、令和3年7月に行われた、特定秘密保護制度における書面・押印等の見直しの概要についての説明があった。同見直しに伴い、特定秘密保護法施行令の改正及び運用基準の見直し並びに内閣官房令の新規制定が行われたが、いずれも形式的な見直しにとどまるものである（後掲《表2-4》参照）。

また、令和3年の4月及び9月に、特定秘密保護法施行令について改正を行った旨の説明があった¹⁶。

イ 独立公文書管理監報告等に関する説明聴取

令和4年3月3日、独立公文書管理監から独立公文書管理監報告等について説明を聴取した。説明の概要は以下のとおりである。

(7) 独立公文書管理監報告¹⁷について

運用基準の規定により、年1回内閣総理大臣に報告書を提出することとなっている。対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日である。

(4) 検証・監察の結果について

(特定秘密の指定)

令和2年中に指定された21件の特定秘密の指定について適正と認めた。

(特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除)

特定秘密の指定の有効期間の延長191件及び指定の解除15件について適正と認めた。

(特定秘密の記録とその表示)

特定秘密の記録とその表示について、実際に特定行政文書ファイル等の確認を行い、適正な表示がなされていない行政機関については是正を求めた。対象期間中、令和3年3月26日に海上保安庁及び防衛省

¹⁶ 施行令第1条には、特定秘密保護法の適用対象となる行政機関から除外される機関が列記されているところ、同条に「新型インフルエンザ等対策推進会議」及び「デジタル庁」を追加するものである。なお、これまで同条に記載されていた「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」については、デジタル社会形成基本法及びデジタル庁設置法の施行（令和3年9月1日）に伴い廃止された。

¹⁷ 巻末 参考資料V参照

に対して2件、特定秘密の記録とその表示について是正を求めた。その後、当該表示を適正に是正した旨の報告を受けている。その他の21部署による記録とその表示を適正と認めた。

(特定行政文書ファイル等の保存)

特定行政文書ファイル等の保存については、令和3年3月26日、内閣府に対して1件の是正の求めを行った。その後、機器持込みの禁止に必要な措置の徹底を図る措置を講じた旨の報告を受けている。それ以外に検証・監察を行った22部署について、適正と認めた。

(特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置)

特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置として、廃棄と設定したことの適否を判断した。その結果、内閣官房8件、内閣法制局1件、経済産業省1件及び防衛省33件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。

(特定行政文書ファイル等にすべきものの存否)

特定行政文書ファイル等にすべきものの存否については、検証・監察を行った11部署について、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間1年以上と設定すべきものはないと認められた。

(検証・監察に関する定量的指標)

説明聴取、実地調査等の回数は74回である。

確認した特定秘密を記録する文書等の件数は1,944件で、これら文書等に記録されている特定秘密の件数は延べ4,748件である。

(ウ) 通報¹⁸への対応について

独立公文書管理監に対する通報はなかった。

(エ) 今後の展望について

今後も独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

¹⁸ 運用基準Ⅴ4(2)において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は業務上特定秘密を知得した者は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、行政機関の長が設置した窓口に通報することができることとされている。これに加えて、一定の条件を満たす場合には、独立公文書管理監の窓口に対して通報することができることとされている。独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、遅滞なく必要な調査を行うものとされ、特定秘密保護法等に従っていない状況が認められた場合には、行政機関の長に対し、是正を求めるものとされている。

《表 2-4》 特定秘密保護制度における書面・押印等の見直しの概要

見直しの概要

特定秘密保護制度において、書面により行うこととされている手続及び署名・押印を求めている手続を見直すこととする。

見直しの具体的内容

1 特定秘密保護法施行令の一部改正

特定秘密保護法の規定による通知、告知及び同意等について、書面の交付に代えて、オンライン(電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供)により行うことが可能となるよう、特定秘密保護法施行令を一部改正することとする。

2 内閣官房令の新規制定

特定秘密保護法の規定を改正せず、同法第14条第1項に規定する適性評価についての書面による苦情の申出について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、主務省令で定めるところにより、オンラインにより行うことを可能とするため、内閣官房令を新規に制定する。

3 運用基準の一部変更

特定秘密保護制度における各種文書について、書面のほか、電磁的記録での報告等を認めることとする。また、運用基準で定める各種様式の中で、署名・押印を求めているものについて、記名とするとともに、押印を不要とすることとする。

(内閣官房資料)

ウ 主な質疑及び答弁の概要

ア・イの説明を聴取した後、質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

問 1-1. 特定秘密保護法には、我が国の特定秘密を外国に提供したり、私企業に提供したりできるという規定がある。どの国、あるいは企業に、何件の特定秘密を提供しているのか。企業名が公表できないとすれば、どこの国の企業に何件の特定秘密を提供したのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・外国の機関への提供件数と事業者に対する提供件数は、制度担当として統計を持ち合わせていないので、直ちにお答えすることはできない。

問 1-2. 件数や国・企業の名前自体は、この審査会で出してもらえるのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・審査会に提供できるかについて、制度担当としては直ちにお答えすることはできない。実際に特定秘密を保有・管理しているところと検討する必要がある。

→「エ(ア) 内閣情報調査室からの追加説明概要 (令和 4 年 3 月 24 日・31 日審査会)」で改めて回答

問 2-1. 保存期間 1 年未満の特定秘密文書を廃棄する際も、保存期間 1 年以上の特定秘密文書と同等のチェックシステムによるべきと考える。独立公文書管理監が、廃棄が適切かどうかをチェックした件数と、1 年未満の保存期間を設定したことが適切かどうかをチェックした件数は、廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書の全体の数のうち何パーセント程度なのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・ 国会報告（令和 3 年 6 月閣議決定）9 頁に、令和元年中の保存期間 1 年未満文書について記載がある。保存期間 1 年未満の特定秘密文書で、令和元年中に廃棄された文書の件数は、合計で 519,628 件である。
- ・ お尋ねのあった、保存期間 1 年未満の特定秘密文書が全体で何件あるかは把握しておらず、そのうちどのくらいのパーセンテージかということは、直ちにお答えすることはできない。

問 2-2. (令和元年の) 1 年間に約 52 万件 (の文書) が 1 年未満の保存期間で廃棄されたが、そもそも保存期間を 1 年未満に設定したことが妥当なのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・ 各行政機関においては、保存期間の設定に当たり、それぞれ個々の文書を確認することとなっている。
- ・ 公文書管理法令やガイドラインに基づき、保存期間を 1 年未満とすることができる文書であると判断して、それぞれ 1 年未満文書ということに設定したものと思う。

問 2-3. 規則に照らして役所が判断すれば、自由に保存期間を 1 年未満にできるということになる。先ほど、保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄件数は 519,628 件と言っていたが、① 1 年未満の保存期間を設定したこと及び②廃棄することの 2 つの事項の適切性について、独立公文書管理監は全件チェックをしているのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ (①について) 存否に関する検証・監察ということで実施をしているが、保存期間 1 年未満文書の全件の確認は行っていない。
- ・ (②について) 廃棄の際に直接見ることはしていない。

問 2-4. 保存期間 1 年以上の特定秘密文書を廃棄する際は、内閣府によるチェックに加えて独立公文書管理監による二重チェックが行われていると聞く。保存期間 1 年未満の特定秘密文書でも二重チェックを行い、1 年以上の特定秘密文書と同等のルールに基づいて廃棄をするべきではないか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ 毎年、保存期間 1 年未満の文書で廃棄されているものは 50 万件余という話だが、実際にこれを見るのは事実上困難なのではないかと考える。

問 2-5. 全部は無理だとしても、実際は 52 万件のうち、単なる写しがほとんどである。その中でも 1 割ほど (2~3 万件) は写しでなく、独自に作成した文書が含まれている。このような、写し以外のものについて全件チェックすることは検討できないか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ガイドラインでは、1年未満の保存期間を設定できる文書として7種類があり、それに当てはまるかどうかを各省庁で決めている。また、各省庁の行政文書管理規則において、7番目の種類として1年未満についての設定もある。そのため、まずは各行政機関の判断によるべきと考える。
- ・写し以外のものも数万件あるのか、ボリュームが分からない。この場で、全てを確認するということは約束致しかねる。

問2-6. 保存期間1年以上の文書の廃棄も相当な件数があると思うが、廃棄の際に全件チェックしているということによいか。

[令和4年3月3日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・お尋ねの文書については、廃棄の際に全件をチェックしている。ファイル数でいえば43件である。そのファイルの中に複数の文書が入っているので、文書件数でいえば1,000件以上である。

問2-7. 写しの文書以外であれば数は限られる。抽出調査でもよいので、保存期間を1年未満に設定することと、廃棄することの是非について、管理監がチェックをする体制に改善願いたい。

[令和4年3月3日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・検証・監察について具体的に何を行うかということについては、制度面的なところもある。
- ・存否の検証・監察を行うにあたっては、運用基準の改定も行った。我々だけではなく、関係諸機関と検討したい。

問 2-8. 検討結果の報告はどのような形でなされるのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ どの程度の期間がかかるのか即座にお答えすることは難しいが、いずれ、この審査会の場で報告したい。

→ 「エ(イ) 独立公文書管理監からの追加説明概要 (令和 4 年 3 月 17 日審査会)」で改めて回答

問 3-1. 保存期間 1 年未満の文書についても実地調査をしているのか。独立公文書管理監報告のポイントに、説明聴取・実地調査の回数 74 回、確認した文書件数 1,944 件、文書に記録されている特定秘密の件数 4,748 件などと書いてある。保存期間 1 年以上の文書について、全件チェックしているということだが、全件実地調査をしているのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ 廃棄文書の確認については、この実地調査の数に含まれており、全件調査している。

問 3-2. 1 年未満の保存期間の文書も全件実地調査で確認しているようにも聞こえたがどうか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ 保存期間 1 年未満の文書は、廃棄の際の検証・監察、実地調査はしていない。1 年以上の場合には、廃棄の際の検証・監察、実地調査は行っている。

問 3-3. (今回の報告の対象期間は) 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日だが、この前 (の期間の実地調査の回数) と比べてどうだったのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・令和元年度の 162 回と比較すると、令和 2 年度の件数は減っている。

問 3-4. (実地調査の数字としては 74 回と) 半分以下になっているが、コロナの影響か。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・そういう側面はあるが、効率的に実地調査を行うという観点から総回数を減らしているという側面もある。

問 4-1. 独立公文書管理監報告の対象期間は年度で、(内閣情報調査室による) 国会報告の対象期間は暦年になっている。独立公文書管理監報告 (令和 3 年 6 月 24 日提出) 3 頁に「令和 2 年中に 51 件の特定秘密が…指定された」云々と、暦年で書いてあることから暦年という理解でよいのか。分かりにくくなるので、整理して仕事をした方がよい。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・内閣情報調査室が行っている国会報告と直接はリンクしておらず、我々は事業年度で、4 月 1 日から 3 月 31 日までに行った活動内容について報告しているということである。
- ・ここで書いてある令和 2 年の 51 件の特定秘密の指定については、暦年である。

問 4-2. 特定秘密の指定、指定の有効期間の延長、解除についてそれぞれ検証・監察をしている。延長と解除については前年に継続審査となったものが何件適正で何件残ったと書いてあるが、指定についてはどこかに書いてあるのか。その他、継続になるものがどんどんたまっているように見える。今何件継続が残っているかがわかるようにした方がよいと思う。管理監報告は、そういう意味で分かりにくい。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ 指定については、独立公文書管理監報告（令和 3 年 6 月 24 日提出）3 頁の、下から 4 行目に「7 件の特定秘密の指定について、引き続き検証・監察を継続することとした」と記載があり、7 件を継続している。
- ・ 今後、分かりやすくなるように鋭意努力する。

問 5. デジタル庁は、特定秘密を指定するものに該当しないと決めたという理解でよいのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・ ご指摘のとおりである。

問 6-1. 特定秘密保護法ができて以来、これまで一度も特定秘密を指定していない行政機関が 8 機関ある。全然指定しないのに、適用対象行政機関に指定していくというのは違和感があるが、これは独立公文書管理監の部署でチェックするのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ 質問は特定秘密保護法の運用に関わることであるため、私どもが責任を持ってお答えすることは困難である。
- ・ 法律を所管している内閣情報調査室に確認願いたい。

問 6-2. これまで特定秘密を有していない行政機関が指定行政機関となっていることの是非というのは、独立公文書管理監の業務の範疇に当たらないのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・独立公文書管理監の業務は運用基準において明確にされている。(特定秘密の) 指定及びその延長、それらの解除等についての検証・監察を行うということで決まっている。
- ・特定の行政機関が指定機関とされているが、それが適正かどうかということについては、我々(独立公文書管理監)の行う検証・監察事項には入っていないと理解している。

問 6-3. 検証・監察事項に入っていないというのは、法律には書いておらず、政府の決め方一つである。独立公文書管理監の権限をもう少し広げることは、ルールを拡大すればできるのか。その場合、責任者はどこの部署か。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・特定秘密保護法の所管官庁、あるいは運用基準についての責任(者)は、内閣情報調査室であると思う。
- ・運用基準は閣議決定を経ており、一行政機関ではなく、内閣全体の意思として決まっているものである。

問 7-1. ある行政機関が、ある文書について、特定秘密に当たらないと判断したとする。すると、特定秘密を保有していないので、最終的にはその行政機関は(指定行政機関から)除外されることになる。独立公文書管理監は、その判断が適正かどうかという判断をしないのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・我々はあくまで運用基準に従い、特定秘密文書を実際に保有しているかという確認をして、保有している行政機関について、きちんと指定がされているか、保有状態がどうなのかという検証・監察を行うことになっている。
- ・実際に文書がないという場合だと、我々がそれに対して検証・監察を行うことは予定されていない。

問 7-2. 行政機関が、運用基準を見て、ある文書を「特定秘密に当たらない」と判断すれば、もう独立公文書管理監の及ぶところではないということか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・我々はあくまで特定秘密について検証・監察を行う部署である。特定秘密ではないものについては、基本的に検証・監察を行うことは予定されていない。

問 7-3. 特定秘密に指定されるべき文書を特定秘密に指定していない場合、これをチェックするのは誰か。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・その判断は、特定秘密を実際に保有する各行政機関で行われるのが第一義的なものである。
- ・我々が検証・監察で見ている文書の中で、この頁には（特定秘密の表示が）あるのにこの頁には（表示が）ないというときの判断として、ここの記載も特定秘密ではないかとか、これは特定秘密ではないのではないかというようなことは、日常的によくある。
- ・ただ、文書全体について特定秘密ではないということだと、我々はそもそもそれについて報告を求めているので、探知することもできない。そのため、その内容を実際に見るとか、見た上で判断をして、特定秘密として妥当なのか、指定に合っているのかという判断はできないことになる。

問 8. 外国との関係の中で、本来、特定秘密として指定すべき情報が指定行政機関のチェックから抜け落ちてしまい、指定されていなかったような場合にはどうなるのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・各国の当局間との話し合いについては、我々は全く関知していない。あくまで、その結果得られた文書についてどうなのか、その特定秘密表示がどうなのかということであれば我々も見るが、その手前のところは、我々は立ち入らないところである。

問 9. 独立公文書管理監は通報の窓口となっているが、「特定秘密なのに指定していない」という通報はできるのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・そのような場合、まずは（行政機関の）内部的に処理されるのが一番原則である。
- ・しかし、（通報者の）生命・身体に危険が及ぶ場合や、もみ消されるような場合だと、直接独立公文書管理監に通報できることになっている。

問 10-1. 特定秘密として指定すべきものが指定されていないという通報があった場合、その要件が合った場合に、行政機関に対して「これはどうなんだ」と（検証・監察を行うと）いうことになるのか。

[令和 4 年 3 月 3 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・要件を満たし、しかもそのように具体的な通報であれば、それを端緒として検証・監察を行う。

問 10-2. 要するに、それが特定秘密であるかどうかという端緒がなければ分からない、端緒があればそれに対して何らかの対応はできる、という理解でよいか。

[令和4年3月3日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・具体的に特定秘密だというものについて確認するということである。

問 11-1. (行政機関が) 民間組織に特定秘密を渡すことの是非を判断するのは、独立公文書管理監の権限ではないということか。どういう情報が民間に流れたかというのは、一切把握していないのか。

[令和4年3月3日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・是非（の判断）については我々の権限ではない。
- ・情報がどう使われているかということも我々は確認するので、その中で民間に一部提供するという話も出る。
- ・ただ、その際には当該省庁と相手方企業の間で、秘密の取扱いについて厳格な契約等を交わし、相手方に履行させていると聞いている。

問 11-2. 民間に提供する情報を全部チェックしているということではなく、たまたま聞いた事例がある程度ということか。

[令和4年3月3日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・民間への提供事案を網羅的に調べることはしていない。

エ 政府参考人からの追加説明

(7) 内閣情報調査室からの追加説明概要（令和4年3月24日・31日審査会）

令和4年3月24日及び31日、内閣情報調査室から、令和2年中に外国政府及び適合事業者へ提供した特定秘密文書の件数等について追加説明を聴取した。

件数についての調査対象となった行政機関は「特定秘密が記録された行政文書の保有状況（令和2年12月31日時点）」（国会報告（令和3年6月閣議決定）22頁）において、特定秘密を1件以上保有している行政機関¹⁹である。

当該補足説明のうち、①外国政府へ提供した特定秘密文書の件数等についての審査会への提供の可否等については「不開示情報」との回答であった。

一方、②適合事業者へ提供した特定秘密文書の件数等についての審査会への提供の可否等については、その件数及び適合事業者の名称のいずれについても、審査会への提供は可能であるが対外公表は差し控えたい、との回答であった。

かかる説明の後、「令和2年中に外国政府及び適合事業者へ提供した特定秘密文書の件数等²⁰」に関する資料が提出された。

主な質疑及び答弁の概要

問. これは非常に貴重な資料だと思うが、例えば行政機関名や適合事業者名を伏せた合計値を、年次報告書に載せることは可能か。

[令和4年3月31日審査会]

〔答弁概要〕

- ・各省庁と確認をした結果、合計の数についても対外的な公表は差し控えさせていただきたい。

¹⁹ 内閣官房、内閣法制局、内閣府、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、防衛装備庁

²⁰ 当該資料は不開示である。

(イ) 独立公文書管理監からの追加説明概要（令和４年３月 17 日審査会）

独立公文書管理監から、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否に関する検証・監察を行うに至った経緯、同検証・監察の流れ及びその実績等について、追加説明を聴取した。

令和２年度の実績については、保存期間１年未満の特定秘密文書を保有していた６行政機関計１１部署について、ヒアリングを９回、実地調査を９回行い、合計４２文書を確認し、全て適正であったと判断したとの説明であった。

主な質疑及び答弁の概要

問１．４２文書しか確認していないとのことであるが、（検証・監察すべき文書件数である）分母は幾つで、（実際に検査した件数は）全体の何パーセントになるのか。また先日の審査会（３月３日）でも質問しているが、全体の５％くらいが第１の類型²¹であるが、これを分母に入れる場合と入れない場合における違いはどうか。

[令和４年３月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ヒアリング時点で保有している保存期間１年未満の特定秘密文書から検証・監察の対象文書を選定しているため、年間を通して、全部で何件ということについて、我々としては把握していない。そのため、（検証した件数が）全体の何パーセントなのかを回答することはできない。
- ・また、各行政機関には、検証・監察のためにということで、ヒアリング時に保有している文書件数を聴取しているが、これを明かしてしまうと、行政機関との信頼関係を悪化させる可能性があり、今後の業務に支障が生じるおそれがあるため、回答は差し控えたい。

²¹ ガイドラインにおいて、保存期間を１年未満とすることができる文書の類型として、①「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」が規定されている。

問 2. 今回検査対象であった行政機関は 6 省庁と聞いている。保有している文書件数及び廃棄された保存期間 1 年未満の文書件数は公表されているが、(検証・監察を行ったのは) そのうちの 42 文書ではないのか。(検証・監察すべき文書件数である) 分母を教えてください。

[令和 4 年 3 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書の件数は、内閣情報調査室による調査結果によると、年間約 50 万件とされている。
- ・ 我々は、廃棄される前の文書を検証・監察するので、ヒアリングを行ったときの件数は把握しているが、それ以上は把握していない。

問 3. 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の件数は、全く分からないということか。(3 月 3 日審査会における) 配付資料に保存期間 1 年未満の特定秘密文書件数が記載されているが、それも承知していないのか。

[令和 4 年 3 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の全体数については、我々は取りまとめていない。あくまでもヒアリングを実施した時点における文書の中から選ぶということを行っており、それ以上は把握できない。
- ・ 内閣情報調査室が、廃棄件数を取りまとめて公表していることは承知している。

問 4. 現在、承知している令和元年中の保存期間 1 年未満文書の廃棄件数を教えてください。

[令和 4 年 3 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 令和元年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書の件数は 519,628 件である。

問5. 約 51 万 9 千件分の 42 件のみを検証・監察したということか。
また、どの文書をチェックするかは役所が選定するのか。何万
という件数を見た上で、42 文書を抽出したのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・先程回答した件数は令和元年中の件数であり、今回報告しているのは令和2年中の件数であるため、件数は若干差異はあるが、概ね 50 万件前後と考えると、そういう比率になると思う。
- ・各省庁にヒアリングで訪れた時点で、保有している文書から情報保全監察室の職員が選定している。

問6. 幾つくらいの文書を見て、検証・監察の対象となる文書を抽出したのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・各省庁の文書保有件数と関わるため、詳細は差し控えたいが、特定秘密文書等管理簿を閲覧し、選定している。

問7. 全ての特定秘密文書等管理簿を見て、保存期間1年未満の文書のタイトルを見て選定した、42 文書の検証・監察を行ったのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ヒアリングに行った日に保有している文書について、特定秘密文書等管理簿を見せてもらい、その中から、我々が選んでいる。

問8. 検証・監察の対象文書を選定するに当たって、写しの文書と写しでないものを見るとか、対象を選定する判断要素は何か。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ヒアリングの際に省庁の各部署が実際に保有しているのは写しの文書がほとんどである。しかし、中には写し以外の種類の文書があるところもあるので、そのときは写しでないものを優先して選び、見せてもらっている。

問 9. 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書のうち、写し以外のものは、令和元年中に何件廃棄されたのか。

[令和 4 年 3 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・令和元年中に廃棄されたものでは、第 1 の類型以外に、第 2 の類型「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」が 568 件、第 6 の類型「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書」が 16,319 件、第 7 の類型「保存期間表において、保存期間を 1 年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書」が 584 件である。

○委員からの指摘事項

- ・(特定行政文書ファイル等にすべきものの存否に関する検証・監察が実施されたのは) 42 文書のみであり、抽出調査だとしてもあまりに少ないのではないか。
- ・独立公文書管理監が検証・監察の対象文書を選定するというが、ヒアリングの際に、行政機関から提出された文書の中から選定しており、主体的に選んでいない印象である。

2 令和2年「政府に対する意見」への政府の対応状況

令和2年年次報告書において、行政における特定秘密保護制度の運用状況に対し、審査会として合意した事項を「政府に対する意見^(※1)」(審査会意見)として記載し、早急に改善を図ることを求めた。

当審査会は、関係行政機関から、この審査会意見に基づき講じた措置又は講ずる予定の措置等について説明を聴取した。以下、その概要について、下掲の項目毎に、順次記述する。

(※1) 令和2年審査会意見の項目

- 1 当審査会への対応状況関係
- 2 指定管理簿関係
- 3 特定秘密文書の管理関係
- 4 適合事業者関係

1 当審査会への対応状況関係	
意見	各行政機関における対応
各行政機関は、改正運用基準に鑑み、当審査会がその調査に関し特定秘密の指定等の適正性を判断する過程において必要があると認め説明を求めた場合には、特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明する等なお一層真摯に対応すること。特に外務省は、当審査会がこれまでの年次報告書の意見において、当審査会への対応の在り方の改善について重ねて指摘してきた事実を改めて重く受け止め、改正運用基準の趣旨に沿った対応をすること。	【内閣情報調査室】 関係行政機関に対し、審査会が必要であると認め、説明を求めた場合には、各行政機関は特定秘密以外の不開示情報についても説明するなど積極的な対応に努めるよう周知した。 (令和4年3月3日 審査会) これまでも、必要な場合には、特定秘密以外の不開示情報を用いて可能な限り丁寧な説明を行ってきた。引き続き丁寧な対応に努めていきたい。 (令和4年3月10日 審査会) 【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】 これまでも、審査会の場において説明を求められた場合には、可能な限り丁寧な説明の実施に努めてきたところである。引き続き適切な対応に努める。 (令和4年3月10日 審査会) 【警察庁】 審査会から説明要求がなされた場合には、国権の最高機関たる国会からの求めであることを踏まえ、できる限り説明を尽くすべく、また審査会が特定秘密の指定等の適正性について十分調査を行うことができるよう、特定秘密以外の不開示情報についても必要な説明に努める。 (令和4年3月17日 審査会) 【公安調査庁】 審査会に対して特定秘密の指定等の適正性を説明する過程において、情報の提供元や入手した情報の件数の推移等、特定秘密以外の不開示情報についても、積極的に説明を行った。 (令和4年3月17日 審査会) 【外務省】 審査会からの御指摘を踏まえ、特定秘密を指定する外務省各部署において、これまでの年次報告書における審査会の御意見及び改正運用基準をよく踏まえた対応を取るよう周知徹底した。 (令和4年3月24日 審査会)

1 当審査会への対応状況関係	
意見	各行政機関における対応
	【海上保安庁】 審査会への行政機関による丁寧な説明が国会の信頼、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼が得られることにつながることを強く意識し、審査会からの説明要求には丁寧で分かりやすい対応に努めてきた。今後も審査会から必要な報告や資料の提出を求められた場合には、真摯な対応に努めていく。 （令和４年３月１７日 審査会） 【防衛省】 防衛省においては、これまでも本審査会において不開示情報を用いて可能な限り丁寧な説明を行ってきたが、引き続き適切な対応に努めてまいりたい。 （令和４年３月３１日 審査会）

2 指定管理簿関係	
意見	各行政機関における対応
各指定行政機関においては、改正運用基準を踏まえ指定管理簿を修正する場合には、指定要件の充足性等の判別が可能となる、より具体的な記述内容となっているかどうかよく精査すること。また、内閣情報調査室は、各行政機関において修正されたものについて、改正運用基準の趣旨が反映されているか改めて精査し、必要と認められる場合には、再修正等適切な対応を求めること。	【内閣情報調査室】 関係行政機関に対し、指定要件の充足性等の判別が可能となるよう、より具体的な記述内容となっているか精査するよう周知しており、内閣情報調査室としてもその状況を確認している。引き続き、各行政機関で作成された指定管理簿が、横断的に統一性のある具体的な基準とされているか精査していく。 (令和4年3月3日 審査会) 指定管理簿を修正する場合には、指定要件の充足性等の判別が可能となる、より具体的な記述内容となっているかどうかよく精査し、改正運用基準の内容を遵守するよう努める。 (令和4年3月10日 審査会) 【警察庁】 従来、特定秘密である情報の特段の秘匿に支障のない範囲内で指定管理簿を具体的に記載するように努力しており、運用基準改正後に特段の修正は行っていない。 なお警察庁では、特定秘密の保護に関する訓令に基づき、特定秘密の指定の理由の点検を年1回以上実施し、令和2年中においては12月に点検を行い、特定秘密の指定の3要件の充足性を判断している。 (令和4年3月17日 審査会) 【総務省】 従前より、特定秘密の指定要件の充足性等の判別が可能となるよう、指定管理簿における特定秘密の概要を具体的に記述している。 (令和4年3月17日 審査会) 【海上保安庁】 改正運用基準を踏まえ、毎年、指定の理由の点検時に指定管理簿の記述内容の精査を行い、指定要件の充足性等が具体的に記述されていることを確認している。今後、新たに特定秘密を指定する場合においても、改正運用基準の趣旨を踏まえ、指定管理簿への具体的な記述に努める。 (令和4年3月17日 審査会)

3 特定秘密文書の管理関係	
意見	各行政機関における対応
特定秘密文書の不適切な管理に起因すると思われる誤廃棄事案が複数発生していることから、各行政機関においては、これまで以上に緊張感をもって特定秘密文書の管理に当たること。特に誤廃棄事案が発生した行政機関においては、公文書管理制度などの所定の手続を経ず原本を含む特定秘密文書が廃棄されたことを重く受け止め、改めて現場の業務従事者を含む全ての取扱者に対し廃棄のための手続の周知徹底等の再発防止策を講じること。	【内閣情報調査室】 関係行政機関に対して、特定秘密文書の管理の徹底を周知した。 他方、昨年5月、経済産業省において、職員のキャビネットから特定秘密文書等管理簿に登録していない特定秘密文書が発見されるという事案が発生した。 当該行政機関による調査の結果、本件による情報漏えい等は認められず、省内規程の改正や研修の強化など、再発防止対策を講じているものと聞いている。詳細は経済産業省にお尋ねいただきたいが、引き続き再発防止に向けた取り組みを進めていると承知をしている。制度担当としては、改めて、各行政機関に対し、特定秘密の適切な管理のため、周知に一層努める。 (令和4年3月3日 審査会) 令和3年9月、内閣情報調査室に勤務する職員が、特定秘密文書15件を自宅としていた公務員宿舎に持ち帰っていたことが判明した。発覚の経緯としては、病死した当該職員の自宅において、別の内閣情報調査室職員が特定秘密文書を発見したものである。内部調査の結果、規程が定める管理方法に照らして不適切な管理が行われていたことが判明した。なお、特定秘密の漏えいは確認されなかった。今後は文書管理を強化するほか、保全教育の内容を見直した上で、教育を徹底し、再発防止に努める。 (令和4年3月10日 審査会) 【内閣官房（国家安全保障局）】 国家安全保障局においては特定秘密保護法を始め関連諸規定に基づき適切な管理を行っているところであり、誤った廃棄等の事案は発生をしていないが、今後も、定期的に保全教育を通じた職員意識の向上を図るなど、引き続き適切な管理に努めて参りたい。 また、3月9日に経済産業省から処分のあった元内閣審議官の事案については、特定秘密の漏えいがなされた事実は確認されていない。 (令和4年3月10日 審査会) 【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】 内規に基づき、特定秘密の保護の状況について定期検査を年2回以上実施するとともに、秘密保全教育を年1回及び必要な場合に実施している。秘密保全教育の際には、特定秘密保護制度の概要等に加え、文書の受領や廃棄のための具体的な手続きも周知しているところであり、引き続き秘密の保護を徹底していく。 あわせて、今後も、特定秘密保護法を始めとする各種規程を遵守し、緊張感をもって特定秘密文書の管理に当たるよう努める。 (令和4年3月10日 審査会)

3 特定秘密文書の管理関係	
意見	各行政機関における対応
	【警察庁】 特定秘密の保護に関する訓令に基づき、特定秘密の保護の状況について、毎年度2回以上検査を実施することとしている。令和2年中は令和2年3月と10月に検査を実施するなどして、適切な管理に努めている。 また、都道府県警察が保有する特定秘密については、各都道府県警察が自ら毎年度2回以上特定秘密の保護の状況の検査を独自に実施するほか、毎年度1回以上、警察庁から各都道府県警察に職員を派遣し、検査を実施している。 (令和4年3月17日 審査会) 【総務省】 総務省特定秘密保護規程（平成26年12月10日総務省訓令第47号）に基づき特定秘密文書を厳正に管理しているところ、引き続き緊張感を持って特定秘密文書の管理に当たっていく。 (令和4年3月17日 審査会) 【公安調査庁】 公安調査庁特定秘密保護規程に基づき、取扱業務者を含む全職員に対して年1回の保全教育を実施している。この中で、特定秘密文書の廃棄に当たっては、独立公文書管理監による検証・監察を受けた上で内閣総理大臣に協議する必要があることを説明するなどし、一般の行政文書とは廃棄の手続きが異なることを周知している。 また、同規程に基づき毎年2回実施している定期検査では、特定秘密文書等管理簿の記録と特定秘密文書を突合するなどし、これらが適切に管理されていることを確認している。 (令和4年3月17日 審査会) 【経済産業省】 誤廃棄ではないが、令和3年5月、省内で保護規程が定める管理方法に照らして不適切な管理が行われている特定秘密文書1件が発見された。 本件事案に対しては、内閣情報調査室に情報提供・相談の上、適切に対処を行った上で、再発防止に向けて、特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚等を図った。 (令和4年3月17日 審査会) 【海上保安庁】 職員の教育や特定秘密文書の管理状況の検査を定期的実施するとともに、公文書管理制度を十分に理解の上、誤廃棄事案等の不適切な特定秘密文書の取扱いが行われることのないよう、今後とも緊張感を持って適切な運用、管理に努める。 (令和4年3月17日 審査会)

3 特定秘密文書の管理関係	
意見	各行政機関における対応
	【防衛省】 内規に基づき、特定秘密の保護状況について年2回以上定期検査等を実施するとともに、保全教育を年1回以上実施している。保全教育に当たっては、秘密保全と文書管理の担当部署との連携を密にして、文書管理を含めた特定秘密文書の適切な管理に係る教育資料を使用した秘密保全及び文書管理に関して一元化した教育を実施しているところである。引き続き、適正な管理及び知識、技能の向上に努める。 （令和4年3月31日 審査会）

4 適合事業者関係	
意見	各行政機関における対応
適合事業者に特定秘密を提供等している行政機関においては、情報漏えいの防止の観点から、引き続き適合事業者における秘密保持の体制の把握や適性評価の実施状況の確実な確認等情報管理には万全を期すこと。	【内閣情報調査室】 関係行政機関に対して、適合事業者の業務従事者を含む全ての特定秘密取扱者に対する管理徹底に努めるよう改めて周知した。 (令和4年3月3日 審査会)
	適合事業者は、特定秘密の保護に関する業務の実施体制、特定秘密文書等の取扱い、保管状況の点検、従業員に対する教育等を定めた保全規則を作成することになっている。当該規程に従い、特定秘密を適切に管理している。 内閣情報調査室においては、引き続き、適合事業者に対し、契約に基づき、特定秘密の保全措置の実施状況について必要に応じて立入りを伴う検査を実施するなどして、情報管理に万全を期す。 (令和4年3月10日 審査会)
	【防衛省】 適合事業者は、特定秘密の保護に関する業務の実施体制、特定秘密文書等の取扱い、保管状況の点検、従業員に対する教育等を定めた保全規則を作成することとなっており、当該規程に従い、特定秘密を適切に管理している。 防衛省においては、引き続き、適合事業者に対し、契約に基づき、特定秘密の保全措置の実施状況について必要に応じ実地に検査を実施するなど、情報管理に万全を期す。 (令和4年3月31日 審査会)
	【防衛装備庁】 防衛装備庁は従来から契約に付す特約事項に基づき、下請者も含む適合事業者に特定秘密の保護に必要な措置を講じさせるとともに、毎月1回、実地において特定秘密の保護状況に関する検査を実施している。 また、適合事業者の従業者についても、実際に特定秘密を取り扱う必要最小限の範囲で選定させ、防衛装備庁がこれらの従業者の適性評価を実施している。 防衛装備庁としては、今後とも、適合事業者における特定秘密の保護に係る体制の把握や適性評価の実施状況の確認に万全を期す。 (令和4年3月31日 審査会)

意見全体に対する対応関係

【法務省】

特定秘密の管理については、特定秘密保護法、同施行令、運用基準及び法務省特定秘密保護規程に従っているところ、特定秘密の保護のための措置を適確に講じることが特定秘密を取り扱う者の責務とされていることを踏まえ、引き続き、その適正な運用に努める。

(令和4年3月17日 審査会)

【出入国在留管理庁】

特定秘密の指定、特定秘密の取扱いの業務及び適性評価に関する手続等については、特定秘密保護法、同法施行令、運用基準及び出入国在留管理庁特定秘密保護規程に従って実施しているところ、衆議院情報監視審査会におけるこれまでのご意見を踏まえ、制度所管庁等と必要な連携を図りつつ、引き続き、その適正な運用に努めてまいりたい。

(令和4年3月17日 審査会)

○その他（過去の「政府に対する意見」（審査会意見）関連）

＜行政文書が不存在である特定秘密の現状＞

行政文書が不存在である特定秘密については、過去複数回²²にわたり、当審査会の年次報告書における審査会意見の中で指摘してきており、引き続き政府における対応を注視している。令和3年においても、各行政機関より特定秘密ごとの文書件数等についての資料の提出を受けたところ、これらを集計し、表に取りまとめた《表2-5》。

《表2-5》行政文書不存在（令和2年末時点）の特定秘密の現状（行政機関別）

行政機関名	行政文書が不存在の特定秘密件数	行政文書が不存在である理由	件数
内閣官房	12	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	12
外務省	1	他機関が保有しているもの	1
防衛省	107	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	25
		物件が存在しているもの	81
		行政文書も物件もないが、具体的な情報が(職員の知識として)存在するもの	(※) 1
防衛装備庁	2	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	2

(※) 令和3年に文書作成済み。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

²² 平成28～30年審査会意見

3 特定秘密の指定・解除

指定行政機関からの説明聴取及び質疑

※質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

ア 国家安全保障会議（令和４年３月１０日審査会）

政府参考人からの説明概要

国家安全保障会議では、令和２年末時点で７件の特定秘密を指定している。うち６件は令和元年末までに指定したもので、令和２年中に指定した特定秘密は１件である。

令和２年中、１件の特定秘密について指定の有効期間を５年延長した。令和２年中に指定の有効期間が満了したものはなく、指定を解除したものはない。

指定書等における記載について、１件の特定秘密の指定の有効期間の延長に伴い、指定書及び指定管理簿の記載を変更している。

イー① 内閣官房（国家安全保障局）（令和４年３月１０日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

(令和２年中の特定秘密の指定・解除状況)

国家安全保障局では、令和２年末時点で７件の特定秘密を指定している。令和２年中に国家安全保障局が指定した特定秘密はない。

令和２年中、２件の特定秘密について指定の有効期間を５年延長した。

令和２年中に指定の有効期間が満了したものはなく、指定を解除したものはない。

指定書等における記載について、２件の特定秘密の指定の有効期間の延長に伴い、指定書及び指定管理簿の記載を変更している。

(内閣官房内閣審議官の不適切事案について)

令和４年３月９日、経済産業省から処分のあった元内閣審議官の事案²³については、元内閣審議官による特定秘密の漏えいがなされた事実は確認されていない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問１－１．元内閣審議官の事案に関し、特定秘密を役所の外に持ち出した事実はないか。

[令和４年３月１０日審査会]

[答弁概要]

- ・元内閣審議官が特定秘密を持ち出した事実は確認されていない。
- ・国家安全保障局では特定秘密へのアクセスについては全て管理することになっており、それを確認した状況の中で、元内閣審議官が特定秘密を外に持ち出したことはないことが確認されている。

問１－２．元内閣審議官の事案について、情報漏えいは確認されていないということだが、どこまで調べた結果漏えいは無いというふうに言っていたきたい。

[令和４年３月１０日審査会]

²³ 令和元年１０月から国家安全保障局に在職し、令和３年１１月から令和４年２月まで経済安全保障法制準備室長として勤務していた元内閣審議官が、部外者に対する情報漏洩及び便宜供与等の疑い、無届けでの有報酬兼業、タクシー券の不適切利用等を理由に、停職１２月の懲戒処分を受けた事案。元内閣審議官は令和４年３月９日付で辞職した（「懲戒処分について」（令和４年３月９日 経済産業省ニュースリリース））。

〔答弁概要〕

- ・元内閣審議官の特定秘密へのアクセス状況等は全て一元的に把握しており、そうしたものを確認した中で、元内閣審議官が特定秘密について情報流出をしたことはないと確認している。

問 1-3. (特定秘密への) アクセス状況について一元的に把握しているから漏えいはないということだが、もう少し具体的に説明してほしい。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国家安全保障局としても、法案審議を控えている中で、可能な限り早く調査結果を公表しなければならないということで、厳正かつ公正な調査を行ってきた。調査すべき範囲が非常に多岐にわたったこともあり、長期にわたったということである。
- ・今回の事案については国家安全保障局のみならず、経済産業省、防衛省等、各省庁における調査・情報の集約を行った。また無許可で兼業していた企業を通じて知り合った企業、あるいは講演を行った企業等、さらにタクシー券の不適切状況、補助金事業への不適切な関わり、対外公表文書の流出、セクハラ等について総合的に調査をした。
- ・その結果、我々が認定したのは、金融庁及び経済産業省それぞれが作成した、実質秘は含まないが対外不公表である文書を、元内閣審議官が外部に流出させていたということである。
- ・他方、調査の中で、元内閣審議官が特定秘密をどう扱っていたのか、どのように閲覧をしていたかは把握しているが、それを外に持ち出した、あるいは外に流出させたということは確認されなかった。

問 1-4. (問 1-3 は)「特定秘密を一元的に管理しているから漏えいがなかった」ということについて、その一元的な管理の仕方を聞いたものであると理解している。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 国家安全保障局では、内閣官房特定秘密保護規程に基づき、特定秘密文書の閲覧記録を5年間保存すべき文書として保管をしている。
- ・ この閲覧の記録には、当該特定秘密文書の登録番号、閲覧の日時、閲覧者の氏名といった情報が含まれている。それを一つずつ確認していく中で、元内閣審議官がどういう状況で、どのように特定秘密にアクセスしていたのかというのを確認し、それを踏まえて、実際に流出がなかったことを確認した。

問1-5. 例えば写しや、データを入手したということもある。閲覧のことについては説明があったが、それ以外のことはどうか。

〔令和4年3月10日審査会〕

〔答弁概要〕

- ・ 国家安全保障局においては、内閣官房特定秘密保護規程があり、特定秘密の業務の扱いについて様々な防護措置を講じているところである。
- ・ そうした中で、入室認証システムあるいは入室監視装置のようなものを持っており、仮に特定秘密に係る非違行為があれば把握できるような措置を講じている。

問1-6. 特定秘密がある一定の場所にあって、その入室は全て管理している、だから誰が入ったかどうかも分かるということか。

〔令和4年3月10日審査会〕

〔答弁概要〕

- ・ そのとおりである。

問1-7. 特定秘密でない秘密の文書が元内閣審議官により外に出されたというのは、対外的に公表しているのか。

〔令和4年3月10日審査会〕

〔答弁概要〕

- ・金融庁及び経済産業省の非公開文書の流出については、既に外部に公表している。

問 1－8. 特定秘密以外にも秘密のものがあり、この審査会の目の届かないところで重要なものが出ている場合があると思う。それを、できるだけ特定秘密の要件に合致させて、（特定秘密の指定を）かけていくという作業はしているのか。

〔令和 4 年 3 月 10 日審査会〕

〔答弁概要〕

- ・今回、経済産業省と金融庁の内部文書の流出があったが、これらは外部不公表ではあるが、実質秘を含むものではなかった。その上で、このような事案が起きたのは誠に申し訳ないことだと考えている。
- ・そうした反省も踏まえて、特定秘密のみに限らず、秘密とすべきものはきちんと秘密にしていく、保全教育・保全意識も高める取組を行う。
- ・特定秘密への指定そのものについては、やはり特定秘密保護法で規定された 3 要件、①別表に該当するのか、②特段の秘匿の必要性があるのか、③公知になっているものではないのかどうか、に該当するかをきちんと検証しながら、該当しないものは特定秘密に指定しない、該当するものについてはきちんと指定をして、保護をしっかり講じていくことを一層徹底して参りたい。

問 2. ロシアのウクライナ侵攻に関して、昨日までに特定秘密は指定されているのか。されていた場合、何件あるか。

〔令和 4 年 3 月 10 日審査会〕

〔答弁概要〕

- ・ウクライナ情勢については、平成 26 年のロシアによるウクライナ併合や、東部地域の不安定化によって悪化したということで、我が国の情報担当省庁において、官邸からの情報関心を踏まえて、継続的に分析を行ってきた。
- ・関係省庁が収集、分析したインテリジェンスについては、国家安全保障会議の事務局である国家安全保障局に随時提供されてきている。

- ・情勢の緊迫化を受け、令和4年2月14日、24日、25日及び3月4日に、ウクライナ情勢を議題とする国家安全保障会議（4大臣会合）を開催している。
- ・（昨日までに特定秘密は指定されているのか。されていた場合、何件あるかという問いについては）〔不開示情報〕。

問3．新型コロナウイルス又は東京オリンピックに関連した特定秘密は、昨日までに指定されているのか。

〔令和4年3月10日審査会〕

〔答弁概要〕

- ・新型コロナウイルス関連では、令和2年4月24日及び同年6月4日に国家安全保障会議が開かれた。（新型コロナウイルスに関連した特定秘密は、昨日までに指定されているのかという問いについては）〔不開示情報〕。
- ・東京オリンピック関連では、国家安全保障会議あるいは国家安全保障局として指定している特定秘密はない。

問4．国会に提出された経済安全保障推進法や国家安全保障局経済班と特定秘密の関係について伺いたい。

〔令和4年3月10日審査会〕

〔答弁概要〕

- ・国家安全保障会議等において、経済安全保障関係の関連する議論を行うことはある。そうしたものの中で、一部、特定秘密に該当するものもあるが、他方で経済安全保障推進法の策定事務等については、別途法制準備室を作っており、そちらでの作業となっている。同室の関係で特定秘密に指定されていることは、現時点ではない。

イー② 内閣官房（事態対処・危機管理担当）（令和４年３月１０日審査会）

政府参考人からの説明概要

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）では、令和２年末時点で２件の特定秘密を指定している。

当該２件の特定秘密は、いずれも領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針に関して指定したものである。

令和２年中、指定を延長したもの、満了したもの及び解除したものはない。

イー③ 内閣官房（内閣情報調査室）（令和４年３月１０日審査会）

（７）政府参考人からの説明概要

（令和２年中の特定秘密の指定・解除状況）

内閣情報調査室では、令和２年末時点で８５件の特定秘密を指定しており、そのうち７８件は令和元年末までに指定されたものである。

令和２年中に新たに指定されたのは、情報収集衛星の収集分析対象及び識別能力関係で指定した１件、外国の政府等との情報協力関係で指定した２件、人的情報源関係で指定した２件、情報収集衛星の撮像可能な地理的範囲関係で指定した１件及び情報収集衛星に用いられる暗号関係で指定した１件の計７件である。

令和２年中に指定の有効期間を延長した件数は７件であり、いずれも延長期間は５年である。また、同年中に特定秘密の指定の有効期間が満了したものはない。

令和２年中に特定秘密の指定を解除したものはない。

（指定書等における記載の変更）

令和２年中、指定書及び指定管理簿の記載を変更したものは７件である。これら７件については、指定の通算の有効期間の延長に伴う記載の変更を行った。

（特定秘密文書の管理関係）

令和３年９月、内閣情報調査室に勤務する職員が、特定秘密文書１５件を、自宅としていた公務員宿舎に持ち帰っていたことが判明した。

発覚の経緯としては、病死した当該職員の自宅において、別の内閣情報調査室職員が特定秘密文書を発見したものである。内部調査の結果、規程が定める管理方法に照らして不適切な管理が行われていたことが判明した。なお、特定秘密の漏えいは確認されなかった。

今後は文書管理を強化するほか、保全教育の内容を見直した上で、教育を徹底し、再発防止に努める。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 内閣情報調査室職員による特定秘密の不適切な取扱い事案について、漏えいは確認されなかったという。「確認はされなかった」だけでは「分からなかった」と受け取られる可能性がある。聞くところでは、関係者のパソコンや携帯電話の通信ログなども確認したようなので「考えられることは全て尽くしたが、漏えいの事実は確認されなかった」と説明した方がいいのではないか。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・関係者への聴取、印刷ログの確認、本人のスマホやパソコンの確認等を行い、漏えいの事実が確認されなかったものである。

問 1-2. 特定秘密文書 15 件が持ち出されていたということだが、どれぐらいのレベルのものなのか。特定秘密文書にも色々重要度があるが、極めて重要度の高いものだった場合、これからどうフォローしていくのか。また、当該 15 件の文書はどのぐらいの期間、施設外にあったのか。今後のチェック体制を考える意味でも大事なことと思うので、伺いたい。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・基本的には、情報収集衛星関係で（指定の）有効期間 5 年のものである。
- ・今回の事案を受け、具体的ケーススタディとして記載し、教育内容を見直して、保全教育の徹底を図ることとした。
- ・今回の事案では複製物が持ち出されたが、特定秘密を厳格に管理するために、年 2 回の定期検査時における特定秘密文書と管理簿の突合に加え、特定秘密を印刷する場合には上司の許可を要することとした。さらに所属長が職員の印刷ログを定期的または抜き打ちで検査し、印刷の理由、必要性を職員に確認するなどして、再発防止に努めていきたい。
- ・持ち出された期間はおよそ 4 年間である。

問 1-3. 当該文書は（４年間）出しっ放しなのか。保存期間の延長もあるわけだが、写しを出した後のフォローはどうなっているのか。

[令和４年３月１０日審査会]

〔答弁概要〕

- ・当該文書は、印刷して、その当時に持ち帰ったと考えているので、そのままになっていたと考えている。
- ・今後の防止策としては、印刷する際に限定をする、また印刷したものは管理簿に記載して、その廃棄状況については随時確認をし、また抜き打ちでもチェックする、それから、印刷ログと管理簿との突合を行う形でチェックすることとしたい。

問 1-4. （今回の事案では）ベテランの職員が自宅へ仕事を持ち帰るということは、ほかでもみんなやっているのではないか。（特定秘密が）漏れたという前提で行動した方がよいと思うが、（持ち出されたのが）暗号だったとすれば、その暗号を全て変えるなどの対応をしたのか。マスコミ発表や、上司の処分はどうなっているか。また、死因に不審な点はないのか。

[令和４年３月１０日審査会]

〔答弁概要〕

- ・当該職員が、文書を持ち出したのは、内閣情報調査室に着任直後のことである。
- ・死因に不審な点はないと聞いている。
- ・当該情報は衛星関係の情報で、暗号等々の関係はない。印刷と持ち出しについて厳格にチェックをすれば同様の事案は発生しないと考えている。
- ・処分については、担当部局と調整して、しかるべく対応されると認識している。事案の公表は、本年６月の国会報告の際に報告することを考えている。

問 1-5. まず事案の公表は、なぜ今ではなく 6 月なのか。また現時点でも、職員が特定秘密を印刷しようとする、簡単にできてしまう体制なのか。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国会報告に掲載することで国民に広く公表されるものと考えている。過去の不適切事案についても国会報告に掲載する形にしていたことから、本事案についても同様の対応をさせていただきたいと考えている。
- ・現在、印刷をする際には上司の許可を得る、それから印刷したログのチェックを抜き打ち等も含めて随時行うこととしている。そのため、同様の事案は発生しないように対応している。

問 1-6. 事案の公表について、6 月に行うというのではあまりに遅くないか。即時公表して何か不都合なことがあるのか。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・事案によっては即時公表も考えられるが、今回の場合特定秘密の漏れいも確認されておらず、持ち出された文書も回収されている。そのような事案の中身を見て、これまでの事案と同様に対応したいと考えている。

問 1-7. 特定秘密が外部に持ち出されて、このように見つかったという事例は、今回が初めてのはずだ。以前、秘密を含む文書を持ち帰ったことが発覚した際、防衛省はその時点で報告・公表し、謝罪したことがあったと記憶している。今回、6 月の国会報告を待って公表することの判断は誰が行ったのか。官房長官にも報告が上がっていて、官房長官もそのようにせよとの指示だったのか。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・内閣情報調査室で、内閣情報官まで諮って、このようにしたいと考えている。

- ・内閣情報官から官房長官にも本件事案は説明をしている。公表の仕方について、明示的にそれでいいかという指示があったかどうかについては確認させてほしい。

問 1-8. 特定秘密文書を自宅に持ち帰ったことは、罪に当たらないのか。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・持ち出ただけでは特定秘密の法律違反にはならず、内規の違反である。

問 1-9. 内規違反を、今までどのくらい重要なものとして扱ってきたのか。過去、特定秘密文書を廃棄したなど、いろいろな事案があったかと思う。（今回の事案は、）6 月の国会報告にまとめて終わらせる事案なのか、その都度公表して、政府として正式に国民に対して一定の説明をするという事案なのかを検討し、速やかに判断して報告してほしい。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・審査会の指摘を大変重く受け止めた。
- ・早急に内閣情報官、さらに官邸と相談して、審査会の指摘を踏まえて検討し、回答したい。

問 1-10. 内規違反の場合は公表しないというルールはない。今回の案件では、（文書が）簡単に持ち出されているのも驚きであるし、（衛星という）我が国の安全保障に重大な影響を及ぼす問題でもある。即日、公表の方針を決めてもらいたい。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・本事案については、特定秘密の漏えいの事実は確認されなかったものの、特定秘密文書の不適切な管理が明らかになったものであり、大変重く受け止めている。

- ・改めて、今後このようなことが起こらないよう、特定秘密文書の管理を強化するほか、職員に対する保全教育を徹底し再発防止に努める。
- ・すぐに公表すべきという指摘を踏まえ、早速相談・検討をする。

問 1-11. 回答の期限が無期限というのにはあり得ないので、せめて明日を目指して努力すると言っていたきたい。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国会報告への掲載を待たずに公表すべきだとの審査会の意見を重く受け止め、今日すぐ、内閣情報官と相談をする。
- ・他方、明日までに官邸の了解を得て報告できるか確約は難しいが、いずれにしても速やかに行う。
- ・明日、検討結果か、若しくは途中経過なりとも、会長に報告する。

(ウ) 政府参考人からの追加説明概要（令和 4 年 3 月 17 日審査会）

先日（令和 4 年 3 月 10 日）、内閣情報調査室における特定秘密文書の管理に関する不適切な事案について説明をし、今年の国会報告に記載する形で公表したいという旨、報告をした。それに対して審査会からは、可及的速やかに公表すべきではないかという意見を頂いた。

内閣情報調査室ですぐに検討し、翌 11 日午前中には、必要な了解を得て、公表することを決定した。

環境が整ったため、明日 18 日の午後に記者レクをする形で公表することになったので、御報告する。改めて今回の不適切な事案を重く受け止めて、管理体制と職員の教育を強化し、再発防止に努めたい。

ウ 警察庁（令和４年３月１７日審査会）

（ア）政府参考人からの説明概要

（令和２年中の特定秘密の指定・解除状況）

警察庁においては、令和２年中に４件の特定秘密を指定した。

これら４件は、いずれも従来から継続的に収集している情報等であって、１年ごとに期間を区切って指定をしていたもので、令和２年も期間を区切って特定秘密とした。その内訳は以下のとおりである。

- ①警察の特殊部隊等の戦術や運用に関する情報
- ②国際テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報
- ③国内テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報
- ④外国政府等との情報協力業務に関する情報

警察庁においては、令和２年中、特定秘密の指定３件を解除した。いずれも警察の特殊部隊等の戦術・運用に関するものである。

（令和２年中の特定秘密の指定の有効期間の延長及び満了）

警察庁においては、令和２年中に特定秘密の指定の有効期間の満了を迎えたものが７件ある。個別に検討した結果、４件については指定の有効期間を５年延長することとし、残りの３件については延長せず、指定の有効期間を満了した。

有効期間を延長しなかった３件の特定秘密のうち、２件は警察の特殊部隊の戦術や運用に関する情報、１件は国際テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報である。

（イ）主な質疑及び答弁の概要

問１．（令和２年中に指定した４件の特定秘密につき、）４件の中身を見せていただけるか。

[令和４年３月１７日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密の提示は、審査会で審査をいただき、我々としてもどのような文書が提示できるか検討したい。

問 2. 都道府県警における指定に関し、警察庁はどのように関わっているのか。また、特定秘密取扱者の人数について、警察庁では階級で区別するのか、それとも資格か何かで区別するのか。

[令和 4 年 3 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・都道府県警が入手して警察庁に報告した情報は、警察庁長官が特定秘密の要件に該当するかを判断する。該当すると判断した場合は、特定秘密として指定する。
- ・指定した場合、長官が都道府県警に対して、法律に基づいて指定をした旨を通知する。加えて、同じく法律に基づき、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲や、その他特定秘密の保護に関して必要な事項を指示する。
- ・保護のための指示の内容としては、業務を管理する者を指名する、保護の教育をする、検査をする、必要な施設設備を整える、等である。
- ・どのような職員が特定秘密を取り扱うことができるかということについて、警察庁では特定秘密の保護に関する訓令を定め、都道府県警に対しては要綱を定めている。これに基づき、係単位、あるいは官職ごとに（取り扱う職員を）決定している。特定秘密を取り扱う必要性を考え、最小限の範囲に定めることがポイントと考えている。

エ 総務省（令和４年３月１７日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

総務省が指定する特定秘密は、在日米軍が使用する周波数に関する情報である。

在日米軍の電波の使用については、日米安全保障条約の下、日米地位協定に基づき、日米両政府の当局間の取決めによることとされており、日米が使用する電波の混信防止の観点から、総務省と在日米軍で必要な調整を実施している。

総務省は、在日米軍との周波数調整において必要な文書を受領しており、そのうち、米国政府が「SECRET」として分類している文書を特定秘密に指定している。

昨年度の特定秘密の件数は９件だったが、令和２年には新たに２件追加し、計１１件となった。

これら１１件の特定秘密は、各指定書に記載のとおり、「法別表第２号イ細目ｂ」の「外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの」に該当することから、これら１１件の文書について、その機密性の高さから特定秘密に指定している。

これら１１件の特定秘密について、特定秘密保護法に基づき、総合通信基盤局長が指定する職員のみが取り扱うこととしており、特定秘密の保護に必要な知識の習得等の研修を実施するとともに、特定秘密を取り扱う執務室等へのアクセス管理を徹底する等、厳格かつ適切に管理を行っている。

なお、総務省では、特定秘密の指定の解除を行った事例はない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問. 特定秘密文書を在日米軍から借りているとのことだが、借りた文書に対して、特定秘密の表示のスタンプを押しているのか。また、特定秘密文書を借用し、返却するというのは在日米軍だけの取扱いなのか。特定秘密文書に借用という形は多いのか。

[令和４年３月１７日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 在日米軍から借りた文書については、特定秘密の判をつき、対応している。

- ・借用という形を取っているのは在日米軍である。
- ・その他借用しているものとして、他省庁から提供を受けたものがあり、令和２年末時点で、内閣官房及び外務省より情報通信分野のサイバーセキュリティに関する情報の提供を受け、総務省において、サイバーセキュリティ政策に活用しているところである。

オ 法務省（令和４年３月１７日審査会）

（ア）政府参考人からの説明概要

令和２年中に、法務省において新たに指定又は解除した特定秘密はない。

（イ）主な質疑及び答弁の概要

問１．法務省が指定する特定秘密は、[不開示情報]について我が国の政府が講ずる措置等との記載があるが、何を想定しているのか。また、この特定秘密をなぜ法務省が指定しているのか。

[令和４年３月１７日審査会]

〔答弁概要〕

- ・[不開示情報]については、まさに特定秘密の内容に関わる部分であり、回答することは困難である。
- ・また、法務省がこの特定秘密を指定している理由は、元々、出入国在留管理庁の前身組織である入国管理局が保有していたものであり、同局が出入国在留管理庁となったが、法務省も引き続き入管行政を担当するため、両方で同じ情報を保有している。

問２．これは漠然とした話ではなく、特定の物事について書かれていると理解してよいのか。

[令和４年３月１７日審査会]

〔答弁概要〕

- ・[不開示情報]について、記載している。

カ 出入国在留管理庁（令和４年３月１７日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

当庁が指定している特定秘密は１件である。これは法務省入国管理局時代に指定したもので、出入国在留管理庁が新設された際に特定秘密保護法第６条第１項の規定に基づき法務省から提供されたものである。

特定秘密の指定の解除を行ったものはない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問１－１．指定の理由として、我が国の政府が講ずる措置等とあるが、これは何を指しているのか。

[令和４年３月１７日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密の内容にかかることなので、答弁は差し控えさせていただきたい。

問１－２．特定秘密の内容を全部は言えないだろうが、概要についても言えないというのでは、余りにも判断する材料がない。もう少し（判断できる程度には）踏み込んで回答できないか。

[令和４年３月１７日審査会]

〔答弁概要〕

- ・説明できる範囲のことがこの指定書に示されていると理解いただきたい。

問１－３．先程説明した以上の説明は、特定秘密の内容にかかってしまい、法律に違反する所以说えない、という理解でよいのか。

[令和４年３月１７日審査会]

〔答弁概要〕

- ・そのように理解いただきたい。

キ 公安調査庁（令和４年３月１７日審査会）

（７）政府参考人からの説明概要

公安調査庁では令和２年中に新たに２件の特定秘密を指定した。その概要は、外国の政府から提供を受けた「特定有害活動の防止」に関する情報、外国の政府から提供を受けた「テロリズムの防止」に関する情報である。

また、令和２年中、２件の特定秘密について、指定の有効期間の延長を行った。いずれも、特定秘密の指定要件を満たす状況に変化はなく、有効期間を５年延長した。

なお、特定秘密の指定の解除を行ったものはない。

（イ）主な質疑及び答弁の概要

問１．衛星関係の情報が特定秘密に指定されているが、衛星を運用し、画像の分析をする際には民間事業者の協力を得ることが多い、と聞いているところ、公安調査庁では特定秘密をどのように扱っているのか。

[令和４年３月１７日審査会]

〔答弁概要〕

- ・衛星の情報の分析について、民間事業者の知見は借りていない。

問２－１．東京オリンピック・パラリンピックにおいて、テロやサイバーテロに関する情報は入手したのか。また、東京オリンピック・パラリンピック関連で収集した情報で特定秘密に指定しているものはあるのか。

[令和４年３月１７日審査会]

〔答弁概要〕

- ・入手し、速やかに関係行政機関と情報共有等を行った。また、特定秘密として指定したものはない。

問２－２．攻撃の主体に、ロシア軍参謀本部情報総局は該当するのか。

[令和４年３月１７日審査会]

〔答弁概要〕

- ・個別の内容については、詳細にすることを差し控えたい。

クー① 外務省（大臣官房）（令和４年３月２４日審査会）

政府参考人からの説明概要

a 外務省全体

外務省においては、令和２年に１件の特定秘密を指定した。これは、令和２年１月１日付で指定した国際情報統括官組織の担当の外－45である。

令和２年中に指定を解除した特定秘密はない。

なお、令和２年に新規指定した外－45については、国際情報統括官組織のセッションで説明する。

→「クー②外務省（国際情報統括官組織）(ア) 政府参考人からの説明概要」参照

b 大臣官房

大臣官房が指定している特定秘密は、令和２年末時点で４件であり、いずれも通信に関わる暗号に関するものである。その内訳は、①公電秘匿用暗号の外－１、②ファイル秘匿用暗号の外－２、③ネットワーク秘匿用暗号の外－３、④公衆網秘匿用暗号の外－４である。

大臣官房では、令和２年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除したものや有効期間の満了を迎えたものもない。

クー② 外務省（国際情報統括官組織）（令和４年３月２４日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

国際情報統括官組織が指定している特定秘密は、令和２年末時点で 26 件である。

その内訳は、①外国の政府又は国際機関から得られた情報に関する外－12、36、39、42、43、44 及び 45 の 7 件、②衛星情報に関する外－17～27 の 11 件、③内閣情報調査室から提供された情報に関する外－28～35 の 8 件である。

国際情報統括官組織では、令和２年中に外－45 を新規に指定した。この指定は、先述した外－12、36、39、42、43 及び 44 と同旨のもので、この情報が漏えいすると、外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が損なわれ、情報提供や協力関係の存続・進展に重大な支障が生じることから、特に秘匿する必要がある、指定したものである。

また、令和２年中に、平成 28 年 1 月に指定した外－39 について、有効期間を延長している。その理由は、本指定の対象情報が、本指定の有効期間が満了する時点においても公になっておらず、漏えいすると、外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報提供や協力関係の存続・進展に重大な支障が生じることから、引き続き特に秘匿する必要があるためである。加えて、令和 3 年以降の動きとして、平成 29 年 1 月に指定した外－42 の有効期間を延長した。

また、令和２年中に解除した特定秘密はない。

今後とも、国際情報統括官組織として、我が国の情報収集活動の発展を図る上で、情報提供元との信頼関係の維持発展が重要であること等を踏まえつつ、国会法等の規定に従って適切に対応を判断したいと考えている。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. ウクライナに対して特定秘密を供与したこと、ウクライナから特定秘密あるいは秘密情報の提供依頼があったこと、又は逆にロシアあるいはウクライナから特定秘密の提供を受けたことはあるか。

[令和４年３月２４日審査会]

[答弁概要]

・ウクライナとの関係、あるいはロシアとの関係についても、日々様々な情報交換を行っている。

問2. 台湾との情報のやり取りは、台湾交流協会等の民間を通して行っているのか、それとも直接行っているのか。

[令和4年3月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・台湾との関係については、基本的にアジア大洋州局で行っているので、そちらのセッションで聞いていただきたい。

→「ク－④外務省（アジア大洋州局）(イ) 主な質疑及び答弁の概要 問1－1」参照

クー③ 外務省（総合外交政策局）（令和４年３月２４日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

総合外交政策局が指定している特定秘密は、令和２年末時点で３件であり、その内訳は、①周辺有事に関する外国の政府との協議に関する外－11、②国際テロリズムの人的情報源に関する外－40、③国際テロリズムに関し外国の政府又は国際機関から提供された情報に関する外－41である。

令和２年中に、平成２８年１月に指定した外－40及び外－41について、有効期間を延長した。その理由は、当該特定秘密の指定の有効期間が満了するときにおいても、特定秘密保護法第３条第１項に規定する指定の３要件を満たすことが認められると判断したためである。

また、令和２年中に新たに指定した特定秘密はなく、解除及び指定の有効期間が満了した特定秘密もない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問１．テロ等の情報を収集する中で、各領事館や大使館にヒューミント、いわゆるスパイに該当するような業務を行う専門官として職員を配置しているのか。また、そのような職員は、中東やアジアのテロが頻発するような国においても活動しているのか。

[令和４年３月２４日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国際テロ情報収集ユニットは、国際テロ情報を専門に行っており、任国の法令に則った形での活動を行っている。

問２－１．国際テロ情報収集ユニットの新設は非常に大きな進歩だが、同ユニットが、官邸の直轄部隊とされながら、総合外交政策局にぶら下がっている理由を伺いたい。

[令和４年３月２４日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国際テロ情報収集ユニットは、在外公館に配置された国際テロ情報収集担当官などを通じて情報収集を行っている。在外公館は外務省に置かれた機関なので、ユニットも外務大臣の下に置かれ、外務大臣が情報収集の指示を発している。
- ・国際テロ事案を未然に防止し、また、発生した場合の有効な対処を

実現していくためには、官邸、情報関係の他の省庁、政策・事態対処部門と緊密に連携するとともに、外務省内においても部局横断的な判断が必要ということがあるため、総合外交政策局に設置されている。

- ・なお、官邸を司令塔とした情報収集が確実に行われるとともに、官邸や関係省庁の間における情報や情報関心等の共有を一層円滑に行うために、全てのユニット職員は、内閣官房の国際テロ情報集約室の職員の身分も保有している。

問 2-2. 平成 26 年の国会法改正により規定された附則第 3 項では、海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置された場合は、この審査会における監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされている。

当時の会議録をみると、そのような対外情報機関ができれば、当審査会でチェックする役割を行ったらどうかという議論があったようだ。

この議論は、国際テロ情報収集ユニットが設置される前のものだが、同ユニットが海外の情報を収集することを目的とする行政機関に当たるのなら、当審査会でも、チェックする議論を始めることを検討すべきではないかと考える。

まずは、同ユニットが海外の情報を収集することを目的とする行政機関なのかについて伺いたい。

[令和 4 年 3 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国際テロ情報収集ユニットは、平成 27 年 5 月に発表された邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会の報告書などにおける指摘も踏まえて、テロ未然防止及び仮に再発した場合の有効な対処のために設立されたものであり、対外情報機関を新たに設置するものではないと理解している。

クー④ 外務省（アジア大洋州局）（令和４年３月２４日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

アジア大洋州局が指定している特定秘密は、令和２年末時点で３件である。その内訳は、①北朝鮮の核・ミサイル開発に関する外－７、②拉致問題に関する外－８、③東シナ海の領域保全に関する外－１６である。いずれも平成２６年１２月２６日付で指定し、令和元年１２月２６日付で指定の有効期間を５年間延長している。

アジア大洋州局では、令和２年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除、満了、延長した特定秘密もない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問１－１．台湾との情報のやり取りは、どのような形で行われているのか。また、これはスムーズに行われているのか。

[令和４年３月２４日審査会]

〔答弁概要〕

- ・台湾との関係については、非政府当局間の交流を進めていくという原則があり、台湾交流協会等で様々な交流が行われているというのが実情である。
- ・外務省としても、外国政府等も含めて、台湾に関する情報については色々とやり取りを行っているところであり、現状において、特段、情報収集その他について支障が起きているという認識はしていない。

問１－２．台湾交流協会等から色々な情報を外務省に上げてても、これに対する返事が返ってこないという話も聞いている。外務省は、重要な情報が上がってきても、しっかりと把握せず、活用できていないのではないのか。

[令和４年３月２４日審査会]

〔答弁概要〕

- ・具体的にどういうところで、委員ご指摘のようなことが起きているのか把握できていないが、もしそうしたことがあるということであれば、我々はしっかりとそこを見直した上で、交流協会その他現地の方から来る情報についてはしっかりと受け止めた上で対処していく必要があると考えている。

問 2. 拉致問題について、多くの皆さんが色々な情報を断片的に持っているが、外務省は総合的にどれくらい情報を持っていると認識しているのか。

また、外－8は、拉致被害者及びその配偶者等の生命及び身体保護に支障があるから特定秘密に指定しているとされているが、ある部分、それでも公開してほしいというのが拉致被害者家族の思いである。これについてどのように考えているか。

[令和4年3月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 拉致問題は、我々としても非常に重要な問題だと認識しており、拉致問題に関する情報収集についても最善を尽くし、色々な手段を尽くして情報収集に取り組んでいるところである。
- ・ 外－8については、外国政府等との交渉又は協力に支障を来すおそれや人的情報源の保護も考慮した上で特定秘密に指定している。

問 3-1. 本年2月21日午後、北京市内で在中国日本大使館員が当局に拘束された。これについて、違法な情報収集をしていたと中国は断じているが、同大使館員はどのような活動を行っていたのか。

[令和4年3月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ この大使館員は、外交官として正当な業務を行っていたところ、意に反して拘束されたという事案である。
- ・ 一般論として申し上げれば、外交官としての正当な業務には、例えば相手国の関係者と色々な意見交換を行うこと等が含まれる。
- ・ 中国側が独自の主張をしていることは承知しているが、同大使館員が行っていた業務は正当な業務であり、違法な活動ではないと認識している。

問3-2. 外交官の身体への一時拘束は、外交特権に抵触する条約違反になるが、それについての説明は受けているのか。

[令和4年3月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ご指摘のとおり、本件については、外交関係に関するウィーン条約に中国側が明白に違反する行為を行ったと我々は認識している。
- ・到底看過できず、断じて受け入れられない。本年2月22日、外務事務次官が駐日中国臨時代理大使を外務省に召致して、厳重な抗議を行うとともに、謝罪と再発防止を強く求めたところである。

クー⑤ 外務省（北米局）（令和４年３月２４日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

北米局が指定している特定秘密は、令和２年末時点で２件である。

その内訳は、①2007年８月１０日に署名された日米G S O M I A（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定）の下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等に関する外－５、②日米安全保障協議委員会（「２＋２」）及び日米防衛協力のための指針など、日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等についての情報で、国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報に関する外－６である。

北米局では、令和２年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除したものもない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問．日米の覚書、協定、取決め等、言葉は色々あるが、そのうち例えば非核三原則に反するようなものについて特定秘密に指定されているもの、あるいは特定秘密ではなく単なる秘に指定されているものは存在するのか。

[令和４年３月２４日審査会]

〔答弁概要〕

- ・日米では、様々な協議、議論をしているが、御指摘のような非核三原則に反するような協議内容はそもそもない。したがって、特定秘密に指定されているものはない。

クー⑥ 外務省（欧州局）（令和４年３月２４日審査会）

（ア）政府参考人からの説明概要

欧州局が指定している特定秘密は、令和２年末時点で１件である。具体的には、日露平和条約締結交渉に関する外－１４である。

欧州局では、令和２年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除した特定秘密もない。

（イ）主な質疑及び答弁の概要

問１．ロシアがウクライナ侵攻したことによって、北方領土問題への影響をどのように考えているか。また、本年２月２４日に、外務大臣がガルージン駐日ロシア大使を外務省に召致しているが、その際に北方領土問題について言及があったのか。言及があった場合に、特定秘密に該当するものはなかったのか。

[令和４年３月２４日審査会]

〔答弁概要〕

- ・日本政府としては、領土問題を解決して平和条約を締結するという対露外交の基本方針は不変であるが、ロシアがウクライナを侵略した現状に鑑みると、日露平和条約交渉、領土交渉の今後の対応及び展望については、現時点で申し上げられるべき状況にはないと言わざるを得ないということだと考えている。
- ・ご指摘のとおり、本年２月２４日、外務大臣がガルージン駐日ロシア大使を外務省に召致した。その際、北方領土問題については、[不開示情報]。

問２．ウクライナ問題により、北方領土返還運動に水を差され、今後は北海道で水産物の輸入もほとんど難しくなるのではないかとされている。また、平和条約の交渉が中断となり、ビザなし交流や北方領土の自由訪問等もなくなるというが、これらは、ロシア政府から外務省に正式に来ている話なのか。そして、その情報はどのような取扱いになるのか。

[令和４年３月２４日審査会]

〔答弁概要〕

- ・北方領土返還運動に水を差しかねないという点について、御高齢になられている元島民の方々あるいはその２世、３世の方々を含めた思いというのは重く受け止めている。
- ・他方、現状に鑑みれば、今後の領土交渉、平和条約交渉について、その展望あるいは対応について申し上げるような状況にはないと言わざるを得ない。
- ・現在、ロシアに対して行っている制裁措置は大きく分けて３つの側面があり、１つ目は銀行等に対する資産凍結を始めとする金融面の措置、２つ目は輸出管理の強化、３つ目は個人、団体に対する資産凍結あるいは査証発給の停止である。
- ・水産物関係については、今のところ何の措置も講じられていない。Ｇ７で協調し、連携して対応していくということが基本ではあるが、基本は同じ方向でも、各国それぞれ事情を抱えているので、基本はＧ７の連携を保ちつつ、日本政府として最も適切な対応をこれから必要に応じて講じていくということになる。
- ・平和条約締結交渉の停止、四島交流、自由訪問の停止に関するロシア外務省の声明について、これはロシア外務省が一方的に発表したものであり、事前の通告もなかった。それに対しては、外務事務次官がガルージン駐日ロシア大使を召致して、厳しく抗議した。

問３．本年２月１０日深夜、ロシア政府系ＴＶ局が３０分の番組を放送したが、同番組中、共同通信の記者が日本の特務機関の代表者と接触しているというようなことで、スパイとして違法な活動をしているとされ、実名も流された。また、ビザなし交流で色丹島を訪れていた訪問団の通訳の女性がスパイであるという報道がされ、ＦＳＢ（ロシア連邦保安庁）から拘束され、女性の取調べの様態も放送された。さらに、公安調査官と協力者の顔写真と実名、偽名まで放送された。この実態と抗議の有無について確認したい。

〔令和４年３月２４日審査会〕

〔答弁概要〕

- ・ご指摘のとおり、本年２月１０日付、ロシアがＮＴＶというウェブサイトで、日本の諜報活動とされるものを紹介するニュース映像が公開されたことは事実である。また、令和元年７月の色丹島でいわゆ

る自由訪問の際に、日本人通訳がロシア側に一時拘束されたことも事実である。

- ・これに対して、日本側からロシア側に対して、当然、北方領土における我が国の立場に鑑みれば、このような拘束は受け入れられないということを強く抗議した。
- ・なお、公安調査官の件については、外務省職員ではないので当省から事実関係を説明することは難しいということは御理解いただきたい。

問 4. 今回のロシアのウクライナ侵略について、去年から今までで、ロシアやウクライナから特定秘密あるいは秘の情報の提供を受けたか。また、逆にウクライナに対して特定秘密あるいは秘の情報を提供したか。

[令和 4 年 3 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・[不開示情報]

問 5. 外-14 は日露平和条約締結交渉に関する情報だが、相手国はロシアになるのか。それとも、それ以外の国を考えていいのか。

[令和 4 年 3 月 24 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・日露平和条約締結交渉に関する情報なので、相手国という意味では、ロシアに限らず第三国も含まれる。

クー⑦ 外務省（領事局）（令和４年３月２４日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

領事局が指定している特定秘密は、令和２年末時点で１件である。具体的には、大規模緊急事態発生時の邦人退避に関する外－13である。

令和２年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除した特定秘密もない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問１－１．大規模緊急事態発生時における邦人退避とあるが、どこの国なのか。

[令和４年３月２４日審査会]

〔答弁概要〕

- ・どこの国、地域に関する事態かということについては、開示した場合、関係国との信頼関係及び協力関係が大きく損なわれ、その結果、我が国の安全保障に著しい支障を与えることに加え、邦人の安全な退避計画の策定と実施が困難となり、その結果として邦人の生命・身体を著しい危険にさらす事態が生じることとなるため、不開示としている。

問１－２．関係国というのも特定秘密の対象なのか。

[令和４年３月２４日審査会]

〔答弁概要〕

- ・そのとおりである。

ケ 経済産業省（令和4年3月17日審査会）

（7）政府参考人からの説明概要

（令和2年中の特定秘密の指定・解除状況）

経済産業省では、令和2年末時点で4件を特定秘密に指定している。いずれも情報収集衛星に関するもので、平成23年から平成26年に年毎に指定している。

これらの特定秘密については、全て平成26年末の法施行時に、既に内閣官房から提供を受けていた衛星情報について経済産業省本省において指定したものであり、それ以降、新たな指定や指定の解除はしていない。

なお、これらの特定秘密文書は全て保存期間が満了したため、適切に廃棄するための手続きを進めていたところ、内閣府から廃棄することにつき了解が得られたので、令和3年中に全て廃棄済みである。

（特定秘密文書の不適切な管理事案）

令和3年5月、誤廃棄ではないが、省内で保護規程が定める管理方法に照らして、不適切な管理が行われていた特定秘密文書1件が発見されるという事案（以下、「本件事案」という。）が生じた。

本件事案は、平成31年4月に、他省庁から当該特定秘密文書1件（以下、「本件文書」という。）の交付を受けた職員が、上司に本件文書の交付を受けたことの報告をせずに、本件文書を施錠可能な個人の引き出しに一時保管した。その後、本人が一身上の都合で辞職したため、本件文書が後任の職員により発見されるまでの間、個人の引き出しで保管されたままになっていた。引き出しの中に保管されたままであったので、損失、破損や流出、漏えいは確認されていない。

本件事案発覚後、内閣情報調査室に情報提供・相談の上、適切に対処を行った上で、再発防止に向けて、特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚等を図った。

（イ）主な質疑及び答弁の概要

問1. 本件事案において、他省庁から特定秘密文書を受け取った職員が辞職した理由は何か。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・本件事案とは関与しない別の理由での辞職である。

問 2. (特定秘密が記録された) 資料やデータは具体的にどのような形で処分又は廃棄されているのか。特に、衛星画像等の紙に限らない画像データやUSB等はどのように廃棄されているのか。

[令和 4 年 3 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・(経済産業省では) 細かく裁断して処分している。
- ・これからは電子保存などいろいろなことがあるので、いろいろな廃棄の仕方があると思うが、(経済産業省で廃棄した) 特定秘密は紙によるものである。

問 3-1. 本件事案の発生の原因と経緯は何か。また、経済産業省の秘密管理規程²⁴に規定された臨時検査は実施したのか。

[令和 4 年 3 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・本件事案は、他省庁から本件文書の交付を受けた担当者が、上司に報告しないまま、自分の引き出しの施錠可能なところに入れて鍵を閉め辞職してしまったため、誰も本件文書の存在に気付かなかった。本件文書の交付を受けた時点で、上司への報告があれば、本件事案は生じなかったと考えており、担当者の特定秘密の管理に関する知識不足が原因であると思う。今後はeラーニング等も活用しつつ、教育を徹底していく。
- ・昨年 5 月に、本件事案の発覚を受けて、省内における特定秘密を取り扱う課室に対して、臨時検査を実施した。具体的には、受領した特定秘密文書の特定秘密文書等管理簿への登録や金庫への保管の漏れがないかの照会、特定秘密文書等管理簿の記録と保管されている特定秘密文書との突合、保管に必要な施設の整備状況についての確認を行った。

²⁴ 経済産業省における特定秘密の管理に関する規程第 36 条第 2 項により、「特定秘密管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査するものとする。」と規定されている。

問3-2. 本件文書を後任の担当者が発見するまでの間、誰も保管されている引き出しを物理的に開けることはなかったのか。また、絶対に漏えいはないと言えるのか。それとも、おそらく漏えいはないだろうとの話なのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・個人の引き出しの鍵なので、他の者が自由に開けることができる状況にはなかった。絶対に開けた者がいない、と証明することは難しいが、当時の関係者に聞き取りした結果では、(他の者は)開けることができなかった、と考える。

問3-3. 元々、その引き出しに本件文書があったということは、誰も知らない以上、他の者が引き出しを開けて漏えいさせるきっかけがない、ということか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・そういう理解で良い。いずれにせよ、eラーニング教育等を駆使しつつ、管理の徹底を図りたい。

問3-4. 一般的に特定秘密文書には、「特定秘密」という押印がなされなければならないと思うが、本件文書には「特定秘密」という押印はなかったのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・本件文書自体には押印されていた。また、本件文書は、それが特定秘密と分かるような袋に入っていた。

○委員からの指摘事項

- ・ 10 万単位の文書を廃棄する際、本当にシュレッダーでできるのか。安全・確実な処理の方法を研究すべきではないか。
- ・ (特定秘密文書を) 受領するに当たっては、その手続などには厳格な対応が必要であり、そこが抜けていたのではないか。また、渡す方も同様に厳格に行うべき、と考える。教育だけでなく、特定秘密文書のやり取りを厳格に対応するよう、要望したい。

コ 海上保安庁（令和４年３月１７日審査会）

（７）政府参考人からの説明概要

（令和２年中の特定秘密の指定・解除状況）

海上保安庁において、令和２年末時点で指定している特定秘密は 21 件であり、その内訳は、①内閣情報調査室から提供を受けた外国政府等との情報協力業務関係が 3 件、②内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星関係が 11 件、③海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係が 7 件である。

また、令和２年中に指定した特定秘密は、海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係 1 件である。

なお、令和２年末までに特定秘密の指定を解除したものはない。

（指定の有効期間の延長）

海上保安庁では平成 28 年から令和２年末までの間に延べ 20 件の特定秘密について指定の有効期間の延長を行ったところであるが、令和２年中に 1 件の特定秘密について、指定の有効期間を延長した。

（指定書における記載事項の変更）

情報保全諮問会議における有識者からの意見を踏まえ、平成 29 年 12 月に、14 件の特定秘密に指定を解除すべき条件を設定し、それに伴い、指定書の記載を変更している。

（イ）主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 海上保安庁には特殊警備隊という特殊部隊が設置されているが、この特殊部隊の戦術や運用等について、特定秘密に指定されていない理由は何か。警察庁は特殊部隊の戦術や運用に関する情報を特定秘密に指定しているところ、その違いは何か。

[令和４年３月１７日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特殊警備隊は、シージャック等の一般の海上保安官では対応できない特殊な海上警備事案に対処するため、所要の訓練を実施し、二十四時間態勢で事案の発生に備えている。
- ・ 特殊警備隊の戦術や運用等に関する情報を含め、警備業務に係る情報については、現在のところ、特定秘密の指定の３要件に該当しない、と認識している。

問 1-2. 3要件のどこに該当しないのか。また、(特殊警備隊の戦術や運用等に関する情報は) 特定秘密ではなく、秘密扱いにはしているのか。

[令和 4 年 3 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 3要件の1つである特段の秘匿の必要性、すなわち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を生じるおそれがあるため、特に秘匿を要することが必要である情報である、とまでは言えない、と考えている。
- ・ 特殊警備隊の戦術や運用等に関する情報は、特に機密性の高い情報として厳格に管理を行っている。

問 2-1. 海上保安庁は、衛星画像やレーダー等の情報を有していると思うが、どのような形（印刷又は電子媒体への記録等）で、特定秘密文書として、保存しているのか。

[令和 4 年 3 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ (海上保安庁で直接取得した情報としては、) そのような特定秘密情報を保有していないが、外国の政府機関から提供された情報のうち、特定秘密に該当するものについては、文書又は電子媒体の形で提供を受けている。

問 2-2. 基本的には、文書で保存していると聞いていたが、電子媒体で保存するならば、複製が容易になることが考えられるほか、(金庫などで) 厳重に保管せずともよい、と考えるがどうか。

[令和 4 年 3 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 我々に提供される形が、文書若しくは電子媒体という形であり、電子媒体で提供されたものを使う必要がある場合には、それを複製するということはある得る。

問3. 海上保安庁が指定する特定秘密は 21 件あるが、その1つ1つを見ると、複数のデータが並んでいるようである。こういうものが複数まとまって、1 件の特定秘密となっているのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・（複数のデータがあるのは、）特定秘密が記録された文書が複数あるということであり、秘密自体はパッケージとして1つの特定秘密となっている。

問4. 指定された特定秘密の中に、安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力とあるが、この外国の政府というのは国、地域と考えるべきか、それとも、単に国と捉えるべきか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・海上保安庁においては国である。

○委員からの指摘事項

特定秘密の中身を見ることができないのなら、指定の理由というものが非常に重要である。今後は、指定の理由を細かく、具体的に書いてほしい旨、審査会事務局から各省庁に伝えてほしい。

サー① 防衛省（防衛政策局）（令和４年３月３１日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

a 防衛省全体

防衛省では、特定秘密保護法施行以降、令和２年末までの間に、特定秘密の指定を３８７件、指定の解除を８件、満了を３０件それぞれ行い、令和２年末時点で３４９件の特定秘密を運用している。

このうち、令和２年中に、特定秘密の指定を３２件、指定の解除を０件、満了を１件、延長を２０件、指定書の記載事項の変更を２０件行った。

また、令和２年末時点で、作成から３０年を超える特定秘密文書の保有件数は、１０６件である。

b 防衛政策局

防衛政策局が行った特定秘密の指定は２４件である。その内容は、情報本部等が収集整理した衛星の画像情報等で指定したものが７件、外国の政府等との情報協力等関係で指定したものが４件、防衛、警備等計画に関する情勢等の見積り又は計画関係で指定したものが１０件、ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方の検討関係で指定したものが１件、外国軍隊等の戦力組成を見積もった情報関係で指定したものが１件、米軍主催の演習に関して外国政府から提供された情報関係で指定したものが１件である。

令和２年中に、指定の満了及び解除については、いずれも該当がなかった。また、指定の有効期間が満了するときにおいて、対象情報が指定の要件を満たすと判断し、延長させたものが１７件ある。なお、延長した指定の有効期間は５年間である。

指定書の記載事項を変更した件数は１７件であり、令和２年中に指定の有効期間が満了を迎え延長する指定に関して、特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署の追加などの変更を行った。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 台湾との情報のやり取りに関して、台湾における情報収集は自衛官 O B が民間人として行っていると聞いているが、実際には、防衛省としての情報収集はどのように行っているのか。

[令和 4 年 3 月 31 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・台湾との関係は、非政府間の実務関係として維持していくということで、民間窓口機関である日本台湾交流協会に自衛官 O B 1 名が勤務していると承知している。
- ・勤務する自衛官 O B は、多くの場合、在中国の防衛駐在官などの経験者で、当地で様々な業務を行っていると承知している。
- ・台湾に関する情報収集の内実については、答弁を差し控えたい。

問 1-2. (台湾の駐在官が) 情報を上げても活用されていないのではないかと懸念を聞くが、有効に活用されているのか。

[令和 4 年 3 月 31 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・一般論になるが、入手した情報は最大限生かすように努力するのは当然と考えている。
- ・防衛省では、各自衛隊が収集する情報を総合し、様々な情報活動を行うことで、収集した情報の便益を最大化する努力を常に行っており、それを継続していきたい。ご指摘を踏まえて、これからの活動に繋げていきたい。

問 2-1. 令和 2 年中に廃棄した保存期間 1 年未満の特定秘密文書について、審査会提出資料に記載された当該文書名からは保存しておくべき文書のように思えるが、1 年未満で廃棄する理由及び文書の内容は何か。

[令和 4 年 3 月 31 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・1 年未満で廃棄する特定秘密文書には、意思決定の途中段階で作成したものがある。
- ・例えば、電波情報の報告がある。日々収集される電波情報は、特定

秘密の指定を受けており、日報のような形で次々と文書が作られる。ただ、情報資料としてはある程度情報をまとめてプロダクトにするため、その過程で多くの不要になる文書が発生する。

- ・ 不要となった文書に記載された特定秘密の逸失を避ける必要があり、また当該情報はプロダクトの方にまとめられるため、当該文書を1年未満で廃棄することは秘密情報の管理上も適正だと考えている。

問2-2. 統幕作戦会議の資料が保存期間1年未満の特定秘密文書として廃棄されているが、当該会議の議事録は別に保管されていて、会議に使用したメモや資料は（特定秘密であっても）議事録に同じものがあるので廃棄したという理解でよいのか。

また、統幕作戦会議の議事録は何年間保管しているのか。

[令和4年3月31日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 基本的にはご指摘のとおりである。特定秘密を含む重要な会議の記録自体が1年間で廃棄されるということはない。
- ・ 統幕作戦会議の議事録は、統合幕僚監部が保有する文書であるため、防衛政策局からはお答えできないが、基本的には適切に保管している。

サー② 防衛省（大臣官房）（令和４年３月３１日審査会）

（７）政府参考人からの説明概要

（内閣府と廃棄協議中の特定行政文書ファイル等）

資料を提出した令和３年７月３０日現在、独立公文書管理監による検証・監察を終え、内閣府との廃棄協議中の特定行政文書ファイル等は令和元年度分 207 件、令和２年度分 33 件、計 240 件、文書にして計 4,750 件ある。

これらのうち、特定行政文書ファイル等 236 件、文書にして計 4,746 件を廃棄とする理由については、これらは「防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき作成する部隊等の防衛、警備等計画」等に関する文書であり、これらの文書はいずれも写しであって、引き続き正本が保管されていることから、保存期間満了後の措置を廃棄としている。

残りの特定行政文書ファイル等 4 件、文書にして計 4 件については、いずれも特定秘密文書を管理するための簿冊の原議であって「情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等」に関する特定秘密文書の件名、作成日、登録番号、枚数等を記載し、管理していた簿冊である。これらの簿冊に記載されている文書はいずれも既に現用でない特定秘密文書の件名等が記載されており、現在は使用していない簿冊であることから、保存期間満了時の措置を廃棄としている。

なお、これらの 240 件のファイルについては令和４年２月 22 日に内閣総理大臣の廃棄の同意が得られたことから、適切に廃棄を行った。

（令和２年中に廃棄した特定行政文書ファイル等）

令和２年中に廃棄した特定行政文書ファイル等は 6 件である。この 6 件は、平成 28 年 12 月 15 日に廃棄協議を行い、令和２年 7 月 28 日に内閣総理大臣からの廃棄の同意が得られたものである。いずれも特定秘密文書を管理するための簿冊の原議であり「情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等」や「情報本部と外国政府等との間の画像情報協力に関する知識等」に関する特定秘密文書の件名、作成日、登録番号、枚数等を記載し、管理していた簿冊である。これらの簿冊に記載されている文書はいずれも既に現用でない特定秘密文書の件名等が記載されており、現在は使用していない簿冊であることから、保存期間満了時の措置を廃棄としている。

この 6 件については、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置について廃棄が妥当である旨の通知及び内閣総理大臣からの廃棄の同意が得られたことから、令和２年 11 月 5 日、関係規則に基づき適切に廃棄を行った。

なお、令和２年中に国立公文書館へ移管した特定行政文書ファイルはない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 平成 28 年に防衛省が廃棄協議を申請した保存期間 1 年以上の特定秘密文書 6 件が、令和 2 年に内閣総理大臣から同意を得て廃棄されたが、4 年かかったのは何か不都合があったのか。

[令和 4 年 3 月 31 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・防衛省は廃棄協議をお願いする立場であり、審査内容を熟知しているわけではないが、当省が理解している範囲では、防衛省から内閣府に特定行政文書ファイル等の廃棄協議を求めた初めての事例であったこと、なおかつ、6 件の特定秘密文書が全て原議であり、簿冊又は帳簿という内閣府になじみの薄い文書であったため、慎重な判断が必要であったのではないかと考えている。

問 2. 特定秘密のような重要な文書であれば、通常、外に漏れないよう速やかに廃棄する方が適切だと思われるが、他省庁の例においても 4 年も要するのか。

[令和 4 年 3 月 31 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・他省庁の運用については承知していないのでお答えは困難である。
- ・ただ、(最近の例を) 付言すれば、防衛省が廃棄協議を申請したのが令和 3 年 3 月 29 日で、内閣府からの廃棄同意を得たのが令和 4 年 2 月 22 日ということで、この間、11 か月になっているので、同意までの期間は短くなっていると考えられる。

サー③ 防衛省（整備計画局）（令和４年３月３１日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

令和２年中に、整備計画局が行った特定秘密の指定は７件である。その内訳は、情報本部等が作成する情報本部共通基盤等に使用する規約関係で指定したものが５件、米国政府から提供された次期戦闘機に関する情報であって、米国政府がSECRET又はTOP SECRETの秘密区分に指定する情報関係で指定したものが１件、英国政府から提供されたSPEAR-EWに関する情報のうち、UK SECRETに指定されている情報並びに当該情報を防衛省・自衛隊で分析・解析することによって得られた情報関係で指定したものが１件である。

期間中、対象情報が特定秘密の指定の要件を満たさないと判断し満了させたものは１件である。なお、満了後の秘密区分は、内規に基づき注意として管理している。

指定の有効期間が満了する時において、対象情報が指定の要件を満たすと判断し延長したものは２件であり、延長した有効期間は５年である。

指定書の記載事項の変更を行ったものは２件で、令和２年中に指定の有効期間が満了を迎え、延長する指定に関して、特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署の追加などの変更を行った。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問１．防－372 は、米国政府から提供を受けた次期戦闘機に関する情報であるにもかかわらず、指定書に秘密情報であることを示す判を押していない理由は何か。

[令和４年３月３１日審査会]

〔答弁概要〕

- ・防－372 については、指定書の内容には秘の情報を含めずに指定の内容を記載することができたので、秘という区分にはしていない。

問 2. 特定秘密に指定されている規約とは、システムのアルゴリズムのようなものと理解してよいか。

[令和 4 年 3 月 31 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・暗号装置においては、元の情報に対して一定のルールで暗号化を行う。その際に、一般には暗号鍵と呼ばれる変数として用いる情報を防衛省においては規約と呼び、特定秘密に指定している。

問 3. 防－341 で指定している、自衛隊のネットワークをサイバー攻撃から防護するためにサイバー空間を通じて得た情報とはどのような情報か。

[令和 4 年 3 月 31 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・サイバー空間を通じて得た情報とは、防衛省・自衛隊のシステムに対する日々の様々なサイバー攻撃や不正アクセスに関して、それを管掌している部隊が集めた情報のことである。

サー④ 防衛省（統合幕僚監部）（令和４年３月３１日審査会）

（７）政府参考人からの説明概要

統合幕僚監部では、特定秘密保護法施行以降、令和２年末までの間に、特定秘密の指定を９件行い、運用している。

このうち、令和２年中に指定した特定秘密は１件で、指定の解除及び指定の満了は共になかった。なお、指定を行った１件の特定秘密は、自衛隊の運用関係の情報である。

指定の延長期間が満了する時において、対象情報が指定の要件を満たすと判断し延長したものは１件である。なお、延長した指定の有効期間は５年である。

指定書の記載事項の変更を行ったものは１件で、令和２年中に指定の有効期間が満了を迎え、延長する指定に関して、業務上の必要性から、特定秘密を取り扱わせることができる官職を追加するなどの変更を行った。

（イ）主な質疑及び答弁の概要

問．防－251 の指定書の記載事項に関し、特定秘密を取り扱わせることができる官職に防衛大臣政策参与を追加する変更を行ったとのことだが、同じような特定秘密には既に政策参与が入っているにもかかわらず、この特定秘密だけが今回新たに追加することになった理由は何か。

[令和４年３月３１日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密に指定した時点では、防衛大臣政策参与がなかったため、今回、指定の有効期間を延長するに際して、同職を追加する変更を行った。

シ 防衛装備庁（令和４年３月３１日審査会）

（ア）政府参考人からの説明概要

防衛装備庁における令和２年末時点の特定秘密の指定件数は１８件である。このうち、令和２年中に新たに指定したものは１件で、日本国政府と英国政府との間の将来戦闘機及び将来戦闘航空システムに関する日英パートナーリング・スタディに関する取決めに基づき英国政府から提供される秘密情報を特定秘密に指定したものである。

平成２７年に指定した１６件の特定秘密について、令和２年中に指定の有効期間の満了を迎えたところ、引き続き、指定の３要件を満たすと認められ、関連する装備品の長期的な運用が想定され特定秘密として保護する状況に変化はないことから、有効期間をいずれも５年延長した。また、指定の解除をしたものはない。

また、令和２年末時点において、作成から３０年を超える特定秘密文書の保有件数は、[不開示情報]。今後の装備品の研究開発によって活用する可能性があることから、引き続き保有している。

（イ）主な質疑及び答弁の概要

問１．神戸の造船所では、建造中の潜水艦を遊覧船で見学させているが問題はないのか。

[令和４年３月３１日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 建造中であっても関連する特定秘密は適切に保護している。
- ・ 特定秘密以外の秘密や注意といった対外的に非公開としている部分についても、適合事業者たる造船所が保護をしながら建造していると承知しているところであるが、ご指摘を踏まえ、引き続き適正に行ってまいりたい。

問２－１．防衛装備庁が保有している作成から３０年を超える特定秘密文書は、今の防衛装備に資する資料である旨の説明があったが、当該特定秘密を審査会に提示することは可能か。

[令和４年３月３１日審査会]

〔答弁概要〕

- ・当該特定秘密には諸外国から提供された情報もあり、提示にあたっては諸外国と調整する必要がある。国会としてお求めの場合は、検討させていただく。

問 2-2. 当該特定秘密は、指定の 3 要件を全て満たしているということ
ことでよいか。また、それはどのような情報なのか。

〔令和 4 年 3 月 31 日審査会〕

〔答弁概要〕

- ・ご指摘のとおり、指定の 3 要件に全て合致している。
- ・作成から 30 年を超える特定秘密文書には様々なものがあるが、例えば、防衛省が指定する特定秘密で、装備品の制式に関する訓令の中で指定されている装備品の型式、性能、諸元が記載された文書がある。
- ・また、防衛目的のために特許権あるいは技術の知識の交流を容易にするために日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定に基づいてアメリカ合衆国から提供された技術情報が記載された文書というものもある。

問 3. 適合事業者に対し活発化するサイバー攻撃について、防衛装備
庁としてどのように対応しているのか。

〔令和 4 年 3 月 31 日審査会〕

〔答弁概要〕

- ・ご指摘のとおり、防衛関連企業に対し、いわゆる不正アクセスという形でサイバー攻撃が行われており、防衛装備庁としても深刻に捉えている。企業に対しては適正に対応するよう指示している。
- ・特定秘密に関しては、公のインターネットにつながっていない、いわゆるスタンドアロンのシステムの中で取り扱うよう契約の中で取り決めており、それに従って企業が管理している。
- ・管理状況について、定期的に防衛装備庁が検査を行っており、特定秘密については適切に保護されていると考えている。全ての機微な情報が適切に保護されるよう、適合事業者等のサイバーセキュリティについて意を用いていきたい。

4 適性評価

(1) 政府参考人（内閣情報調査室）からの報告聴取

行政機関における適性評価に係る実施状況等は次のとおりである。

《表 2-6》適性評価の実施状況（令和 2 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

項 目		件 数 等
○実施機関数		26 機関
○実施件数		59,958 件
	行政機関の職員等	58,643 件
	適合事業者の従業者	1,315 件
○評価対象者が同意しなかった件数		5 件
	行政機関の職員等	5 件 (国土交通省 1 件・防衛省 4 件)
	適合事業者の従業者	0 件
○同意を取り下げた件数		0 件
	行政機関の職員等	0 件
	適合事業者の従業者	0 件
○特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数		1 件
	行政機関の職員等	1 件
	適合事業者の従業者	0 件
○苦情件数		0 件

（国会報告（令和 3 年 6 月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

《表 2-7》 指定行政機関、特定秘密が記録された行政文書の保有状況
及び適性評価実施件数 対比表（令和 2 年）

行政機関名	指定行政機関	特定秘密が 記録された 行政文書数※ ¹	令和 2 年中の 適性評価実施件数※ ² (うち行政機関の職員等)	
国家安全保障会議	○	0	0	(0)
内閣官房	○	129,026	784	(406)
内閣法制局	—	3	2	(2)
内閣府	○	4	51	(51)
国家公安委員会	○	0	0	(0)
警察庁	○	36,853	1,152	(1,152)
警察庁		36,747	331	(331)
都道府県警察	—	68	821	(821)
(行政文書を重複して保有)		38	—	—
金融庁	○	0	2	(2)
消費者庁	—	0	6	(6)
総務省	○	50	24	(24)
消防庁	○	0	13	(13)
法務省	○	3	6	(6)
出入国在留管理庁	○	3	11	(11)
公安調査庁	○	23,408	76	(76)
外務省	○	125,825	509	(504)
財務省	○	10	72	(72)
文部科学省	—	0	15	(11)
厚生労働省	○	0	11	(11)
農林水産省	—	0	14	(14)
水産庁	—	0	17	(17)
経済産業省	○	125	46	(46)
資源エネルギー庁	○	0	4	(4)
国土交通省	—	3,629	36	(36)
気象庁	—	0	6	(6)
海上保安庁	○	20,633	197	(197)
環境省	—	0	1	(1)
原子力規制委員会	○	0	9	(9)
防衛省	○	183,303	55,841	(55,562)
防衛装備庁	○	295	1,053	(404)
合計	20	523,170	59,958	(58,643)

(国会報告（令和 3 年 6 月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

※ 1 特定秘密が記録された行政文書の保有状況（令和 2 年 12 月 31 日時点）より抜粋。

※ 2 令和 2 年中の各行政機関の適性評価の実施件数より抜粋。

(2) 関係行政機関からの説明概要及び質疑

※質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

ア 国家安全保障会議（令和４年３月１０日審査会）

政府参考人からの説明概要

国家安全保障会議の議長及び議員は、いずれも行政機関の長又は国務大臣であることから、特定秘密保護法により、適性評価を受けることを要しないこととされており、適性評価を行っていない。

イー① 内閣官房（内閣情報調査室）（令和４年３月１０日審査会）

政府参考人からの説明概要

内閣官房における適性評価は、内閣情報調査室が一括して実施している。適性評価の結果等が目的外利用されることを防止するため、適性評価実施担当と人事担当は分けている。

内閣官房では、職員に対して 406 件、適合事業者の従業者に対して 378 件、計 784 件の適性評価を実施した。

適性評価の対象者による不同意、同意の取り下げ及び苦情の申出はなかった。

イー② 内閣官房（国家安全保障局）（令和４年３月１０日審査会）

政府参考人からの説明概要

内閣官房の適性評価実施部署である内閣情報調査室から説明済みである。

イー③ 内閣官房（事態対処・危機管理担当）（令和４年３月１０日審査会）

政府参考人からの説明概要

内閣官房の適性評価実施部署である内閣情報調査室から説明済みである。

ウ 警察庁（令和４年３月１７日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和２年中の適性評価の実施件数は、警察庁が 331 件、都道府県警察が 821 件、計 1,152 件である。前年からやや増加しているが、これは直近に実施した適性評価から５年経過し、再度適性評価を実施した者もいたためとみている。

エ 総務省（令和４年３月１７日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和２年中、適性評価を実施した職員の数 は 24 名、適合事業者の従業員数は 0 名である。適性評価の実施に同意をしなかった者及び同意を取り下げた者の数はそれぞれ 0 名、苦情の申出件数も 0 件である。

オ 法務省（令和４年３月１７日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和２年中に適性評価を実施した職員は 6 名である。適合事業者の従業員数は 0 名である。また、令和２年末時点における特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は 22 名である。

カ 出入国在留管理庁（令和４年３月１７日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和２年中に適性評価を実施した職員は 11 名である。適合事業者の従業員数は 0 名である。また、令和２年 12 月末時点における特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は 26 名である。

キ 公安調査庁（令和４年３月１７日審査会）

政府参考人からの説明概要

公安調査庁では、令和２年中、76 人の職員に対し適性評価を行った。適性評価の実施に対する不同意件数、同意取下げ件数、申出のあった苦情の件数は、いずれも 0 件であった。なお、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、令和２年 12 月末時点で 227 人である。

ク 外務省（令和４年３月 24 日審査会）

政府参考人からの説明概要

外務省では、令和２年に 509 件の適性評価を実施した。その内訳は、外務省職員が 504 件、適合事業者が 5 件である。

令和２年に行った適性評価の評価対象者のうち、評価対象者が適性評価の実施について同意をしなかった件数はない。また、適性評価の対象者が同意を取り下げた件数及び申出のあった苦情の件数は共に 0 件である。

ケ 経済産業省（令和４年３月 17 日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和２年中に、合計 46 名の適性評価を実施した。なお、現在、適合事業者はいない。

コ 海上保安庁（令和４年３月１７日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和２年中に実施した職員に対する適性評価の件数は、職員に対して 197 件、適合事業者の従業員に対して 0 件であった。

なお、適性評価の実施に対する不同意、同意の取り下げ、苦情の申出については、いずれも 0 件であった。

サ 防衛省（令和４年３月 31 日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和２年中に、防衛省の職員に対して 55,562 件、適合事業者の従業者に対して 279 件、計 55,841 件の適性評価を実施した。

また、同年中に防衛省における適性評価の評価対象者が同意しなかった件数は 4 件、評価対象者が同意を取り下げた件数及び苦情の申出の件数は、いずれも 0 件である。

なお、令和２年末時点において、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、防衛省の職員が 116,659 人、適合事業者の従業者が 705 人で、計 117,364 人である。

シ 防衛装備庁（令和４年３月 31 日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和２年中に、防衛装備庁の職員に対して 404 件、適合事業者の従業者に対して 649 件、計 1,053 件の適性評価を実施した。

また、評価対象者が同意をしなかった件数、評価対象者が同意を取り下げた件数及び評価対象者からの苦情の申出の件数は、いずれも 0 件である。

第3 政府に対する意見

- 1 政府に対する意見 112
- 2 政府に対する意見の理由及び背景 114

第3 政府に対する意見（調査結果）

衆議院情報監視審査会は、本報告書における対象期間中、数次にわたる調査を行うとともに、委員間で活発な議論を行った。

その結果、当審査会は、政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する意見として、以下のとおり合意した。

1 政府に対する意見

衆議院情報監視審査会は、政府に対し、引き続き当審査会をはじめとした立法府に対する説明責任を十分果たすとともに、当審査会において指摘を行った事項及び以下に記した意見について、早急に対応することを強く求める。なお、これまでの審査会意見に対しても同様である。

本意見に対し、政府が具体的な対応を行わない場合、必要に応じて国会法第102条の16第1項に基づく勧告²⁵を行うものとする。

1 特定秘密文書の管理関係

各行政機関においては、保全教育等を通じ特定秘密に対する職員の意識及び理解を徹底し、その上で適切な管理がなされているか改めて確認すること。特に不適切な管理事案が発生した行政機関については、当該事案を受けた再発防止策を確実に実施すること。また、引き続き適合事業者等における秘密保全状況の把握に努め、必要に応じて立入検査等を行うなど情報管理に万全を期すこと。

2 不適切な管理事案発覚後の審査会への報告と国民への公表

各行政機関においては、特定秘密の管理において重大な事案が生じた場合には、その事実や漏えいの有無の判断理由を含む経緯、再発防止策等について、当審査会に速やかに報告し、丁寧に説明すること。また、国民に対しても可能な限り早期に公表するよう努めること。

²⁵ 国会法第102条の16第1項において、「情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる」こととされている。

3 審査会への対応関係

各行政機関においては、審査会意見で繰り返し当審査会への対応の改善を求めてきたことも重く受け止め、審査会での説明方法や資料の在り方について検討すること。なお、説明に当たっては、必要な場合には特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明するよう求めた令和元年審査会意見の趣旨を踏まえ、引き続き真摯に対応すること。

4 独立公文書管理監関係

独立公文書管理監においては、「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察について、実施件数を増やし対象文書を「写し」以外から主体的に選択するなど、実効性向上に向けた取組を更に継続すること。

5 特定秘密指定書関係

各指定行政機関においては、特定秘密指定書の作成に当たり、「指定の理由」が特定秘密の指定要件の充足性等の判別が可能となる記述内容となっているかよく精査すること。また、審査会において当該理由の説明を求められた場合には、不開示情報を含めより具体的に説明するよう努めること。

2 政府に対する意見の理由及び背景

1 特定秘密文書の管理関係

各行政機関においては、保全教育等を通じ特定秘密に対する職員の意識及び理解を徹底し、その上で適切な管理がなされているか改めて確認すること。特に不適切な管理事案が発生した行政機関については、当該事案を受けた再発防止策を確実に実施すること。また、引き続き適合事業者等における秘密保全状況の把握に努め、必要に応じて立入検査等を行うなど情報管理に万全を期すこと。

(理由及び背景)

行政機関における特定秘密文書の不適切な管理事案は、これまでも繰り返し発生しており、その都度、当審査会としても管理を徹底するよう指摘してきた。昨年の審査会意見においても、特定秘密文書の誤廃棄事案等が複数発生した事態を重く捉え、各行政機関に対し、再発防止策を講じるよう強く求めたところである。

当審査会の指摘を受け、政府として文書管理の強化、職員の教育の徹底等対策を講じるとしたにもかかわらず、今調査対象期間中も、令和3年5月に、経済産業省において、不適切な管理が行われている特定秘密文書が発見され、同年9月には、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室において特定秘密文書の持ち出し事案が発覚した。

その他、令和4年3月には、適性評価を受け特定秘密にアクセス可能であった国家安全保障局の幹部職員が、特定秘密等の実質秘は含まないものの政府の非公開文書を外部に流出させていたことが発覚した。今回は特定秘密に係る非違行為は無かったとするものの、万一、漏えい事案が発生した場合には、情報提供元との信頼関係を損なうことで我が国の情報収集活動に支障を及ぼすだけでなく、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼を失うことにもなりかねない事案である。

以上の不適切事案に共通するのは、職員の意識や理解不足に起因する特定秘密に対するずさんな取扱いである。各行政機関においては、保全教育等を通じた職員の意識及び理解の向上を図ることはもとより、現在の管理体制を改めて確認した上で必要に応じて管理手続を見直すなど、より厳格な運用を行うことを求めるものである。特に、事案が発生した行政機関については、その原因を検証し、当該事案を受けた再発防止策を確実に実施することを求める。

また、防衛関連企業等に対するサイバー攻撃等が深刻化しているのに対し、企業側の認識や情報管理体制が未だ不十分と考えざるを得ない報道等も散見される。このことから、適合事業者に特定秘密を提供等している行政機関においては、引き続き下請負先を含めた適合事業者の秘密保全体制等の状況の

把握に努め、必要に応じて立入検査等を行うなど情報管理に万全を期すよう求めるものである。

2 不適切な管理事案発覚後の審査会への報告と国民への公表

各行政機関においては、特定秘密の管理において重大な事案が生じた場合には、その事実や漏えいの有無の判断理由を含む経緯、再発防止策等について、当審査会に速やかに報告し、丁寧に説明すること。また、国民に対しても可能な限り早期に公表するよう努めること。

(理由及び背景)

令和3年9月、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室において特定秘密文書の持ち出し事案が発覚した。この事案について説明を受けた際、当審査会は、特定秘密の漏えいの事実は確認されなかったものの、特定秘密文書が初めて外部に持ち出されていたという点で従来とは次元の異なる極めて重大な事案であるとの認識を持った。ところが、政府は当初、国民への公表について、例年6月頃に公表される国会報告への記載によるとしており、これまでの特定秘密文書の誤廃棄事案と同程度に考えていると思える対応を取ろうとしていた。これに対し、審査会では多数の委員から、事案の重要性に鑑み早期の公表が必要であると指摘する発言があり、当審査会として当該行政機関に対し、可及的速やかに事案を公表し国民に対し説明することを検討するよう強く要請した。これを受け政府において検討が行われ、3月中の公表に至ったことについては、当審査会が抱いた危機感に対し理解が得られたものと一定の評価をするものである。

また、委員からは、不適切な管理事案が生じた行政機関に対し、「漏えいの事実は無かった」と安易に報告するのではなく、どのような調査を行った結果漏えいの事实在確認されなかったのかなど、具体的な調査内容を丁寧に説明するよう指摘があった。各行政機関においては、不祥事案が生じた場合には、当審査会に対し速やかに報告するとともに、その事実や漏えいの有無の判断理由を含む経緯、再発防止策等について、丁寧に説明するよう求めるものである。

さらに、万一今回のような事案が生じた場合には、国民から「何かを隠している」という疑念を抱かれぬよう特定秘密保護制度に対する信頼性確保の観点から、国民に対しても可能な限り早期に公表するよう努めることを求めるものである。

3 審査会への対応関係

各行政機関においては、審査会意見で繰り返し当審査会への対応の改善を求めてきたことも重く受け止め、審査会での説明方法や資料の在り方について検討すること。なお、説明に当たっては、必要な場合には特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明するよう求めた令和元年審査会意見の趣旨を踏まえ、引き続き真摯に対応すること。

(理由及び背景)

行政機関の当審査会への対応の在り方について、毎年のように指摘しているところであり、一部の行政機関で改善が見られてきたことは一定の評価をするものである。一方で、行政機関によっては、未だ説明方法や資料の提示の仕方が分かりにくいなど、基本的なところで時間を空費してしまうことがあった。そのため、当審査会が限られた時間の中で充実した調査が行えるよう各行政機関において、改めて説明方法や資料の在り方について検討し、改善を求めるものである。

また、当審査会は、令和元年審査会意見において、特定秘密の指定等の適正性を説明する過程で必要な場合には、特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明するよう努めることを求めた。その趣旨は、厳格な保護措置を講じている審査会において各行政機関が丁寧に説明することで、特定秘密の指定の適正性を適切に判断することが可能となり、審査会の監視機能の信頼性を高めることになり、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼につながるものと考えからである。確かに、特定秘密にはサードパーティールールに関わるものもあり、情報提供元との信頼関係等から慎重に対応する必要があるものがあることは当審査会としても十分理解しているものの、その周辺情報の説明まで全て差し控えられてしまえば、当審査会として特定秘密の指定の適正性について十分な調査を行うことはできなくなる。

各行政機関においては、改めて当該意見の趣旨を確認した上で、必要な場合には不開示情報を含めた説明を積極的に行うなど、引き続き真摯に対応することを求めるものである。

4 独立公文書管理監関係

独立公文書管理監においては、「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察について、実施件数を増やし対象文書を「写し」以外から主体的に選択するなど、実効性向上に向けた取組を更に継続すること。

(理由及び背景)

独立公文書管理監は、政府部内の組織として特定秘密の指定・解除及び特定行政文書ファイル等の管理について検証・監察を行っており、当審査会としてもその活動内容に重大な関心を持ち、これまで検証・監察業務の強化に

係る様々な指摘を行ってきたところである。

具体的には、平成 29 年審査会意見を受け、平成 30 年 7 月、内閣情報調査室から各行政機関に対し通知²⁶が発出され、平成 30 年度から「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」（保存期間 1 年未満の特定秘密文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか）に関する検証・監察が独立公文書管理監の業務として追加された。

その後、当審査会は令和元年審査会意見において、当該検証・監察について、実効性向上に向けた取組を行うよう指摘したところであるが、委員から、保存期間 1 年未満の特定秘密文書全体の件数に対して、抽出調査した文書が 42 件というのは少なすぎるのではないかと、また、文書の抽出に当たっては、「写し」以外の文書の中から独立公文書管理監が主体的に選定すべきとの指摘があった。このことから、実効性の向上については未だ道半ばであるという感が否めない。

当審査会としては、当該検証・監察については、コロナ禍での実施には困難が伴うことは認識しているが、十分機能することで特定秘密保護制度に対する国民の信頼性が高まると期待するものである。そのために、当該検証・監察においては、実施件数を増やし対象文書を「写し」以外の文書の中から主体的に選定するなど、実効性向上に向けた取組を更に継続することを求めるものである。

5 特定秘密指定書関係

各指定行政機関においては、特定秘密指定書の作成に当たり、「指定の理由」が特定秘密の指定要件の充足性等の判別が可能となる記述内容となっているかよく精査すること。また、審査会において当該理由の説明を求められた場合には、不開示情報を含めより具体的に説明するよう努めること。

（理由及び背景）

特定秘密指定書には「指定の理由」が記載されているが、同じような内容のものが並び、個々の特定秘密の指定に至った事情に応じた書きぶりとはなっていないものが少なくない。確かに、特定秘密の内容それ自体を記載できないことは当然であるが、審査会の委員が特定秘密の指定の適否を判断する際、重要な材料である当該記述内容がその特定秘密の事情に則したものでなければ、指定要件の充足性等の判別が困難となり、審査会本来の役割を果たすこともできなくなる。そのような事態を回避するためにも、各指定行政機関においては、特定秘密指定書の「指定の理由」の記述内容を精査し、表現を考慮するなどすることにより可能な限り具体的に記載するよう求めるもの

²⁶ 「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」（平成 30 年 7 月 27 日）

である。

また、表現を考慮したとしてもなお具体的な記述に至ることが困難な場合が存在することは当然であり、審査会において、現状の記述を了としつつ当該理由を理解するため、より詳細な説明を求めることもあるので、その場合には、必要に応じて不開示情報を含め具体的に説明するなど、より踏み込んだ対応をするよう努めることを求めるものである。

参 考 資 料

I 関係法規	121
(1) 国会法（昭和22年4月30日法律第79号）（抄）	121
(2) 衆議院規則（昭和22年6月28日議決）（抄）	125
(3) 衆議院情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決）	126
(4) 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）	131
(5) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日）（最終改正：令和3年6月11日）（抄）	133
II 特定秘密の保護に関する法律のポイント（内閣官房資料）	135
III 国会報告の概要（令和3年6月11日閣議決定） 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要	136
IV 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和3年12月末現在） （内閣官房資料）	138
V 独立公文書管理監報告のポイント（令和3年6月24日） 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント	141
VI 令和2年中に指定が解除された特定秘密一覧	142
VII 提示を受けた特定秘密一覧	143
VIII これまでの主な「政府に対する意見」と政府の対応状況	144
IX 会長及び委員一覧	162
X 委員派遣・海外派遣一覧	165
XI 参考人一覧	166
XII 活動経過一覧表	167

I 関係法規

(1) 国会法（昭和 22 年 4 月 30 日法律第 79 号）（抄）

〔情報監視審査会の設置〕

第 102 条の 13 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第 104 条第 1 項（第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

〔調査のための報告〕

第 102 条の 14 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第 19 条の規定による報告を受ける。

〔特定秘密の提出〕

第 102 条の 15 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第 104 条の 3 までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条」とあるのは「第 102 条の 15 第 1 項」と、「審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 15 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

3 行政機関の長が第 1 項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

4 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

5 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

〔勧告〕

第 102 条の 16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

〔審査〕

第 102 条の 17 情報監視審査会は、第 104 条の 2（第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

2 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

3 前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条」とあるのは「第 102 条の 17 第 2 項」と、「審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 17 第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

4 第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が第 2 項の求めに応じない場合について準用する。

5 情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

6 第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第 5 項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

7 情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

〔事務を行う者の制限〕

第 102 条の 18 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をい

う。)においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

〔特定秘密の利用又は知ることができる者の範囲〕

第 102 条の 19 第 102 条の 15 及び第 102 条の 17 の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

〔準用規定〕

第 102 条の 20 情報監視審査会については、第 69 条から第 72 条まで及び第 104 条の規定を準用する。

〔情報監視審査会に関する事項〕

第 102 条の 21 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

〔官公署等に対する報告及び記録の提出要求〕

第 104 条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

4 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

〔審査の要請〕

第 104 条の 2 各議院又は各議院の委員会が前条第 1 項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第 2 項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第 3 項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

〔特定秘密を含む報告等の利用又は知ることができる者の範囲〕

第 104 条の 3 第 104 条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

附 則（抄）

（国会法等の一部を改正する法律（１条））（平成 26 年法律第 86 号）

〔施行期日〕

- 1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）の施行の日から施行する。ただし、第 3 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

〔準備行為〕

- 2 情報監視審査会の委員の選任のために必要な行為その他情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

〔検討〕

- 3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 衆議院規則（昭和 22 年 6 月 28 日議決）（抄）

〔委員による特定秘密の閲覧〕

第 56 条の 5 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔秘密を漏らした者に対する懲罰〕

第 234 条の 2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと議院において議決した部分又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付する。

2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

〔議員による特定秘密の閲覧〕

第 256 条の 2 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、議院の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(3) 衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）

〔設置の趣旨〕

第 1 条 情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

〔委員数〕

第 2 条 情報監視審査会は、8 人の委員で組織する。

〔委員〕

第 3 条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第 4 条 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第 17 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第 5 条 委員に選任された者は、正当な理由がなければ、その任を辞することができない。

2 委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、会長を経由して、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

3 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第 6 条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

〔会長〕

第 7 条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 衆議院規則第 101 条及び第 102 条の規定は、会長について準用する。

第 8 条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、情報監視審査会を代表

する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。

〔開会〕

第9条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

第10条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

- 2 衆議院規則第67条第2項の規定は、情報監視審査会の開会について準用する。

〔情報監視審査室〕

第11条 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

〔定足数〕

第12条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

〔表決〕

第13条 情報監視審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

〔審査〕

第14条 情報監視審査会が議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

- 2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

〔委員の発言〕

第15条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

〔議長及び副議長の出席及び発言〕

第16条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

〔審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言〕

第17条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに衆議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する衆議院議員である理事のうちから互選された理事1人」

と、「委員長（常任委員長を除く。）及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、衆議院規則第101条第2項及び第3項の規定を準用する。

〔特定秘密を利用し又は知ることができる者の範囲〕

第18条 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

〔委員の派遣〕

第19条 情報監視審査会において、調査又は審査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

〔特定秘密の提出又は提示〕

第20条 情報監視審査会は、調査又は審査のため必要があるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。

〔勧告〕

第21条 情報監視審査会は、調査又は審査の結果に基づき必要があると認めるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、勧告を行うことができる。

2 情報監視審査会は、議長を経由して、国会法第102条の16第1項の勧告の結果とられた措置について、行政機関の長に対し報告を求めることができる。

〔報告書の提出〕

第22条 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。

〔会議の秩序保持〕

第23条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

〔休憩及び散会〕

第24条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

〔懲罰事犯の報告等〕

第25条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

2 衆議院規則第235条の規定は、情報監視審査会における懲罰事犯について準用する。

〔傍聴〕

第 26 条 情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2 情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができる。

〔特定秘密の保管〕

第 27 条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会（会長が衆議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

〔特定秘密の閲覧〕

第 28 条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔会議録〕

第 29 条²⁷ 情報監視審査会は、会議録を作成し、会長及び委員がこれに署名し、議院に保存する。

2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

3 会議録は、これを印刷して配付することをしない。

4 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第 23 条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

第 30 条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、情報監視審査会の会議録については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

3 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

²⁷ 「衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程」（令和 4 年 4 月 7 日議決）により、第 29 条第 3 項中「これを印刷して配付することをしない」を「各議員には提供しない」に改め、同条第 4 項中「これを印刷して各議員に配付する」を「電磁的記録の提供その他の適当な方法により各議員に提供する」に改めることとされた。衆議院における全議員への配付物のペーパーレス化を進める措置の一環であり、同規程は第 209 回国会の召集の日から施行される。

〔特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯の報告等〕

第 31 条 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

2 衆議院規則第 235 条の規定は、前項の懲罰事犯について準用する。

〔事務局〕

第 32 条 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長 1 人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第 33 条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

〔準用〕

第 34 条 衆議院規則第 41 条、第 45 条の 2、第 45 条の 3、第 47 条の 2、第 51 条、第 52 条、第 56 条、第 70 条、第 85 条の 2 及び第 234 条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附 則

〔施行期日〕

1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 86 号）の施行の日〔平成 26 年 12 月 10 日〕から施行する。

〔衆議院政治倫理審査会規程の一部改正〕

2 衆議院政治倫理審査会規程（昭和 60 年 6 月 25 日議決）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「若しくは憲法調査会の会長」を「、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。

(4) 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）（抄）

〔その他公益上の必要による特定秘密の提供〕

第 10 条 第 4 条第 5 項、第 6 条から前条まで及び第 18 条第 4 項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第 4 号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第 10 条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの

〔ロ 省略〕

〔第 2 号以下 省略〕

〔第 2 項以下 省略〕

〔特定秘密の指定等の運用基準等〕

第 18 条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第 1 項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かななければならない。

〔第 4 項 省略〕

〔国会への報告等〕

第 19 条 政府は、毎年、前条第 3 項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

〔国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方〕

第 10 条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用す

るものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(5) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日）（最終改正：令和 3 年 6 月 11 日）（抄）

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

5 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者及び国会への報告

(1) 内閣総理大臣への報告等

ア 行政機関の長は、毎年 1 回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去 1 年に新たに指定をした特定秘密の件数（Ⅱ 1 (1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。）

(イ) 過去 1 年に指定の有効期間の延長をした件数

(ウ) 過去 1 年に指定を解除した件数

(エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去 1 年に国立公文書館等に移管した件数

(オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去 1 年に廃棄した件数

(カ) 過去 1 年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(キ) 過去 1 年に処理した 4 (2)ア(ア)の通報の件数

(ク) 過去 1 年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ケ)及び(コ)において同じ。）

(ケ) 過去 1 年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第 12 条第 3 項の同意をしなかった件数

(コ) 過去 1 年に申出のあった特定秘密保護法第 14 条の苦情の件数

(サ) 過去 1 年に行った適性評価に関する改善事例

(シ) その他参考となる事項

イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年 1 回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(2) 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年 1 回、(1)エの状況を特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

(3) 国会への報告及び公表

ア 内閣総理大臣は、毎年 1 回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会(以下「審査会」という。)に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

6 その他の遵守すべき事項

(1) 2、3(1)イ、4(2)イ(エ)又は5(1)イに基づき特定秘密の提供を受けた内閣保全監視委員会又は内閣府独立公文書管理監は、当該特定秘密を提供した行政機関の長とあらかじめ協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 内閣保全監視委員会は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(3) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(4) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の管理等を適正かつ効果的に行うために必要な特定秘密保護法、公文書管理法及び情報公開法等に関する知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(5) 行政機関の長は、審査会の所管に属する事項に関する審査又は調査のため、審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、その充実に資するよう、特定秘密保護法、国会法(昭和 22 年法律第 79 号)その他の法令の規定に基づき適切に対応するものとする。

VI 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、5 年を目途に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

特定秘密の保護に関する法律のポイント

特定秘密－大臣等が指定－

国家公務員法等上の秘密

特定秘密

特定秘密

安全保障に関する情報で

次のいずれかの事項に該当する情報

- ① 防衛
- ② 外交
- ③ 特定有害活動（スパイ行為等）の防止
- ④ テロリズムの防止

に関するものとして
法律で列挙する
事項

のうち、

特段の秘匿の必要性があるもの

- ※ 指定の有効期間は上限5年（更新可能）。通算で30年を超える延長には、内閣の承認が必要。暗号や人的情報源等を除き、60年を超える延長は不可。
- ※ 内閣総理大臣は、有識者から意見を聴いた上で、閣議決定により、指定等の運用基準を策定。
- ※ 内閣総理大臣は、必要があれば、指定等の運用について、大臣等に改善を指示。
- ※ 指定等の運用状況は、毎年、有識者に報告するとともに、その意見を付して、国会に報告・国民に公表。

特定秘密の取扱者の制限

適性評価をクリアした者のみが特定秘密の取扱いの業務を行う

行政機関内外で特定秘密を提供し、共有するための仕組みの創設

特定秘密を漏えいした者等を処罰（懲役10年以下等）

- ※ 本法を拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようないことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨を規定。
- ※ 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする旨を規定。

Ⅲ 国会報告の概要（令和３年６月11日閣議決定）

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要

1 報告の趣旨

特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年１回、有識者の意見を付して国会に報告するもの

2 対象期間

令和２年１月１日から同年12月31日までの間

3 運用基準の一部変更

平成26年10月14日に閣議決定された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（以下「運用基準」という。）について、特定秘密保護法別表に掲げる事項の内容を具体的に示した事項の細目及び具体的な情報が出現する前に特定秘密に指定する際の手続の明確化等について見直しを行い、令和２年６月16日に一部変更

4 特定秘密保護法における行政機関

対象期間末（令和２年12月31日）時点において特定秘密保護法上の行政機関は、28機関

5 指定権限を有する行政機関（対象期間末時点）

- ・ 指定権限を有する行政機関は、20機関
- ・ 指定に係る特定秘密管理者の数は、12機関23人

6 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

- (1) 特定秘密の指定の状況
 - ア 全体の指定の状況
9機関・51件（行政機関別の内訳を記載）
 - イ 事項別の指定の状況
（法別表の４分野別・事項の細目別の指定件数）
 - ウ 各行政機関の指定の状況
（行政機関別の指定内容の概要及び件数）
- (2) 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況
 - ・ 有効期間を満了したのは、2機関・4件
 - ・ 有効期間を延長したのは、9機関・57件
 - ・ 特定秘密を指定している12機関全てが指定の理由の点検を実施
 - ・ 特定秘密の指定を解除したものは、1機関・3件
- (3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況
 - ・ 特定行政文書ファイルの移管件数は、0件
 - ・ 特定行政文書ファイルの廃棄件数は、6件
 - ・ 緊急廃棄された文書の件数は、0件
- (4) 運用基準に基づく通報の状況
 - ・ 通報の件数は、0件

(5) 適性評価の実施の状況

- ・ 政府全体の適性評価の実施件数は、26機関・59,958件
（行政機関別の内訳を記載）
- ・ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は5件

7 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 全体の指定の状況

12機関・613件

イ 事項別の指定の状況

（法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数）

ウ 情報の類型別の指定の状況

暗号、情報収集衛星及び武器に関するものが多い

エ 指定の有効期間別の件数

- ・ 16件を除き5年
- ・ 有効期間を指定当初からの通算で見ると、5年未満となるものが2件、5年となるものが191件、5年を超えて10年未満となるものが17件、10年以上となるものが403件

オ 指定を解除すべき条件の設定等の状況

指定を解除すべき条件を設定しているのは、183件

カ 各行政機関別の指定の状況

（行政機関別の指定内容の概要及び件数）

(2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況

特定秘密が記録された行政文書の行政機関別の保有件数

15機関・523,170件

(3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

26機関・128,452人（行政機関別の内訳を記載）

8 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

- ・ 内閣府独立公文書管理監から4件の是正の求めがあり、当該各省庁において対応
- ・ 衆議院情報監視審査会の令和元年年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会の平成30年12月1日から令和元年8月31日までの間を対象とした年次報告書における主な指摘事項について、政府の対応を説明
- ・ 衆議院情報監視審査会の令和2年年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会が令和2年11月12日に提出した年次報告書における政府に対する主な指摘事項について、今後真摯に検討した上で説明

9 内閣府独立公文書管理監からの意見

10 有識者からの意見

※国会報告の全文は<<https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/hokoku.html>>を参照

Ⅳ 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和3年12月末現在）（内閣官房資料）

令和4年1月

各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和3年12月末現在）

※（ ）内の数値は、令和3年中に指定した特定秘密の件数で、内数
※△が付された数値は、令和3年中に指定の有効期間が満了した特定秘密の件数
※＜ ＞内の数値は、令和3年中に指定の有効期間を延長した特定秘密の件数で、内数
※▲が付された数値は、令和3年中に指定を解除した特定秘密の件数

別表	事項の細目	国家安全保障会議	内閣官房	警察庁	総務省	法務省	出入国在留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	農林水産省	防衛省	防衛装備庁	合計
第1号 【防衛に 関する 事項】	イ【自衛隊の運用又はこれに 関する見解若しくは計画若しく は研究のうち、以下に掲げる事 項に關するもの(のbに掲げるも のを除く。)] a【自衛隊の運用又はこれに關 する見解若しくは計画若しくは 研究のうち、以下に掲げる事 項に關するもの(のbに掲げるも のを除く。)]													0
												7		7
												35	(8)	35 (8)
												23	<1>	23 <1>
												71	(7) <3> ▲1	71 <3> ▲1
												47	(7) <3>	48 (7) <3>
												8	(1) <1>	8 (1) <1>
												12	(1) <1>	12 (1) <1>
												18	(2) <2>	20 (2) <3>
												8		8
第1号 【防衛に 関する 事項】	ロ【防衛に關し収集した 電波情報、画像情報そ の他の重要な情報】 a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(のbに掲げるものを除く。)]													3
														0
														1
														83
												55	(1) ▲1	67 (1) ▲1
												3	(1)	7 (1)
														0
														0
														1
														0
第1号 【防衛に 関する 事項】	ハ【ロに掲げる情報の収集・整理又はその能力、ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、 方法、情報源、実施状況又は能力(イaのbに掲げるものを除く。)] a【防衛力の整備に關 する見解若しくは計画 又は研究】 b【防衛力の整備に關する見解若しくは計画又は研究】													8
														3
														0
														1
														83
														67
														7
														0
														1
														0
第1号 【防衛に 関する 事項】	ニ【防衛力の整備に關 する見解若しくは計画 又は研究】 a【防衛力の整備に關する見解若しくは計画又は研究】 b【防衛力の整備に關する見解若しくは計画又は研究】													8
														3
														0
														1
														83
														67
														7
														0
														1
														0
第1号 【防衛に 関する 事項】	ホ【武器、弾薬、航空機 その他の防衛の用に供 する物又はこれらの物 の研究開発段階のもの の仕様、性能又は使用 方法】 a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の 研究開発段階のもの の仕様、性能又は使用 方法(のbに掲げるものを除く。)]													0
														0
														1
														83
														67
														7
														0
														1
														0
														1
第1号 【防衛に 関する 事項】	リ【武器、弾薬、航空機 その他の防衛の用に供 する物又はこれらの物 の研究開発段階のもの の仕様、性能又は使用 方法】 a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の 研究開発段階のもの の仕様、性能又は使用 方法(のbに掲げるものを除く。)]													0
														0
														1
														83
														67
														7
														0
														1
														0
														1

別表	事項の細目		国家安全保障名簿	内閣官房	警察庁	総務省	法務省	出入国在留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
第2号 【外交に 関する 事項】	イ【外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの】	a【外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの(b)に掲げるものを除く。】	(a)【国民の生命及び身体の保護】	8 (1) <1>	3 (1)					3					14 (2) <1>
			(b)【領域の保全】		1					2					3
			(c)【海洋、上空等における権益の確保】												0
			(d)【国際社会の平和と安全の確保(我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。】	4 <2>											4 <2>
			b【外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護することとされる措置に相当する措置が講じられるもの】	8 (1) <1>		11 <2>			1	5		2			27 (1) <3>
	ロ【安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出入の禁止その他の措置又はその方針(第1号イ若しくは二、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。】	a【我が国が実施する以下の措置の方針(b)に掲げるものを除く。】	(a)【外国人の本国への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請】												0
			(b)【貨物の輸出入若しくは輸入の禁止又は制限】												0
			(c)【資産の移転の禁止又は制限】												0
			(d)【航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限】												0
			(e)【(b)の貨物を積載した船舶の検査】												0
	ハ【安全保障に関し収集した国民の生命及び身体、領土の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報(第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。】	b【領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針】		2			1	1							4
			a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(b)に掲げるものを除く。】							1					1
			b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護することとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。】	8 (1) <1>						13 (1) <1>		9 (1) <3>			30 (3) <5>
			c【a又はbを分析して得られた情報】												0
			ニ【ハに掲げる情報の収集整理又はその能力・ハaからeまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】		47 (3) <3>				5	11	4	11			78 (3) <3>
			ホ【外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護することとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。】	28 (2)						4					32 (2)

[illegible]

総計	659
----	-----

V 独立公文書管理監報告のポイント（令和3年6月24日）

「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

本報告について

- ・ 報告対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。

検証・監察の結果等

- 特定秘密の指定
 - ・ 特定秘密の指定21件について適正と認めた。
- 特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除
 - ・ 有効期間の延長191件、解除15件について適正と認めた。
- 特定秘密の記録とその表示
 - ・ 令和3年3月26日に2件、特定秘密の記録とその表示について是正を求めた。
 - ・ それ以外の21部署による記録とその表示を適正と認めた。
- 特定行政文書ファイル等の保存
 - ・ 令和3年3月26日に1件、特定行政文書ファイル等の保存について是正を求めた。
 - ・ それ以外の22部署による保存を適正と認めた。
- 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
 - ・ 内閣官房8件、内閣法制局1件、経済産業省1件及び防衛省33件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。
- 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否
 - ・ 11部署について保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないものと認めた。
- 定量的指標
 - ・ 説明聴取、実地調査等の回数：74回
 - ・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：1,944件
(これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ4,748件)

通報への対応

- ・ 独立公文書管理監に対する通報はなかった。

今後の展望

- ・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

※管理監報告の全文は<<https://www8.cao.go.jp/kenshoukansatsu/houkoku/index.html>>を参照

VI 令和２年中に指定が解除された特定秘密一覧

行政機関	解除 年月日	識別番号	特定秘密の概要	解除又は 一部解除
警察庁	令和２年 12月31日	警－31	平成29年中に警察が策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報	解除
		警－36	平成30年中に警察が策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報	
		警－40	平成31年中に警察が策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報	

※なお令和２年中、警察庁の指定する特定秘密３件、防衛省の指定する特定秘密１件につき、指定の有効期間が満了している。

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

VII 提示を受けた特定秘密一覧

提示日 提示場所	行政機関	提示を受けた特定秘密の概要
平成 28. 1. 25 内閣衛星情報センター (委員派遣)	内閣官房	内閣衛星情報センターが情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報
28. 11. 30 審査会	警察庁	作成から30年以上が経過している特定有害活動（スパイ活動等）の防止に関する警察の特定秘密文書
	経済産業省	平成 23 年から平成 27 年中、内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、経済産業省が提供を受けていたもの
30. 1. 26 審査会	外務省	安全保障に関する外務省の特定秘密の一部
	経済産業省	内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、平成23年度から平成25年度中に経済産業省が提供を受けていたもののうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの
	防衛省	情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等又は情報本部と外国政府等との間の画像情報協力に関する知識等を記した特定行政文書ファイル等のうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの
	防衛装備庁	防衛装備庁が防衛省より提供を受けた「そうりゅう」型潜水艦の安全潜航深度及び水中航続時間を明示する数値で、保存期間満了時の措置を廃棄としたもの
30. 6. 6 内閣衛星情報センター (委員派遣)	内閣官房	・画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報 ・情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報 ・情報収集衛星に係る暗号に関する情報

VIII これまでの主な「政府に対する意見」と政府の対応状況

1 行政文書が不存在の特定秘密関係

政府に対する意見（審査会意見）の背景及び経緯

- ・平成28年審査会において、内閣官房及び各行政機関に対し特定秘密ごとの特定秘密文書の件数の提出を求めたところ、指定されている特定秘密443件のうち、特定秘密文書が不存在の特定秘密が166件あることが判明した（平成27年12月31日現在）。
- ・行政文書が不存在の特定秘密については、特定秘密が物件であり文書作成が困難であるもののようにその理由が明確である特定秘密もあれば、情報が不存在であるものや文書作成が可能であるにもかかわらず作成していないものもあることから、その指定については、必要性和特定秘密に該当する情報の出現可能性について厳格に審査し、特定秘密の指定を行う必要がある。

【平成28年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 行政文書が不存在の特定秘密（物件のように文書作成が困難なものを含むものを除く。）については、その必要性や出現可能性について厳格に審査した上で、特定秘密の指定を行うこと。	【内閣情報調査室】 ■ 「行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方」と題する事務連絡を発出した。今後はこのような考え方に沿って指定の取扱いを行っていく。 （平成29年11月14日審査会） ■ 各行政機関において、文書の作成や指定の解除等の措置が講じられた（平成29年3月末時点で、指定解除9件、文書作成8件等により、36件が解消）。
✓ 具体的な情報が出現する前に特定秘密をあらかじめ指定する場合は、その出現の蓋然性が極めて高い場合に限り、最低限の期間に区切った上で特定秘密の指定を行うこと。また、指定後においても、具体的な情報の出現可能性を年1回の定期点検のみならず、随時点検し、出現が見込めないと判断した場合は、直ちに当該指定の解除を行うこと。なお、情報が不存在のまま有効期間の更新を行わないこと。	
✓ 特定秘密保護法の逐条解説※に基づく、いわゆる「あらかじめ指定」が拡大しすぎていることを踏まえ、より適切な規定を定めること。その際、例外的な取扱いであることを明記するとともに、厳格な要件を定めること。	
✓ 行政文書及び物件もなく、職員の知識の中にだけ存在する特定秘密の指定は、暫定的な処置としてやむを得ない場合を除き行わないこと。	

※「特定秘密の保護に関する法律【逐条解説】」（平成26年12月9日 内閣官房特定秘密保護法施行準備室）

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 行政文書が不存在の特定秘密のうち、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、特定秘密文書を保有していない行政機関の指定を解除、若しくは文書を保有することを再検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 当該意見で指摘されている特定秘密は、法施行日以前に他の行政機関から提供を受けていた特別管理秘密を、法施行時に提供先の行政機関において特定秘密に指定したものである。（この場合、）情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け適切に情報を管理しており、提供先の行政機関が文書を保有しなくても問題は生じないものと考えている。 他方、当該情報は指定の要件を満たしており、引き続き特定秘密として保護する必要があることから、提供先においても、指定を維持することが適当であると考えている。 （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会）
✓ 行政文書が不存在の特定秘密については、指定管理簿の備考欄等にその旨を記載するなどして、記録に残す措置を検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 審査会に提出する特定秘密指定管理簿綴りに、行政文書が不存在の特定秘密の一覧が添付されることとなった。 ■ なお政府としては、審査会が集計している*①複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの、②他機関が保有しているもの、③物件が存在しているもの、の 3 類型については「行政文書不存在の特定秘密」にはあらず、④具体的な情報が未出現のもの、及び⑤行政文書も物件もないが、具体的な情報が（職員の知識として）存在するもの、の 2 類型のみが「行政文書不存在の特定秘密」に該当するとしている。この整理に基づき、平成 30 年末時点で「行政文書不存在の特定秘密」は存在しないとしている。

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 「いわゆる『あらかじめ指定』を行う場合の厳格な要件」及び「指定管理簿への記載等記録に残すための措置」について、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。	【警察庁】 ■ 「あらかじめ指定」については、内閣情報調査室から示された考え方にに基づき、慎重な検討の上、将来出現することが確実なものに限り行っている。 なお、警察庁においては、平成 27 年中に指定した人的情報源に関する特定秘密 1 件について、当該指定に該当する情報は現存せず、今後も出現する可能性はないことが確定し、指定の要件を欠くに至ったことから、平成 28 年に当該指定を解除している。 （令和元年 11 月 5 日審査会）

2 作成から 30 年を超える特定秘密文書

政府に対する意見（審査会意見）の背景及び経緯

- ・ 特定秘密保護法において、特定秘密の指定の有効期間は、理由を示して内閣の承認を得ない限り、通算で 30 年を超えることはできないと規定されており、また、運用基準においては、指定の有効期間が通じて 30 年を超える特定秘密が記録された文書は、指定解除後、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとされている。
- ・ 一方で、同法施行以前に作成され、30 年を超える特定秘密が記載されている文書が存在するが、これらの文書については法施行時から特定秘密の指定の有効期間が開始されたものとされている。
- ・ 特定秘密保護法の対象は、文書ではなく情報であるものの、そもそも、特定秘密として保護される条件を考慮すれば、当該文書作成時において、既に指定されたものとみなすことが妥当であることから、作成から 30 年を経過したものは指定から 30 年を経過したものと同等のものとも考えられる。

【平成 28 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 特定秘密保護法施行前から保有している行政文書で、作成から 30 年を超える行政文書を特定秘密文書として保有している場合、若しくは、今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を課す措置を検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 作成から 30 年を超える特定秘密文書の保有状況について、内閣情報調査室が調査したところ、警察庁、外務省及び防衛省において、保有していることが判明した。その上で、今後とも特定秘密文書の長期にわたる保有については、政府全体でその状況の把握に努め、その上で適正を確保するために何らかの措置が必要かどうか、実務を積み重ねつつ、引き続き検討してまいりたい。 （平成 29 年 11 月 14 日審査会）
✓ 特定秘密文書の保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定とする場合は、当審査会に件数及び文書等の名称、廃棄する合理的理由を記した資料を提出し、説明すること。	■ 廃棄の事例について、類型別・省庁別の数字を示した資料が提出された。
✓ 当初の特定秘密指定において「平成 26 年までに」「平成 26 年以前」と指定管理簿及び指定書に記載し、かつ、平成 26 年より前の特定秘密を保有していない場合は、「平成 26 年に」と記述を改めること。	【内閣情報調査室】 ■ 指定管理簿及び指定書の記載と実態が合っていない特定秘密の保有状況について、内閣情報調査室が各省庁へ照会した結果、内閣官房、警察庁及び外務省において該当する特定秘密が存在することが判明した。これを受けて、内閣官房の 1 件、警察庁の 1 件及び外務省の 1 件について指定書等における記述を修正したとの報告があった。

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 作成から30年を超える特定秘密文書を保有する行政機関においては、その概要を整理して当審査会に報告すること。 ✓ 作成から 30 年を超える特定秘密文書について、その秘密として取り扱われてきた期間の長さを考慮し、保存期間満了時の措置を再検証の上、原則として歴史公文書等とし、保存期間満了後は国立公文書館等に移管することを検討すること。	【警察庁】 ■ 警察庁では、特定有害活動関係及び外国政府との情報協力業務関係について、作成から 30 年を超える文書を保有しているところ、平成 28 年の審査会の指摘等を踏まえ、再検討を行い、警察が収集、分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報等に関する（作成から 30 年を超える）文書については、歴史公文書等に該当するものとして、保存期間満了時の措置を移管に変更した。 （平成 30 年 11 月 6 日審査会） 【外務省】 ■ 外務省では、日露平和条約締結交渉に関する特定秘密について、作成から 30 年を超える文書を保有している。 （平成 30 年 11 月 8 日審査会） 【防衛省】 ■ 防衛省における、平成 29 年末時点において同省が保有する作成から 30 年を超える特定秘密文書の件数は 57 件であり、特定秘密文書の長期にわたる保有の状況の把握に努めてまいりたいと考えている。 （平成 30 年 11 月 27 日審査会）
✓ 平成 28 年年次報告書の審査会意見で付した、作成から 30 年を超える 特定秘密文書を保有若しくは今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を検討の上、速やかに必要な措置を講じること。	【内閣情報調査室】 ■ 特定秘密が記録された行政文書のうち、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には、国立公文書館等に移管することとなっている。また歴史公文書等に該当しないものについても、恣意的に廃棄されることのないような重層的な仕組みが設けられている。個別の文書が歴史公文書等に該当するか否かについては各省庁にお尋ね願いたい、今後とも、特定秘密文書の長期にわたる保有については、その状況の把握に努めつつ、その適正を確保するために何らかの措置が必要かどうかについて引き続き検討してまいりたい。 （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会）

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 作成から30年を超える特定秘密文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものに係る個別具体的な理由の疎明に至っていない指定行政機関にあっては、速やかに対応すること。	【警察庁】 ■ 警察庁では、特定有害活動関係及び外国政府との情報協力業務関係について、作成から 30 年を超える文書を保有しているところ、平成 28 年の審査会の指摘等を踏まえ、再検討を行い、警察が収集、分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報等に関する（作成から 30 年を超える）文書については、歴史公文書等に該当するものとして、保存期間満了時の措置を移管に変更した。 （令和元年 11 月 5 日審査会） 【外務省】 ■ 外務省では、日露平和条約締結交渉に関する特定秘密について、作成から 30 年を超える文書を保有しており、これらの文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものはない。 （令和元年 11 月 7 日審査会） 【防衛省】 ■ 防衛省は、同省が保有する作成から 30 年を超える特定秘密文書 63 件のうち、平成 30 年の審査会の指摘を踏まえ、省内で再検討を行い、62 件の特定秘密文書については、歴史公文書等に該当するものと考えられることから、保存期間満了時の措置を移管に変更することとして手続き中である。 （令和元年 11 月 12 日審査会）

3 定期点検

政府に対する意見（審査会意見）の背景及び経緯

- ・ 平成 27 年 5 月 20 日、衆議院法務委員会において、特定秘密の指定の解除に関し、警察庁及び外務省に対し質疑が行われた。
- ・ その際、指定の理由の点検を実施した年月日について、両政府参考人（警察庁及び外務省）ともに、答弁の時点で確認をとることができなかった。
- ・ さらに、各行政機関から点検の実施を内閣情報調査室等に報告させ、これを一元化する仕組みが設けられていなかったなど、実施状況をはじめとする点検の実態が、各行政機関及び政府全体として適切に把握されていないことが明らかとなった。

【平成 28 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 内閣情報調査室は、行政機関の定期点検や検査等において各行政機関が是正した事項について把握し、当審査会に報告するとともに、公表すること。	【内閣情報調査室】 ■ 内閣情報調査室は、特定秘密を指定あるいは特定秘密文書を保有している 18 行政機関において、特定秘密保護規程に基づき保護措置を講じており、そのうち 5 行政機関において、特定秘密文書等の事務的な記載の不備に係る是正が行われた旨説明した。また、各行政機関における特定秘密の保護状況及び指定の理由の点検について、是正された事項については、その概要を国会報告に記載するなど公表を検討するとの認識を示した。 （平成 29 年 11 月 14 日審査会）
✓ 内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の点検日、点検項目、点検内容について取りまとめ、その実施状況について国会報告に掲載すること。	【内閣情報調査室】 ■ 内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の各行政機関における実施状況についても、国会報告に掲載することを検討する旨の認識を示した。 （平成 29 年 6 月 5 日・11 月 14 日審査会） ■ 平成 30 年国会報告より、各行政機関の点検状況を一覧表にして掲載している。
✓ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除した時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、随時、当審査会に報告し、公表すること。	【内閣情報調査室】 ■ 内閣情報調査室は、指定解除についての情報は今後とも適切に審査会に報告し、公表する旨の認識を示した。 （平成 29 年 6 月 5 日・11 月 14 日審査会）

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除（一部解除を含む。）をした時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、速やかに当審査会に報告し、公表すること。	【内閣情報調査室】 ■ 各行政機関が特定秘密について、一部解除を含む指定の解除を行った際は、各行政機関が個別に随時報告しているものと承知している。内閣情報調査室としても、今後とも当該情報を収集し、公表したいと考えている。 （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会）

4 特定秘密文書の廃棄

政府に対する意見（審査会意見）の背景及び経緯

- ・ 特定秘密を含む文書等の廃棄については、特定秘密の指定期間中に当該特定秘密を含む文書等が保存期間満了により廃棄された場合、外部チェックがないと不適切な廃棄が行われる可能性がある。
- ・ また、その廃棄に当たっては、特定秘密文書の保存期間が1年以上のものと1年未満のものとの間で取扱いを異にするものとなることから、とりわけ保存期間1年未満のもの取扱いについて、管理が適正に行われているかを判断するには一定の期間にわたる継続的な調査が不可欠である。

【平成 27 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討すること。	【独立公文書管理監】 ■ 独立公文書管理監は、本来移管すべき歴史公文書等に該当する、1年以上の保存期間が設定されたファイル等は一度廃棄されると決して元に戻すことができないことから、当該ファイル等の保存期間満了時の措置に関する検証・監察は重要な任務であると認識しており、慎重にも慎重を期して検証・監察に臨むとの認識を示した。 他方、当審査会が求めた定期的な報告制度の構築について、独立公文書管理監は、現時点の考え方として、求めに応じての審査会での丁寧な報告、1つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心と呼ぶ措置を講じた段階での随時報告などにより対応したいとの認識を示した。 【海上保安庁】 ■ 特定秘密の指定期間以前に公文書管理法上の行政文書の保存期間を設定していた海上保安庁に対し、行政文書の保存期間が延長される可能性について質問があった。これに対し、海上保安庁は、公文書管理法上の保存期間満了時に職務の遂行上の必要性について検討した上で延長を決定していること、今後は特定秘密の指定期間と公文書管理法上の文書の保存期間をできる限り合致させるよう検討を行っていきたい旨答弁した。 （平成 28 年 10 月 17 日審査会）

意見	各行政機関における対応
✓ また、1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告すること。	【内閣情報調査室】 ■ 特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、公文書管理法上、行政文書ファイル単位で行政文書を管理することになっているため、廃棄に関するものについても、行政ファイル単位で報告したいとの認識を示した。

【平成29年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係	
✓ 特定秘密のうち重要な情報を記録した文書については歴史公文書等となるよう、特定秘密文書を保有する行政機関（保有行政機関）の文書管理規則等の内規を改めることを検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 公文書管理法は、歴史資料として重要な行政文書を「歴史公文書等」と定義しており、歴史資料として重要な情報である特定秘密を記録した行政文書は歴史公文書等となる。各行政機関はガイドラインを踏まえて行政文書管理規則等を制定しており、既に内規上、歴史資料として重要な行政文書は歴史公文書等とされている。平成30年4月の第6回内閣保全監視委員会において、上川国務大臣（当時）から各省庁の事務次官級の各委員に対し、以下の点について指示があった。 ① 特定秘密が記録された行政文書を含む公文書は健全な民主主義の根幹を支える「国民共有の知的資源」であり、公文書管理法の下、適切に管理されなければならないこと ② 本年4月からの改正ガイドラインによる厳格なルールを全職員に徹底し、確実に運用すること ③ 特定秘密が記録された行政文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には国立公文書館等に移管することとなることを前提にした適切な管理を行うこと （平成30年7月10日・10月31日 審査会）

意見	各行政機関における対応
✓ 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断につき、独立公文書管理監が、当該特定秘密の政策への反映の有無等とあわせ、特定秘密としての重要性を当該保有行政機関に慎重に確認することを検討すること。	【独立公文書管理監】 ■ 従前より、特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置の検証・監察においては、慎重の上にも慎重を期して確認していた。引き続き、歴史公文書等の該当性判断に当たっては「重要な情報」が記録されているかなどを当該行政機関に慎重に確認するなどして、歴史公文書等に該当しない旨の行政機関側の説明が、各行政機関の行政文書管理規則等において定められているルールに基づき妥当であるかどうかについて、慎重の上にも慎重を期して、検証・監察してまいりたい。 (平成 30 年 7 月 10 日審査会)
✓ 独立公文書管理監が特定行政文書ファイル等の廃棄の検証・監察を行う際は、歴史の専門家であるアーキビストなどから意見を聞くプロセスを設ける措置を運用基準等に明確化することを検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 特定行政文書ファイル等の廃棄に際しては、独立公文書管理監の検証・監察を経た後、内閣総理大臣への廃棄協議が行われ、その際内閣府大臣官房公文書管理課において確認作業を行っている。現状においても、公文書管理課は確認作業を行う際に、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 4 号に基づき、いわゆるアーキビストなどから意見を聞くこともできるものと承知している。このような規定も踏まえつつ、さらなるアーキビストの活用の方策が必要かどうか、検討していく。 (平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)
✓ 独立公文書管理監が、特定秘密文書の行政文書の保存期間が 1 年以上とするか否かの保有行政機関の判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することを検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 平成 30 年 7 月 27 日付で、内閣官房内閣情報調査室次長発事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」を発出した。これにより、保存期間を 1 年以上と設定すべき特定秘密文書の廃棄を防止する効果が見込まれる。 独立公文書管理監が当該検証・監察を行うに当たり、保存期間 1 年未満の特定秘密文書全てを調査するために一定期間厳重に管理するということは、情報保全上、執務室のキャビネット等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保する必要があることから、独立公文書管理

意見	各行政機関における対応
	監は、抽出して検証・監察をすることが想定される。 本事務連絡を踏まえ、現在、独立公文書管理監においては、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うべく準備を進めているところであると承知している。 (平成 30 年 10 月 31 日審査会)
行政文書の保存期間が 1 年以上の特定秘密文書の廃棄関係	
✓ 政府として公文書管理に係る法令等を見直し、特定秘密文書を重要な行政文書として位置付けた上で、原則として行政文書の保存期間として 1 年以上を設定することなどの規定を整備することを検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ ガイドラインの改正（平成 29 年 12 月 26 日）を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成 30 年 4 月から施行している。同改正では、 ①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を設定すること ②保存期間を 1 年未満と設定することができる行政文書の類型を例示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間 1 年未満の行政文書についてその判断基準を明確化することとして、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1 年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。 (平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会) ※参考：保存期間を 1 年未満と設定することができる行政文書の類型 ①別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 ⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 ⑦保存期間表において、保存期間を 1 年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書 (「行政文書の管理に関するガイドライン」第 4－3 (6) 抜粋)

意見	各行政機関における対応
	【国家公安委員会】 ■ 国家公安委員会においては、国家公安委員会行政文書管理規則第3条により、保有する文書が限定列举されており、いずれの文書も同規則別表第1により保存期間を1年以上に設定している。 (平成30年国家公安委員会提出資料より)
✓ 保存期間1年以上の特定秘密文書に係る特定行政文書ファイル等の廃棄をする場合において、独立公文書管理監が廃棄とする措置を妥当と認めた際は、当審査会に対しても速やかに連絡するとともに、当該文書を保有する各行政機関においても当審査会に対し最大限の説明を行うこと。	【独立公文書管理監】 ■ 当審査会への説明については、これまでも求めに応じて活動状況等について折々に説明しているが、今後とも、一つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心と呼ぶ措置を講じた段階で随時説明するなど、誠実に対応してまいりたい。 例えば平成29年度については、当審査会の関心が非常に高いことを踏まえ、対象となった全ての行政機関に対して、保存期間満了時の措置に関する検証・監察結果を通知した段階で、当審査会の委員に個別に説明する機会を設けさせていただいたところである。また求めがあれば審査会の場でできる限り詳細に説明してまいりたい。 (平成30年7月10日審査会)
✓ 独立公文書管理監において廃棄について検証・監察が行われている、または、廃棄協議中の特定行政文書ファイル等に含まれる特定秘密文書につき、当該文書が廃棄されると行政文書不存在の特定秘密となる場合は、廃棄をせず保存期間を延長して当該特定秘密の指定期間に合わせるか、廃棄する場合は当該特定秘密の指定解除を検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 当該意見で指摘されている特定秘密は、法施行日以前に他の行政機関から提供を受けていた特別管理秘密を、法施行時に提供先の行政機関において特定秘密に指定したものである。(この場合、)情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け適切に情報を管理しており、提供先の行政機関が文書を保有しなくても問題は生じないものと考えている。他方、当該情報は指定の要件を満たしており、引き続き特定秘密として保護する必要があることから、提供先においても、指定を維持することが適当であると考えている。 (平成30年7月10日・10月31日審査会) 【経済産業省】 ■ 現在、経済産業省が廃棄協議を行っている文書はいずれも内閣官房が作成した文書の副本である。原本は引き続き内閣官房で保存されており、

意見	各行政機関における対応
	保存期間満了後は国立公文書館に移管されると承知している。したがって、(廃棄を行っても、) 行政文書不存の特定秘密とはならないことから、経済産業省が廃棄することに問題はないと考えている。 (平成 30 年 11 月 6 日 審査会)
✓ 防衛省の保有する特定秘密文書の廃棄に関し、旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況を整理し、当審査会が納得できる説明をすること。	【防衛省】 ■ 旧防衛秘密から特定秘密に移行した時期の文書の状況について、法施行（平成 26 年 12 月 10 日）時点での特定秘密文書の保有件数は、保存期間 1 年以上の文書は 84,547 件、保存期間 1 年未満の文書は 13,746 件であった。 (平成 30 年 11 月 27 日 審査会)
行政文書の保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係	
✓ 特定秘密文書の保存期間を 1 年未満とするのは正本・原本（他省庁が保有する文書も含む）の写しに限定し、その旨を各行政機関の文書管理規則等の内規に定めるよう政府として方針の作成を検討すること。 ✓ 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書について、正本・原本の写し以外のもの（「正本・原本の素材」及び「暗号関係」）については、そのうち保存期間を 1 年以上とすることが極めて困難なものについては、(ア) の例外として各行政機関の内規に明記するよう検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ ガイドラインの改正（平成 29 年 12 月 26 日）を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成 30 年 4 月から施行している。 同改正では、 ①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を設定すること ②保存期間を 1 年未満と設定することができる行政文書の類型を例示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間 1 年未満の行政文書についてその判断基準を明確化すること として、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1 年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。 (平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会)
✓ 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書が大量に廃棄されている実態に鑑み、保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うよう、早急な運用の見直しを行うこと。	【内閣情報調査室】 ■ 平成 30 年 7 月 27 日付で、内閣官房内閣情報調査室次長発事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」を発出した。これにより、保存

意見	各行政機関における対応
	期間を1年以上と設定すべき特定秘密文書の廃棄を防止する効果が見込まれる。 独立公文書管理監が当該検証・監察を行うに当たり、保存期間1年未満の特定秘密文書を全て調査するために一定期間厳重に管理するということは、情報保全上、執務室のキャビネット等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保することから、独立公文書管理監は、抽出して検証・監察をすることが想定される。 本事務連絡を踏まえ、現在、独立公文書管理監において、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うべく準備を進めているところであると承知している。 (平成30年10月31日 審査会)
特定秘密文書件数関係	
✓ 特定秘密文書の廃棄件数について、行政文書の保存期間が1年以上と1年未満を分けた上で、国会報告で明らかにすること。	【内閣情報調査室】 ■ 平成28年中の保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況については、国会報告（平成30年5月閣議決定）24頁に記載している。なお、平成28年中の保存期間1年以上の特定行政文書ファイル等の廃棄がなかったことについては、国会報告（平成29年5月閣議決定）に記載している。 (平成30年7月10日・10月31日 審査会) 【警察庁】 ■ 複製を含めた件数を計上した結果、警察における平成29年12月31日時点の複製物を含む特定秘密文書の件数は約29,000件である。 (平成30年11月6日 審査会)
✓ 各年末時点での特定秘密文書の保有件数につき、特定秘密文書の全体像を明らかにするため、複製を含めた件数についても計上できるよう、その方法をよく検討し、当審査会に報告するよう努力すること。	【内閣情報調査室】 ■ 複製物を含めた文書の数、特定秘密文書を閲覧した延べ人数や特定秘密文書の政府内での活用状況を反映しておらず、また、万一漏えいがあった場合の対応に役立つものでもない。複製物を含めた文書件数の集計について正確、簡易な方法がないか改めて検討したが、集計には長期間を要し、困難である。 (平成30年7月10日 審査会)

意見	各行政機関における対応
	■ 内閣情報調査室から各行政機関に対し照会した結果、平成 29 年末時点における複製物を含む特定秘密文書の政府全体の件数は約 61 万件であることがわかった。 (平成 30 年 10 月 31 日審査会)

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況につき、引き続き当審査会に報告すること。また、国会報告への継続的な記載を検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 平成 29 年中の保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況を国会報告（令和元年 6 月閣議決定）の 23、24 頁に記載済である。 (令和元年 10 月 24 日審査会) 【警察庁】 ■ 国会報告（令和元年 6 月閣議決定）においては、保存期間 1 年未満の特定秘密文書について、平成 29 年中における政府全体の廃棄件数を掲載している。 警察庁が平成 29 年中及び平成 30 年中に廃棄した特定秘密文書は全て、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」である。 (令和元年 11 月 5 日審査会) 【外務省】 ■ 平成 30 年中に廃棄した保存期間 1 年未満の特定秘密文書は全て、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」である。今後も引き続き、審査会に報告する。 (令和元年 11 月 7 日審査会)

【令和元年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況を、国会報告における特定行政文書ファイル等の廃棄状況の項目に記載することを検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係について、ご指摘を受け、来年の国会報告では、廃棄の状況を「行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」の項目に記載することを検討中である。 (令和 2 年 11 月 17 日審査会)

5 運用基準の見直し

政府に対する意見（審査会意見）の背景及び経緯

- ・ 特定秘密保護法の施行に当たり、閣議決定された運用基準においては、「特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合においては、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表する」とされている。
- ・ 国会の情報監視審査会は、特定秘密保護制度の運用に際し、我が国の安全保障に関する情報の秘匿の必要性に留意しつつ、国会の行政監視機能、ひいては国民の知る権利に資するとの観点から設置されたものである。運用基準は特定秘密保護制度の実際の運用における重要な指針であり、その見直しについては、当審査会としても重大な関心を持たざるを得ない。政府は、この点についても国会、とりわけ両院の情報監視審査会に対して十分な説明責任を果たす必要がある。

【平成29年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 特定秘密の指定要件である非公知性に関し、運用基準における「なお、実際の判断に当たっては、…個別具体的にを行う」ことについて、個別具体的な判断に当たっての例示などより具体的な判断基準の作成を検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 特定秘密として指定した情報と同一性を有する情報が、報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると我が国の政府が認定する場合には、我が国の政府により公表されていない場合であっても「公になっていないもの」とはならない。しかし、公表されている情報が特定秘密と同一性を有するかどうかの判断は、個別具体的な状況を踏まえつつ、行政機関の長が行うもので、判断基準を作成することは困難であると考えているが、必要に応じて、個別具体の情報ごとに非公知性の有無について説明してまいりたいと考えている。 （平成30年7月10日・10月31日審査会）

【平成30年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 本年12月に特定秘密保護法施行後5年となり、運用基準を見直す時期を迎えることから、これまで当審査会が指摘してきた以下の事項につき、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。 ① 特定秘密の名称に係る統一方針 ② 行政文書が不存在の特定秘密関係 ・ いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件	【内閣情報調査室】 ■ 運用基準の見直しの検討については、法の施行後5年を経過した後、すなわち令和元年12月10日以降に検討を加えることとされている。検討に当たっては有識者の意見を聴取する一方、平成30年審査会意見の検討結果を衆議院情報監視審査会へ報告する。その後、運用基準を見直す場合には、令和2年度中に情報保全諮問会議の開催を経て閣議決定を行いたいと考えている。いずれにせよ、今後

意見	各行政機関における対応
・ 指定管理簿への記載等記録に残すための措置 ③作成から 30 年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続き ④独立公文書管理監の活動状況の審査会への報告 ⑤独立公文書管理監による検証・監察関係 ・ 各行政機関による特定秘密文書の保存期間の判断の妥当性を検証する業務 ・ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄に対する検証・監察業務 ・ 保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても識見の高い専門家からも意見聴取するプロセス	の国会において適切な説明に努めてまいりたい。 (令和元年 10 月 24 日審査会) 【警察庁】 ■ 運用基準の見直しについては、法施行後 5 年を経過した後に、内閣情報調査室を中心に検討が進められていくものと承知している。当庁においても、審査会からの指摘の点については必要な対応を行っている。 「あらかじめ指定」については、内閣情報調査室から示された考え方にに基づき、慎重な検討の上、将来出現することが確実なものに限り行っている。 なお、警察庁においては、平成 27 年中に指定した人的情報源に関する特定秘密 1 件について、当該指定に該当する情報は現存せず、今後も出現する可能性はないことが確定し、指定の要件を欠くに至ったことから、平成 28 年に当該指定を解除している。 作成から 30 年を超える特定秘密文書については、歴史公文書該当性等を十分に検討の上、保存期間満了時の措置として適切な措置を設定しているところである。 (令和元年 11 月 5 日審査会)
✓ 運用基準の見直しに当たり、上記以外の改正等を行おうとする場合には、当審査会に報告すること。また、運用基準の見直しのスケジュールが決まり次第、速やかに当審査会に報告すること。なお、上記②に関連し、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、文書を保有しないことの正当性について、適切な説明をすること。	上記参照

【令和元年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 運用基準の見直しにつき、当審査会からの意見に加え、パブリック・コメント等により国民の意見も考慮した上で内容を見直し、その結果を当審査会に報告すること。	【内閣情報調査室】 ■ 政府において、両院情報監視審査会、情報保全諮問会議の有識者委員、特定秘密を取り扱っている関係省庁などの意見を踏まえ、検討を重ねてきた。その上で、審査会のご指摘を踏まえ、令和2年4月7日～20日までの間、パブリック・コメントにて意見募集を実施した。 ■ (今回の運用基準の見直しにおいて) 衆議院情報監視審査会からの意見等を踏まえて、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要を具体的に記述するよう努めることを盛り込んだ。 (令和2年11月17日 審査会)

Ⅸ 会長及び委員一覧

(1) 会長一覧

会 長 名	就 任 日	退 任 日
額 賀 福志郎 君（自民）	平成 27 年 3 月 30 日	平成 29 年 9 月 28 日
額 賀 福志郎 君（自民）	平成 29 年 11 月 2 日	平成 30 年 10 月 24 日
浜 田 靖 一 君（自民）	平成 30 年 10 月 24 日	令和 2 年 10 月 26 日
松 野 博 一 君（自民）	令和 2 年 10 月 26 日	令和 3 年 10 月 8 日
小野寺 五 典 君（自民）	令和 3 年 10 月 8 日	令和 3 年 10 月 14 日
小野寺 五 典 君（自民）	令和 3 年 11 月 11 日	—————

(2) 委員一覧（会長は、名前の左に○印）

期 間	委 員 名
平成 27 年 2 月 26 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 松本 純君（自民） 大塚 高司君（自民） 松本 剛明君（民主） 井出 庸生君（維新） 漆原 良夫君（公明） ※11 月 10 日松本剛明君（民主）委員辞任 ※12 月 18 日井出庸生君会派異動（維新→民維ク）
平成 28 年 1 月 4 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 松本 純君（自民） 大塚 高司君（自民） 後藤 祐一君（民維ク） 井出 庸生君（民維ク） 漆原 良夫君（公明） ※1 月 4 日後藤祐一君（民維ク）委員選任 ※3 月 28 日後藤祐一君及び井出庸生君所属会派名称 変更（民維ク→民進） ※8 月 3 日松本純君（自民）委員辞任
平成 28 年 9 月 26 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 今津 寛君（自民） 大塚 高司君（自民） 井出 庸生君（民進） 後藤 祐一君（民進） 漆原 良夫君（公明） ※9 月 26 日今津寛君（自民）委員選任 ※平成 29 年 9 月 20 日後藤祐一君（民進）委員辞任 ※同年 9 月 28 日衆議院解散
平成 29 年 11 月 2 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 今村 雅弘君（自民） 後藤田正純君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立憲） 井出 庸生君（希望） 太田 昭宏君（公明）

期 間	委 員 名
	※平成 30 年 5 月 7 日井出庸生君会派異動（希望→無所属）
平成 30 年 5 月 8 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 今村 雅弘君（自民） 後藤田正純君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立憲） 渡辺 周君（国民） 太田 昭宏君（公明） ※5 月 8 日井出庸生君（無所属）委員辞任、渡辺周君（国民）委員選任 ※9 月 27 日渡辺周君（国民）委員辞任 ※10 月 2 日岩屋毅君（自民）委員辞任 ※同月 4 日大塚高司君（自民）委員辞任 ※同月 24 日額賀福志郎君（自民）及び今村雅弘君（自民）委員辞任
平成 30 年 10 月 24 日～	○浜田 靖一君（自民） 後藤田正純君（自民） 金田 勝年君（自民） 江崎 鐵磨君（自民） 赤澤 亮正君（自民） 山内 康一君（立憲） 大島 敦君（国民） 太田 昭宏君（公明） ※令和元年 9 月 30 日山内康一君所属会派名称変更（立憲→立国社）、大島敦君会派異動（国民→立国社）
令和元年 10 月 4 日～	○浜田 靖一君（自民） 後藤田正純君（自民） 金田 勝年君（自民） 小野寺五典君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立国社） 篠原 孝君（立国社） 太田 昭宏君（公明）
令和 2 年 10 月 26 日～	○松野 博一君（自民） 山口 俊一君（自民） 高市 早苗君（自民） 柴山 昌彦君（自民） 大塚 高司君（自民） 大島 敦君（立国社） 津村 啓介君（立国社） 太田 昭宏君（公明） ※10 月 27 日大島敦君及び津村啓介君所属会派名称変更（立国社→立民） ※令和 3 年 2 月 1 日大塚高司君会派異動（自民→無所属）
令和 3 年 2 月 9 日～	○松野 博一君（自民） 山口 俊一君（自民） 高市 早苗君（自民） 柴山 昌彦君（自民） 盛山 正仁君（自民） 大島 敦君（立民） 津村 啓介君（立民） 太田 昭宏君（公明） ※2 月 9 日大塚高司君（無所属）委員辞任、盛山正仁君（自民）委員選任

期 間	委 員 名
令和３年 10 月 8 日～	○小野寺五典君（自民） 山口 俊一君（自民） 高市 早苗君（自民） 柴山 昌彦君（自民） 盛山 正仁君（自民） 大島 敦君（立民） 津村 啓介君（立民） 太田 昭宏君（公明） ※10 月 8 日松野博一君（自民）委員辞任、小野寺五 典君（自民）委員選任 ※10 月 14 日衆議院解散
令和３年 11 月 11 日～	○小野寺五典君（自民） 高市 早苗君（自民） 柴山 昌彦君（自民） 盛山 正仁君（自民） 大島 敦君（立民） 新垣 邦男君（立民） 和田有一朗君（維新） 大口 善徳君（公明）
令和３年 12 月 6 日～	○小野寺五典君（自民） 田村 憲久君（自民） 松本 剛明君（自民） 伊東 良孝君（自民） 長妻 昭君（立民） おおつき紅葉君（立民） 和田有一朗君（維新） 大口 善徳君（公明） ※12 月 6 日高市早苗君（自民）、柴山昌彦君（自民）、 盛山正仁君（自民）、大島敦君（立民）及び新垣邦 男君（立民）委員辞任、田村憲久君（自民）、松本 剛明君（自民）、伊東良孝君（自民）、長妻昭君（立 民）及びおおつき紅葉君（立民）委員選任

X 委員派遣・海外派遣一覧

1 委員派遣

国会 回次	派遣期間	派遣地	派遣の目的	派遣委員
190 (常)	H28.1.25	東京都 (内閣衛星情報 センター)	行政における特定秘密の指 定及びその解除並びに適性 評価の実施の状況に関する 実情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 平沢 勝栄君 (自民) 委員 松本 純君 (自民) 委員 大塚 高司君 (自民) 委員 後藤 祐一君 (民維ク) 委員 井出 庸生君 (民維ク) 委員 漆原 良夫君 (公明)
196 (常)	H30.6.6	東京都 (内閣衛星情報 センター)	行政における特定秘密の指 定及びその解除並びに適性 評価の実施の状況に関する 実情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 今村 雅弘君 (自民) 委員 大塚 高司君 (自民) 委員 山内 康一君 (立憲) 委員 渡辺 周君 (国民) 委員 太田 昭宏君 (公明)

2 海外派遣

国会 回次	派遣期間	派遣地	派遣の目的	派遣委員
191 (臨) 閉会 後	H28.8.31 ～9.11 (12 日間)	イギリス ドイツ アメリカ	欧米各国における情報機関 に対する議会の監視等の実 情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 後藤 祐一君 (民進) 委員 井出 庸生君 (民進)
193 (常) 閉会 後	H29.9.2 ～9.9 (8日間)	オーストラリア 韓国	オーストラリア及び韓国に おける情報機関に対する議 会の監視等の実情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 平沢 勝栄君 (自民) 委員 今津 寛君 (自民)
196 (常) 閉会 後	H30.7.28 ～8.5 (9日間)	イスラエル フィンランド デンマーク	イスラエル、フィンランド 及びデンマークにおける情 報機関に対する議会の監視 等の実情調査	会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 渡辺 周君 (国民)

XI 参考人一覧

審査会日時	職 業	氏 名
平成 28 年 5 月 12 日 〔平成 27 年年次報告書に 対する意見聴取〕	有人宇宙システム株式会社技術顧問、 元内閣衛星情報センター所長	國見 昌宏君
	一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師、 前駐マレーシア大使	中村 滋君
	特定非営利活動法人情報公開クリアリング ハウス理事長	三木由希子君
平成 29 年 5 月 15 日 〔平成 28 年年次報告書に 対する意見聴取〕	三井住友銀行顧問、元内閣情報官	三谷 秀史君
	ジャーナリスト	春名 幹男君
	特定非営利活動法人情報公開クリアリング ハウス理事長	三木由希子君
平成 30 年 5 月 21 日 〔平成 29 年年次報告書に 対する意見聴取〕	前内閣情報官	植松 信一君
	日本大学危機管理学部教授	小谷 賢君
	専修大学教授	山田 健太君
令和元年 5 月 20 日 〔平成 30 年年次報告書に 対する意見聴取〕	元警視總監 元内閣危機管理監	米村 敏朗君
	公立大学法人兵庫県立大学理事長 ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長	五百旗頭真君
	原後綜合法律事務所代表弁護士	三宅 弘君

XII 活動経過一覧表

年 月 日	事 項
平成 25 (2013)	
10. 15	第 185 回国会（臨時会）召集（会期 55 日間 12. 8 まで）
10. 25	特定秘密の保護に関する法律案（内閣）提出
11. 26	本会議にて、同法案議決（修正）
12. 6	参議院本会議にて、同法案可決、成立
12. 13	特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）公布
平成 26 (2014)	
1. 24	第 186 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6. 22 まで）
5. 30	国会法等の一部を改正する法律案（自民・公明）提出
6. 5	衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案（いずれも自民・公明）提出
6. 13	本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案議決（いずれも修正）
6. 20	参議院本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、成立
9. 29	第 187 回国会（臨時会）召集（会期 54 日間 11. 21 解散）
10. 14	政府が特定秘密の保護に関する法律施行令等を閣議決定
12. 10	特定秘密の保護に関する法律施行 ※法第 11 条（取扱者の制限）は平成 27 年 12 月 1 日から施行 特定秘密の保護に関する法律施行令施行 国会法等の一部を改正する法律施行 衆議院規則の一部を改正する規則施行 衆議院情報監視審査会規程施行
12. 24	第 188 回国会（特別会）召集（会期 3 日間 12. 26 まで）
平成 27 (2015)	
1. 26	第 189 回国会（常会）召集（会期 245 日間 9. 27 まで）
2. 26	本会議にて、情報監視審査会委員選任
3. 30	情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出
5. 18	政府が情報保全諮問会議にて「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）を説明
6. 18	○情報監視審査会【第 2 回】 ・運営協議会設置について協議決定 ・内規各件の制定に関する件について協議決定

6. 22	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
7. 2	○情報監視審査会【第3回】 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 19	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議）
8. 24	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、法務省、公安調査庁、外務省）
8. 27	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（総務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省）
9. 25	○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議、警察庁、公安調査庁、外務省）
11. 10	議長において、委員松本剛明君の辞任許可
11. 19	○情報監視審査会【第8回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、内閣官房、海上保安庁、法務省）
平成 28 (2016)	
1. 4	第 190 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6. 1 まで） 本会議にて、後藤祐一君（民維ク）委員選任。宣誓
1. 20	○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、法務省）
1. 25	○委員派遣（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）
3. 23	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、内閣官房）
3. 30	○情報監視審査会【第3回】 ・平成 27 年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成 27 年年次報告書を提出
4. 1	本会議にて、額賀会長が平成 27 年年次報告書について報告

4. 20	○情報監視審査会【第4回】 ・対政府質疑（外務省）
4. 26	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 12	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取
5. 18	○情報監視審査会【第6回】 ・岩城国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 1	第191回国会（臨時会）召集（会期3日間 8.3まで）
8. 3	議長において、委員松本純君の辞任許可
8. 31 ～9. 11	○海外派遣〔イギリス、ドイツ、アメリカ〕（欧米各国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
9. 26	第192回国会（臨時会）召集（会期83日間 12.17まで） 本会議にて今津寛君（自民）委員選任。宣誓
10. 14	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議）
10. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
10. 26	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省）
11. 9	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11. 21	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁） ・特定秘密提示要求決議
11. 30	○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密の提示（警察庁及び経済産業省） ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、経済産業省及び資源エネルギー庁）
平成 29（2017）	
1. 20	第193回国会（常会）召集（会期150日間 6.18まで）
1. 30	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）

3. 6	○情報監視審査会【第2回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3. 29	○情報監視審査会【第3回】 ・平成28年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成28年年次報告書を提出
4. 4	本会議にて、額賀会長が平成28年年次報告書について報告
4. 27	○情報監視審査会【第4回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定
5. 15	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取
5. 19	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 31	○情報監視審査会【第6回】 ・金田国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
6. 5	○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監）
9. 2 ～9. 9	○海外派遣（オーストラリア及び韓国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
9. 28	第194回国会（臨時会）召集、衆議院解散
11. 1	第195回国会（特別会）召集（会期39日間 12. 9まで）
11. 2	本会議にて情報監視審査会委員の選任 情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出
11. 14	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監）
11. 22	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、内閣官房、独立公文書管理監及び外務省）
11. 30	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、警察庁、総務省及び法務省）
12. 4	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（公安調査庁、内閣官房、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）

12. 8	○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密提示要求決議
平成 30 (2018)	
1. 22	第 196 回国会（常会）召集（会期 182 日間 7.22 まで）
1. 26	○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密の提示（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁） ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁）
1. 31	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、公文書管理課）
3. 6	○情報監視審査会【第3回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3. 28	○情報監視審査会【第4回】 ・平成 29 年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成 29 年年次報告書を提出
4. 3	本会議にて、額賀会長が平成 29 年年次報告書について報告
4. 18	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定
5. 8	本会議にて、委員井出庸生君の辞任許可、渡辺周君（国民）委員選任
5. 9	委員渡辺周君（国民）の宣誓
5. 18	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 21	○情報監視審査会【第6回】 ・参考人からの意見聴取
5. 31	○情報監視審査会【第7回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・内規の一部を改正する件について協議決定
6. 6	○情報監視審査会【第8回】 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告） ○委員派遣（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）
7. 10	○情報監視審査会【第9回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）

7. 28 ～8. 5	○海外派遣（イスラエル、フィンランド及びデンマークにおける情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
9. 27	議長において、委員渡辺周君の辞任許可
10. 2	議長において、委員岩屋毅君の辞任許可
10. 4	議長において、委員大塚高司君の辞任許可
10. 24	第 197 回国会（臨時会）召集（会期 48 日間 12.10 まで） 本会議にて、委員額賀福志郎君及び今村雅弘君の辞任許可、 浜田靖一君（自民）、金田勝年君（自民）、江崎鐵磨君（自民）、 赤澤亮正君（自民）及び大島敦君（国民）を委員に選任 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 浜田靖一会長選出 新任委員の宣誓
10. 31	○情報監視審査会【第 2 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議）
11. 6	○情報監視審査会【第 3 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省）
11. 8	○情報監視審査会【第 4 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11. 27	○情報監視審査会【第 5 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
12. 6	○情報監視審査会【第 6 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
平成 31 (2019)	
1. 28	第 198 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6.26 まで）
3. 5	○情報監視審査会【第 1 回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3. 26	○情報監視審査会【第 2 回】 ・平成 30 年年次報告書の決定 浜田会長から大島議長に平成 30 年年次報告書を提出
4. 2	本会議にて、浜田会長が平成 30 年年次報告書について報告
令和元 (2019)	
5. 14	○情報監視審査会【第 3 回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定
5. 20	○情報監視審査会【第 4 回】 ・参考人からの意見聴取

6. 7	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
6. 18	○情報監視審査会【第5回】 ・宮腰国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 1	第199回国会（臨時会）召集（会期 5日間 8. 5まで）
10. 4	第200回国会（臨時会）召集（会期 67日間 12. 9まで） 本会議にて、委員江崎鐵磨君、赤澤亮正君及び大島敦君の辞任許可、小野寺五典君（自民）、大塚高司君（自民）及び篠原孝君（立国社）を委員に選任 新任委員の宣誓
10. 24	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
10. 29	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）
11. 5	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁）
11. 7	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11. 12	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省）
11. 21	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、警察庁、外務省、出入国在留管理庁、公安調査庁及び内閣官房）
12. 9	○情報監視審査会【第7回】 ・情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものとの決議
令和2（2020）	
1. 20	第201回国会（常会）召集（会期 150日間 6.17まで）
3. 4	○情報監視審査会【第1回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・令和元年年次報告書の決定 浜田会長から大島議長に令和元年年次報告書を提出
3. 19	本会議にて、浜田会長が令和元年年次報告書について報告
6. 16	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告

6. 17	○情報監視審査会【第3回】 ・衛藤国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
9. 16	第202回国会（臨時会）召集（会期 3日間 9.18まで）
10. 26	第203回国会（臨時会）召集（会期 41日間 12. 5まで） 本会議にて、委員浜田靖一君、後藤田正純君、金田勝年君、小野寺五典君、山内康一君及び篠原孝君の辞任許可、 松野博一君（自民）、山口俊一君（自民）、高市早苗君（自民）、柴山昌彦君（自民）、大島敦君（立国社）及び津村啓介君（立国社）を委員に選任 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 松野博一会長選出 新任委員の宣誓
11. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
11. 24	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）
12. 3	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁）
令和3（2021）	
1. 18	第204回国会（常会）召集（会期 150日間 6.16まで）
2. 9	本会議にて、委員大塚高司君の辞任許可、 盛山正仁君（自民）を委員に選任 新任委員の宣誓
3. 16	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
3. 18	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省）
4. 13	○情報監視審査会【第3回】
5. 11	○情報監視審査会【第4回】 ・令和2年年次報告書の決定 松野会長から大島議長に令和2年年次報告書を提出
5. 18	本会議にて、松野会長が令和2年年次報告書について報告
6. 11	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
6. 16	○情報監視審査会【第5回】 ・河野国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並び

		に適性評価の実施の状況に関する報告)
10.	4	第 205 回国会（臨時会）召集（会期 11 日間 10.14 解散）
10.	8	本会議にて、委員松野博一君の辞任許可 小野寺五典君（自民）を委員に選任 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 小野寺五典会長選出
11.	10	第 206 回国会（特別会）召集（会期 3 日間 11.12 まで）
11.	11	本会議にて情報監視審査会委員の選任 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 小野寺五典会長選出
12.	6	第 207 回国会（臨時会）召集（会期 16 日間 12.21 まで） 本会議にて、委員高市早苗君、柴山昌彦君、盛山正仁君、大島敦君、 新垣邦男君の辞任許可、 田村憲久君（自民）、松本剛明君（自民）、伊東良孝君（自民）、長妻 昭君（立民）及びおおつき紅葉君（立民）を委員に選任 情報監視審査会委員の宣誓
令和 4（2022）		
1.	17	第 208 回国会（常会）召集
3.	3	○情報監視審査会【第 1 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
3.	10	○情報監視審査会【第 2 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）
3.	17	○情報監視審査会【第 3 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、内閣官房、警察庁、 総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及 び海上保安庁）
3.	24	○情報監視審査会【第 4 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び外務省）
3.	31	○情報監視審査会【第 5 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、防衛省及び防衛装備庁）

